

1 能登半島地震発生後の主なできごと	234
2 能登半島地震対応記録	236
3 県による新聞広報	246
4 避難所における避難者の推移	252
5 能登半島地震に係る主な県予算の概要	254
6 能登半島地震による 県管理道路通行規制実施状況	259
7 避難所における健康管理活動実施状況	260
8 平成20年度「被災者の健康状況調査」結果	261
9 応急仮設住宅入居者の推移	270
10 全国からの受援状況	272
11 ボランティアの活動状況	287
12 平成19年能登半島地震の検証結果を踏まえ 今後推進すべき施策大綱	291
13 能登半島地震復興プラン(抜粋)	306
14 平成19年(2007年)能登半島地震における 国等の対応状況(平成20年版防災白書(抜粋))	323
15 能登半島地震関連の新聞記事	325

## 1 能登半島地震発生後の主なできごと

平成19年		
3月25日	9時42分頃	能登半島地震発生 マグニチュード6.9 最大震度6強(七尾市、輪島市、穴水町) 死者1人、重軽傷者338人 住家全壊686棟、半壊1740棟(平成21年3月3日現在)
	10時15分	緊急消防援助隊に派遣要請(26日撤収)
	10時45分	石川県消防広域応援隊に派遣要請(26日撤収)
	10時45分	災害対策本部員等連絡会議を開催
	11時8分	自衛隊に災害派遣要請(4月8日撤収)
	12時30分	県災害対策本部を設置(災害対策本部員会議を開催:4月24日まで28回開催)
	16時30分	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町に災害救助法の適用を決定
	その他	救援物資の受入を開始 医療救護チームによる救護活動を実施(4月27日まで) 保健師等による健康管理チームが被災者、避難住民に対する健康管理活動を実施(4月29日まで)
【社会インフラの被災状況】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電最大約11万戸、断水最大13,290戸</li> <li>・ 能登有料道路で大規模崩落11カ所を含む53カ所が被災</li> <li>・ のと鉄道が全面運休</li> <li>・ 能登空港の滑走路に亀裂が生じ、空港を閉鎖</li> <li>・ 輪島市など3市2町の64カ所で土砂災害が発生</li> </ul>		
3月26日	能登空港の応急復旧を完了し、運航を再開 災害義援金の受入を開始 こころのケアチームを避難所等に派遣(4月29日まで) 全ての停電を解消	
3月28日	ボランティアによる被災地復旧・支援活動を実施(5月31日まで)	
3月29日	被災妊産婦ケア事業を実施(11月27日まで) ボランティア輸送バスの運行を開始(4月22日まで)	
3月30日	冬柴国土交通大臣が被災地視察のため来県 のと鉄道の応急復旧を完了し、運行を再開 応急危険度判定調査を完了(対象7,600棟)	
4月2日	被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする旨を公示(3月25日から適用) 避難所へ介護職員を派遣(29日まで)	
4月7日	全ての断水を解消 県現地災害対策本部に総合相談窓口を設置	
4月13日	安倍内閣総理大臣が被災地視察のため来県	
4月17日	能登半島地震に係る補正予算を専決 母子寡婦福祉資金(住宅資金等)の無利子貸付を開始(平成22年3月31日まで) 「ようこそ能登」観光キャンペーンを実施	
4月20日	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町を局地激甚災害に指定 低所得、高齢者世帯等を対象とした生活福祉資金の特例貸付を開始(9月30日受付終了)	
4月23日	災害救助法適用の3市4町の中小企業等を対象とした能登半島地震対策融資を創設	
4月25日	石川県能登半島地震復旧・復興本部を設置(第1回会議を開催) 災害義援金の配分を開始	
4月27日	能登有料道路の応急復旧が完了し、8カ所の迂回路を含む全線2車線で供用を再開	
4月28日	輪島市宅田町、同市門前町館の応急仮設住宅が完成(5月8日までに10カ所完成)	
4月29日	のとじま水族館で「能登半島地震復興支援イベント」を開催 輪島市門前町の門前保健センター内に、心のケアを含めた健康相談窓口を設置	

平成19年	
5月1日	応急仮設住宅に生活援助員を配置開始(5月17日14人配置完了)
5月2日	県議会臨時会を開催(震災復興・危機管理特別委員会を設置)
6月14日	被災者健康状況調査を実施(8月10日まで)
6月28日	「ほっと石川」観光キャンペーンを実施
7月3日	能登半島地震被災中小企業復興支援基金(300億円)を創設
7月7日	夜間通行止の一般国道249号「八世乃洞門」を除き、県管理道路の通行止箇所がすべて解消
8月7日	県震災対策専門委員会による検証を実施
8月20日	(財)能登半島地震復興基金を設立
8月31日	能登半島地震復興基金(500億円)を創設
9月10日	県震災復興支援室を設置
9月24日	災害救助法に基づく全壊世帯、半壊世帯の応急修理が完了
10月3日	能登半島地震復興プランを策定
11月30日	能登有料道路の全迂回路(8カ所)を解消し、全線で本線供用を再開
12月14日	改正被災者生活再建支援法が施行
12月18日	一般国道249号「八世乃洞門」新トンネル建設に着手

平成20年	
2月12日	県震災対策専門委員会が「平成19年能登半島地震の検証結果を踏まえ今後推進すべき施策大綱」を取りまとめ、知事に報告書を提出
3月25日	能登半島地震復興シンポジウムを開催(輪島市) 能登ふるさとモデル住宅(輪島市)が完成
4月25日	能登半島地震に係る知事感謝状贈呈式を実施 能登半島地震復興絵画・作文コンクール表彰式を実施
5月16日	石川県地域防災計画を大幅に見直し
6月6日	県災害対策本部を解散
6月8日	穴水町中心市街地創造的復興プロジェクト事業起工式を実施
7月1日	加賀四湯博開催(10月5日まで)
7月19日	能登ふるさと博開催(10月26日まで)
8月7日	参議院災害対策特別委員会が被災地における復興状況の実情調査のため来県
8月27日	輪島市門前町深見地区で能登半島地震関連の復旧工事が完成
10月4日	能登ふるさとモデル住宅(穴水町)が完成

平成21年	
2月25日	輪島市の災害公営住宅完成(松風台団地10戸)
3月25日	能登半島地震災害記録誌を発行

## 2 能登半島地震対応記録

平成 19 年 (2007 年) 3 月 25 日 (日)

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
9:42 頃	・能登半島沖で地震発生、マグニチュード 6.9、震源の深さ約 11km (七尾市、輪島市、穴水町で震度 6 強、志賀町、中能登町、能登町で震度 6 弱、珠洲市で震度 5 強)	・職員が自主登庁を開始 ・市町・消防等関係機関からの被害情報等の収集を開始 ・金沢地方気象台からの震度情報等を市町・消防等防災関係機関へ FAX 送信 (以降、随時)	・消防庁が災害対策本部を設置 ・国土交通省が非常体制を執る
9:43			・気象庁が県内沿岸全域に津波注意報を発表
9:45			・内閣官房が首相官邸危機管理センターに官邸対策室を設置 ・安倍内閣総理大臣が「被害状況の確認と住民の安全確保に万全を期すよう」指示 ・警察庁、海上保安庁、防衛省、気象庁が災害警備本部等を設置
9:52	・北陸自動車道金沢西 IC～富山 IC 間の上下線が通行止め (同日 11 時 15 分解除)		
9:53			・内閣府、文部科学省が災害対策室等を設置
9:55			・法務省が災害情報連絡室を設置
9:57			・総務省、国土地理院が緊急事態対策本部等を設置
10:00	・能登有料道路 (徳田大津 IC～横田 IC 間) が通行止め ・七尾市災害対策本部を設置 (平成 20 年 6 月 6 日解散) ・珠洲市災害対策本部を設置 (平成 19 年 4 月 25 日解散)		・農林水産省が能登半島沖地震関係局庁連絡会議を設置
10:02			・厚生労働省が災害対策本部を設置
10:10	・輪島市災害対策本部を設置 (平成 20 年 6 月 6 日解散) ・中能登町災害対策本部を設置 (平成 19 年 4 月 27 日解散)		
10:13	・能登空港の滑走路に亀裂を確認したため、空港を閉鎖 (26 日、運航再開)		
10:15	・能登町災害対策本部を設置 (平成 19 年 4 月 25 日解散) ・珠洲市長橋で津波 (第一波) を観測 (高さ 9 cm)	・消防庁に緊急消防援助隊の派遣を要請 (26 日撤収)	
10:20	・穴水町災害対策本部を設置 (平成 20 年 6 月 6 日解散)		
10:21	・金沢で津波 (第一波) を観測 (高さ 8 cm)		
10:30	・田鶴浜道路が通行止め		・経済産業省が防災連絡会議を設置
10:40	・志賀町災害対策本部を設置 (平成 19 年 5 月 21 日解散)		
10:42	・能登有料道路 (横田 IC～穴水 IC 間) が通行止め		
10:45	・奥能登広域圏事務組合消防本部が、金沢市消防局 (代表消防本部) に対し石川県消防広域応援隊の派遣を要請 (26 日撤収)	・災害対策本部員等連絡会議を開催	

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
11:00	・能登有料道路(柳田IC～徳田大津IC間)が通行止め		
11:08	・金沢港で津波を観測(高さ約20cm)	・陸上自衛隊に災害派遣を要請(4月8日撤収)	
11:13	・珠洲市長橋で津波(最大)を観測(高さ約22cm)		
11:15	・北陸自動車道金沢西IC～富山IC間の上下線通行止めを解除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁が愛知、岐阜、福井、新潟県警察の広域緊急援助隊に対して派遣を指示</li> <li>・気象庁が「地震は本震—余震型で推移している。揺れの強かった地域では、十分注意が必要」と発表(第1報)</li> </ul>
11:30			・気象庁が津波注意報を解除
12:30		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を設置(同時に奥能登総合事務所に現地災害対策本部を設置)</li> <li>・災害対策本部員会議(第1回)を開催</li> <li>・同会議終了後、知事は現地(輪島市等)の被災状況等を視察</li> <li>・災害対策ボランティア本部を設置</li> </ul>	
13:00		・応急危険度判定士を派遣(30日まで)	・経済産業省が原子力安全・保安院の電力安全課長を現地に派遣
13:51			・消防庁ヘリコプター(消防庁職員、緊急消防援助隊等)が現地向け出発
14:33			・溝手防災担当大臣ら政府調査団25人が、航空自衛隊の輸送機で現地へ出発
16:00			・気象庁が「今後1週間程度は、震度5強程度の余震が発生するおそれがある」と発表(第2報)
16:30		・3市4町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)に災害救助法の適用を決定	
16:50頃		・知事及び輪島市長が、政府調査団に被災状況等を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溝手防災担当大臣を団長とする政府調査団が輪島市内の被害状況等を調査(26日まで)</li> <li>・輪島市役所内に政府現地連絡対策室を設置(4月24日まで)</li> </ul>
17:00			・内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催
17:20	・能登有料道路別所岳サービスエリアで孤立した137人が七尾市役所中島支所へ避難		
17:45	・陸路による避難が困難となった輪島市門前町深見地区の住民が、海路により鹿磯漁港へ避難		
18:00			・金沢地方気象台が能登における大雨注意報・警報の暫定基準の設定(引き下げ)を発表
18:11頃	・能登半島地震の余震発生、マグニチュード5.3、震源の深さ約10km(輪島市、穴水町で震度5弱)		
19:00			・気象庁が「18:11頃、震度5弱の余震が発生した(これまでに発生した中で最大)」と発表(第3報)

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
19:30	・能登空港の復旧作業を開始		
20:20	・JR北陸本線で運行再開（七尾線は引き続き全線運休）		
21:15		・災害対策本部員会議（第2回）を開催	
22:10	・（株）北陸電力が、「志賀原子力発電所では一時的な停電はあったが復旧済（外部への放射能影響なし）」と発表		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話各社が「災害用伝言板サービス」を実施（4月5日まで）</li> <li>・災害救助犬連合会が輪島市門前町地内に到着、捜索後撤収</li> <li>・警察広域緊急援助隊が捜索活動等を実施（27日まで）</li> <li>・石川県消防広域応援隊が救急活動等を実施（26日まで）</li> <li>・緊急消防援助隊が捜索活動等を実施（26日まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の受入を開始</li> <li>・医療救護チームによる救護活動を実施（4月27日まで）</li> <li>・保健師等による健康管理チームが被災者、避難住民に対する健康管理活動を実施（4月29日まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊が給水・給食支援等を実施（4月8日まで）</li> <li>・日本赤十字社が医療救護活動を実施（4月17日まで）</li> </ul>

## 3月26日（月）

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
0:40			・日本赤十字社が輪島市への救援物資（毛布等）の搬送を完了
2:40	・能登空港滑走路の復旧工事完了		
6:00頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者数がピーク（47カ所、2,624人）</li> <li>・地元消防等が安否確認作業等を実施</li> </ul>		
7:07	・能登空港の閉鎖解除を決定		
7:16頃	・能登半島地震の余震発生、マグニチュード5.3、震源の深さ約10km（七尾市、輪島市、志賀町、穴水町で震度4）		
8:00		・こころのケアチームを避難所等に派遣（4月29日まで）	
9:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部員会議（第3回）を開催</li> <li>・同会議終了後、知事は、志賀町及び穴水町の被災状況等を視察</li> </ul>	
10:30			・気象庁が「今回の地震を『平成19年（2007年）能登半島地震』と命名した」と発表（第4報）
10:42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊が撤収</li> <li>・石川県消防広域応援隊が撤収</li> </ul>	・緊急消防援助隊の派遣解除を要請	
11:03	・能登空港に羽田空港発の第1便が到着		
13:08	・JR七尾線で運行再開（県内のJR全線運行再開）		
14:10	・輪島市が避難勧告を発令（門前町内保（2世帯3人）、門前町嶺（1世帯1人）で家屋倒壊のおそれ）（4月1日15:50解除）		
14:46頃	・能登半島地震の余震発生、マグニチュード4.8、震源の深さごく浅い（志賀町で震度5弱）		

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
16:00			・気象庁が、「14:46頃、震度5弱の余震が発生した。今後も余震に注意し、壊れかけた建物等の倒壊や復旧作業に十分注意してください」と発表(第5報)
16:50	・県内の停電、すべて解消(最大約11万戸が停電:25日)		
17:50	・電話回線が復旧		
18:00		・災害対策本部員会議(第4回)を開催	
18:30			・内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催
その他		・災害義援金の受入を開始(県庁等に受付窓口設置)	・自衛隊が門前健民体育館に緊急物資(毛布)を輸送

## 3月27日(火)

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
0:00	・能登島大橋通行止め(4月2日解除)		
9:15		・災害対策本部員会議(第5回)を開催 ・同会議終了後、知事は七尾市(和倉温泉)の被災状況等を視察	
11:40		・杉本副知事及び地元7市町代表者が平沢内閣府副大臣等へ緊急要望	・平沢内閣府副大臣等が輪島市の被災状況等を調査
18:00		・災害対策本部員会議(第6回)を開催	
その他			・自衛隊が輪島市のブルーシート張りを支援

## 3月28日(水)

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
8:08頃	・能登半島地震の余震発生、マグニチュード4.8、震源の深さ約10km(輪島市で震度5弱)		
9:15		・災害対策本部員会議(第7回)を開催	
18:00		・輪島市役所に現地災害対策本部を移設 ・現地災害対策本部と輪島市災害対策本部等との合同対策会議を開催(4月24日までに21回開催)	
18:15		・災害対策本部員会議(第8回)を開催(現地災害対策本部、輪島市災害対策本部との合同テレビ会議を実施) ・被災者への県税の減免など特例措置の実施を発表	
その他	・輪島温泉観光施設協同組合等が入浴支援を開始 ・ボランティアによる被災地復旧・支援活動を開始(5月31日まで)	・輪島市、穴水町において仮設住宅の建設を決定	・自衛隊が設営した屋外入浴施設(輪島市門前町)の使用を開始(4月7日まで)

## 3月29日(木)

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
6:00頃		・ボランティア輸送バスの運行を開始(4月22日まで毎日運行)	
10:00		・災害対策本部員会議(第9回)を開催	
13:00			・内閣府が輪島市役所で住宅被害認定基準説明会を開催
15:00	・能登有料道路(柳田IC～徳田大津IC間)及び田鶴浜道路の通行止め解除		
その他		・被災妊産婦ケア事業を実施(11月27日まで) ・(社)プレハブ建築協会へ応急仮設住宅100戸建築要請(その後、順次追加要請し、最終的には334戸)	

## 3月30日(金)

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
6:01	・のと鉄道全線運転再開		
9:15		・災害対策本部員会議(第10回)を開催	
13:40頃		・知事及び被災市町長が冬柴国土交通大臣へ緊急要望	・冬柴国土交通大臣が被災地(輪島市内)視察のため来県
17:00			・内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催
その他		・応急危険度判定調査を完了(対象7,600棟)	

## 3月31日(土)

時間	できごと等	石川県の対応	国の対応
6:30		・ボランティア輸送バス出発式(西部緑地公園)で知事がボランティアを激励	
10:00		・災害対策本部員会議(第11回)を開催	
17:12	・輪島市が避難勧告を発令(大沢町(6世帯9人)で落石のおそれ)(4月5日9:00解除)		

## 平成19年(2007年)4月1日～平成20年(2008年)3月31日

月日	できごと等	石川県の対応	国の対応
4月1日(日)	・15:50 輪島市が門前町内保、同町嶺の避難勧告を解除(3世帯4人)	・9:15 災害対策本部員会議(第12回)を開催(以降、4月16日まで、同会議を毎日開催)	・陸上自衛隊による穴水町の給食支援終了
4月2日(月)	・県内8市が、り災証明現地調査に市職員の協力派遣を開始(5月25日まで)	・山岸副知事及び被災市町長が衆議院災害対策特別委員会へ支援を要望 ・り災証明現地調査に県職員の協力派遣を開始(5月11日まで) ・避難所へ介護職員を派遣(29日まで) ・被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする旨を公示(3月25日から適用)	・衆議院災害対策特別委員会が輪島市の被害状況等を調査



月日	できごと等	石川県の対応	国の対応
平成19年 4月3日 (火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>知事が首相官邸を訪問し、安倍内閣総理大臣へ被害状況等を説明し、緊急要望を実施</li> <li>金沢競馬関係者が災害ボランティアに参加</li> <li>奥能登総合事務所で、り災証明発行に係る外観調査研修会を開催</li> </ul>	
4月4日 (水)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテルのときんぶらで被災者に食事と入浴のサービスを実施(25日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊による給水支援終了(七尾市、輪島市、志賀町、穴水町)</li> </ul>
4月5日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>9:00 輪島市が大沢町の避難勧告を解除(6世帯9人)</li> </ul>		
4月6日 (金)		<ul style="list-style-type: none"> <li>奥能登総合事務所で、被災者生活再建支援相談に係る市町職員等に対する説明会を開催</li> </ul>	
4月7日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>8:00 県内の断水、すべて解消(最大13,290戸が断水:3月25日)</li> <li>被災市町において相談窓口を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地災害対策本部に総合相談窓口を設置</li> <li>子どものこころのケアチームを避難所等に派遣(27日まで)</li> </ul>	
4月8日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川県議会議員選挙</li> <li>輪島市門前町深見地区の住民の一時帰宅が可能となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10:08 知事が陸上自衛隊に災害派遣の撤収を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊が輪島市の給食支援、入浴支援を終了</li> </ul>
4月10日 (火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>奥能登総合事務所で、り災証明発行に係る内部調査研修会を開催</li> </ul>	
4月11日 (水)		<ul style="list-style-type: none"> <li>知事が皇居吹上御所を訪問し、天皇・皇后両陛下へ被災状況等をご説明</li> <li>杉本副知事、輪島市長等が、大野総務副大臣等に被害状況等を説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野総務副大臣及び高部消防庁長官が輪島市等視察のため来県</li> </ul>
4月12日 (木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>のとふれあい文化センターで、被災者生活再建支援制度等に関する説明会を開催</li> <li>杉本副知事、被災市町長が、山本農林水産副大臣に緊急要望を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山本農林水産副大臣が輪島市等の被害状況等現地調査のため来県</li> </ul>
4月13日 (金)		<ul style="list-style-type: none"> <li>知事及び輪島市長が、安倍内閣総理大臣に地震の概況等を説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安倍内閣総理大臣が被災地(輪島市内)視察のため来県</li> </ul>
4月17日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輪島市等が被災者生活再建支援窓口を開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島地震に係る補正予算を専決</li> <li>母子寡婦福祉資金(住宅資金等)の無利子貸付を開始(平成22年3月31日まで)</li> <li>石川県能登半島地震災害義援金配分委員会を設置</li> <li>「ようこそ能登」観光キャンペーン実行委員会を設置</li> </ul>	
4月20日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登有料道路(徳田大津IC~横田IC間)の通行止め解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得、高齢者世帯等を対象とした生活福祉資金の特例貸付を開始(9月30日受付終了)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3市3町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に局地激甚災害の指定を閣議決定(公布・施行:25日)</li> </ul>
4月23日 (月)		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法適用の3市4町の中小企業等を対象とした能登半島地震対策融資を創設</li> </ul>	
4月24日 (火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>17:00 災害対策本部員会議(第28回)を開催(同会議の当面の開催見合わせを決定)</li> <li>現地災害対策本部を撤収</li> </ul>	

月日	できごと等	石川県の対応	国の対応
平成19年 4月25日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島地震珠洲市災害復興支援本部を設置</li> <li>能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部を設置</li> <li>能登町災害復興本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川県能登半島地震復旧・復興本部を設置(第1回会議を開催)</li> <li>第1回石川県能登半島地震復旧・復興本部庁内連絡会議を開催</li> <li>災害義援金の配分を開始</li> </ul>	
4月27日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登有料道路(横田IC～穴水IC間)の通行止め解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「元気宣言、能登。」をキャッチフレーズとした風評被害払拭キャンペーンを開始</li> </ul>	
4月28日 (土)		<ul style="list-style-type: none"> <li>輪島市宅田町、同市門前町館の応急仮設住宅の入居開始</li> </ul>	
4月29日 (日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>輪島市門前町の門前保健センター内に、心のケアを含めた健康相談窓口を設置</li> <li>のとじま水族館で「能登半島地震復興支援イベント」を開催</li> </ul>	
4月30日 (月)		<ul style="list-style-type: none"> <li>輪島市門前町道下、穴水町大町の応急仮設住宅の入居開始</li> </ul>	
5月1日 (火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>志賀町富来領家町、同町鶴野屋の応急仮設住宅の入居開始</li> <li>応急仮設住宅に生活援助員を配置開始(5月17日14人配置完了)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福本参議院災害対策特別委員長が被災地(輪島市内ほか)を視察(2日まで)</li> </ul>
5月2日 (水)		<ul style="list-style-type: none"> <li>県議会臨時会を開催(震災復興・危機管理特別委員会を設置)</li> </ul>	
5月3日 (木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>輪島市山岸町の応急仮設住宅の入居開始</li> </ul>	
5月7日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輪島市震災復興本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者への「再建相談センター」を設置(輪島地区、門前地区、穴水地区、七尾地区、富来地区の5カ所)</li> </ul>	
5月8日 (火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>七尾市小島町、同市田鶴浜町、同市中島町浜田の応急仮設住宅の入居開始</li> </ul>	
5月21日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>志賀町災害復興本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県議会震災復興・危機管理特別委員会が被災地(輪島市内ほか)を視察</li> <li>心のケア活動の拠点を門前保健センターから門前町道下地区の心のケアハウスに移動</li> </ul>	
5月25日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>七尾市能登半島地震災害復興本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回石川県能登半島地震復旧・復興本部庁内連絡会議を開催</li> </ul>	
5月26日 (土)			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援特別制度検討会が被災地(輪島市内ほか)を視察(27日まで)</li> </ul>
5月28日 (月)		<ul style="list-style-type: none"> <li>石川県防災会議を開催(震災対策専門委員会の設置を決定)</li> </ul>	
6月4日 (月)		<ul style="list-style-type: none"> <li>県議会震災復興・危機管理特別委員会を開催</li> </ul>	
6月11日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島地震の余震発生、マグニチュード5.0、震源の深さごく浅い(輪島市、志賀町、穴水町で震度4)</li> </ul>		
6月14日 (木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者健康状況調査を実施(8月10日まで)</li> </ul>	
6月28日 (木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会を設置</li> </ul>	
7月3日 (火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島地震被災中小企業復興支援基金(300億円)を創設</li> </ul>	

月日	できごと等	石川県の対応	国の対応
平成19年 7月7日 (土)	・夜間通行止めの一般国道249号「八世乃洞門」を除き、県管理道路の通行止箇所がすべて解消		
7月12日 (木)		・知事が全国知事会議において被災者生活再建支援法の見直しの必要性について説明	
7月23日 (月)			・冬柴国土交通大臣が被災地視察のため来県
8月7日 (火)		・震災対策専門委員会(第1回)による検証を実施	
8月20日 (月)		・(財)能登半島地震復興基金を設立	
8月30日 (木)		・第2回石川県能登半島地震復旧・復興本部会議を開催	
8月31日 (金)		・県議会震災復興・危機管理特別委員会を開催 ・能登半島地震復興基金(500億円)を創設	
9月10日 (月)		・震災復興支援室を設置	
9月24日 (月)	・災害救助法に基づく全壊世帯、半壊世帯の応急修理が完了		
9月25日 (火)		・県議会震災復興・危機管理特別委員会を開催	
10月3日 (水)		・第3回石川県能登半島地震復旧・復興本部会議を開催、能登半島地震復興プランを策定	
10月18日 (木)			・内閣府が災害時要援護者における避難支援対策に関するシンポジウムを開催(輪島市)
10月22日 (月)		・知事が泉防災担当大臣等に対し、改正被災者生活再建支援法の遡及適用を要請	
11月1日 (木)		・震災対策専門委員会(第2回)による検証を実施	
11月9日 (金)	・改正被災者生活再建支援法が成立		
11月25日 (日)	・集落裏山斜面の安全が確保されたことなどから、輪島市門前町深見地区の住民の帰宅が可能となる		
11月30日 (金)	・能登有料道路のすべての迂回路を解消し、全線で本線供用を再開		
12月1日 (土)		・能登ふるさとモデル住宅を着工(輪島市河井町、同市門前町道下)	
12月14日 (金)	・改正被災者生活再建支援法が施行		
12月17日 (月) 10:00		・穴水町のとふれあい文化センターで改正被災者生活再建支援法の説明会を開催	
12月18日 (火)		・一般国道249号「八世乃洞門」新トンネル建設に着手	
平成20年 1月21日 (月)			・金沢地方気象台が大雨注意報・警報の暫定基準廃止を発表
1月26日 (土)	・4:33頃 能登半島地震の余震発生、マグニチュード4.8、震源の深さ約11km(輪島市で震度5弱)		

月日	できごと等	石川県の対応	国の対応
平成20年 1月28日 (月)		・第4回石川県能登半島地震復旧・復興本部会議を開催	
1月29日 (火)		・震災対策専門委員会(第3回)による検証を実施	
2月12日 (火)		・震災対策専門委員会が「平成19年能登半島地震の検証結果を踏まえ今後推進すべき施策大綱」を取りまとめ、知事に報告書を提出	
3月17日 (月)		・県議会震災復興・危機管理特別委員会を開催	
3月23日 (日)	・穴水町が「能登半島地震一周年復興記念式典」を開催		
3月25日 (火)	・輪島市が「3.25能登半島地震復興記念式典」を開催	・能登半島地震復興シンポジウムを開催(輪島市) ・能登ふるさとモデル住宅が完成(輪島市河井町、同市門前町道下)	・北陸農政局が「がんばれ能登!中越!～地震に負けるなおいしい北陸～」を開催(東京都新宿)

## 平成20年(2008年)4月1日～平成21年(2009年)3月25日

月日	できごと等	石川県の対応	国の対応
4月25日 (金)		・能登半島地震に係る知事感謝状贈呈式を実施 ・能登半島地震復興絵画・作文コンクール表彰式を実施	
5月16日 (金)		・石川県防災会議を開催(石川県地域防災計画を大幅に見直し)	
6月6日 (金)	・七尾市、輪島市、穴水町が災害対策本部を解散	・第5回石川県能登半島地震復旧・復興本部会議を開催 ・災害対策本部を解散	
6月8日 (日)		・穴水中心市街地創造的復興プロジェクト事業起工式を実施 ・能登ふるさとモデル住宅の着工(穴水町大町)	
7月1日 (火)	・加賀四湯博開催(10月5日まで)		
7月19日 (土)	・能登ふるさと博開催(10月26日まで)		
7月27日 (日)		・自主防災組織の組織化啓発研修会を開催(穴水町)	
8月1日 (金)		・被災建物被害認定研修会を開催	
8月3日 (日)		・自主防災組織の組織化啓発研修会を開催(羽咋市)	
8月7日 (木)			・参議院災害対策特別委員会が被災地における復興状況の実情調査のため来県
8月27日 (水)		・輪島市門前町深見地区で、能登半島地震関連の復旧工事が完成	
9月7日 (日)		・石川県防災総合訓練を実施(羽咋市)	
9月21日 (日)		・自主防災組織の組織化啓発研修会を開催(白山市)	
10月4日 (土)		・能登ふるさとモデル住宅が完成(穴水町大町)	
10月15日 (水)		・県民防災フォーラムを開催(地場産業振興センター)	

月日	できごと等	石川県の対応	国の対応
平成20年 11月1日 (土)		・自主防災組織のリーダー育成講座を開催(3日まで、消防学校)	
平成21年 1月30日 (金)		・第6回石川県能登半島地震復旧・復興本部会議を開催	
2月25日 (水)	・輪島市の災害公営住宅完成(松風台団地10戸)		
3月25日 (水)		・能登半島地震災害記録誌を発行	

3 県による新聞広報

福〜と石川 No.1443 平成19年4月25日 毎週水曜日掲載

# 広報いしかわ

Ishikawa Prefecture

## 2007.3.25 能登半島地震 被災者の方々の支援に全力!



本日「石川県能登半島地震復興-復興本部」を設置。被災された方々が一日でも早く安心して暮らせるよう、本格的な復旧-復興に向けて取り組みます。また、被災地では、多くのボランティアの方々にご協力いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

**【県 税】 特例措置**

今日の地震で被災された県民の方を対象として次の特例措置を実施します。いずれも申請が必要です。

**【申告納税期限の延長】**  
原則の申告に必要な書類が滅失したため申告納税できない等の理由がある場合、期限を延長します。

**【税の減免】**  
個人事業税、不動産取得税、自動車税の3税については、被害の程度に応じて税額を減免します。

**【納税の猶予】**  
地震被害により、原則を一時に納税することができないと認められる場合、1年以内の期間に限り納税を猶予します。

総合振興課 076(225)2112 | 総合振興課 076(225)1712  
建設課 076(225)2304 | 建設課 076(225)2832

**【学 校】**

家が全壊又は半壊の被害を受けた生徒を対象に次の特例措置を実施します。

**【授業料】**  
県立大学・県立高校・私立高校は、1年間免除となります。

**【入学手数料】**  
県立大学・県立高校は免除となります。また、私立高校は2万円を交付します。

※総合振興課庁舎、保健衛生課庁舎についても同様の取り扱いとなります。  
県立高校：教育委員会庶務課 ☎ 076(225)1818  
県立大学・私立高校：庶務課 ☎ 076(225)1233

**【道 路】** 仮復旧工事から本復旧工事へ

**【被害有料道路】**  
懸命な復旧作業により、これまでに能登川〜横田川間が供用。残る横田川〜穴水川も27日に2車線供用予定です。引き続き、一日も早い完全復旧を目指します。

**【住まい】**

**【応急仮設住宅の整備】**  
住居が被害を受けた市町村で居住できない方を対象に市町村からの要請を受け必要な戸数を整備しています。

**【住宅の建設、購入、補修についての支援制度】**  
住宅に被害を受けた方の住宅の建設、購入、補修のための借入金に対して、利子補給を実施します。

**【国の制度に県独自で上乗せ】**  
全・半壊世帯の再建支援金を支給します。国の被災者生活再建支援法の枠組みに加えて県・市町村が独自で上乗せするなど、1世帯あたり全壊で最高400万円、半壊で最高200万円を支給します。

**【農林水産】**

農林水産施設被害に対し、緊急性の高いものから順次復旧に努めています。  
-農業・林業・水産業の復旧対策-融資関係など各種相談窓口を設置しています。被災状況に応じた技術指導及び支援等を実施しています。  
農業政策課企画調整室 ☎ 076(225)1612

**【健康】**

**【被災者の方々の健康管理】**  
-健康指導チームによる健康管理・食生活相談を実施しています。  
-今後、被災地の高齢者に健康状況調査を実施し、健康相談、栄養相談等、各種の支援を行います。

**【心のケアの実施】**  
-精神科医など専門家による心の健康相談等を実施しています。  
-今後、仮設住宅に相談窓口を開設し、精神科医による巡回相談などの支援を行います。

**【高齢者の支援】**  
-高齢者には、介護サービスの提供や利用支援を実施しています。  
-駅じりもや運動不足による生活不活発の防止のため、軽い運動や健康教室なども実施しています。

**【医療救護活動の実施】**  
-避難所において医療救護活動を展開しています。

**【防 犯】**

県警本部では24時間体制で警戒中!  
★トロボウ被災家庭が狙われています

★ボランティアを募った募財団法  
家財の整理・クリーニングなど  
★振り込め詐欺  
相談金・入院費金など

通報先:緊急(事件・事故)〜「110番」  
○土日に開設!  
消費生活被災地専用相談ダイヤル  
実施日:4/28(土)・29(日) 10:00〜18:00  
☎ 0768(26)2307

**【中小企業に対する金融支援】**

**【制度融資の新設】**  
災害救助法第50条4項の被災中小企業等を対象とした低利融資(利率1%)、保証料軽減制度を新設しました。

対象①被災した企業の復旧に係る設備資金と付帯運転資金  
限度額:1億円 期間:10年(うち償還2年以内)  
利率:1%(保証必須)

※被害発生後定となった地区において建物全壊または半壊した中小企業については利子(当初5年間)及び保証料を全額補助します。

対象②被災や風評被害等による売上減少に伴う運転資金  
限度額:500万円 期間:7年(うち償還2年以内)  
利率:1%(保証必須)

**【信用保証枠の拡大】**  
最新災害発生となった地区については通常枠2倍(500万円)＋特種保証枠500万円に拡大します。  
経営支援課 ☎ 076(225)1522

**被災者生活再建相談窓口の設置**

被災された県民の皆さんの生活再建を支援するための相談窓口を設置しています。

輪南市	災害復興支援室	☎ 0768(23)1100
七尾市	災害対策課	☎ 0767(53)1137
珠洲市	災害対策本部	☎ 0768(82)7878
志賀町	生活安全課	☎ 0767(32)9321
穴水町	健康福祉課	☎ 0768(52)3650
中能登町	災害対策本部総務課	☎ 0767(74)1234
能登町	総務課	☎ 0768(62)8510
羽咋市	総合窓口課	☎ 0767(22)5940
宝達志水町	環境安全課	☎ 0767(29)8140
かほく市	環境安全課	☎ 076(263)7124

**風評被害対策**

風評被害防止のため「ようこそ能登」観光キャンペーン実行委員会を4月17日に設立しました。県では、さまざまな取り組みを通じ、全国の方々に「元気な能登」「元気ないしかわ」を発信することとしています。

平成19年4月25日(水)北國新聞、北陸中日新聞、読売新聞



# 復興 能登半島地震

震災で大きな打撃を受けた能登の地場産業を立て直すため、石川県は「中小企業復興支援基金」を柱とした支援策をまとめた。全国初となる補助金方式の導入をはじめ、幅広いメニューなどによる「石川県方式」を練り上げ、地域経済の復興を強力に後押しします。これを受けて輪島市や穴水町で、被災産業の復興委員会が設立されるなど、地場産業再生への動きが始まりました。

## 地場産業

「中小企業復興支援基金」(仮称)は、国と県が三百億円を共同出資し、県産業創出支援機構が運用し、とくに地域経済を立ち支える漆器業、酒造業、各商店街を重点支援するものです。

## 建物修復などに補助金

この基金は、ハード・ソフト両面での補助金・助成をはじめ、事業者が借りた融資の利息補給、信用保証料の全額補助、補助金をハード面での業務の繰り延べなど、手厚い内容となっております。事業者はハード面での補助を出すが最大の特徴となっており、損壊した建物や設備の修復、商店街の仮設店舗設置などに、百万円から五百万円を補助します。また、復興に向けた人的的財物的な定や販路促進活動など、業に對しても助成します。



4月20日に「はなまる輪島」の懸垂幕を掲げた輪島市役所

# 中小企業支援基金を創設 事業再建を強力に後押し

## 「廃業させない」の思い強く

県が「中小企業復興支援基金」を柱とした三重の支援策を発表したのは、地震発生から二カ月に満たない四月二十日

でした。早期に行き出さないと、地域社会の地盤沈下に陥るを懸念し、このように危機感があつたからにはかならず、

「せむしもと後継者難」の課題をかかえている中、震災を機に廃業を考慮する事業者に、踏ん切りをつけてほしいとの思いで、地元を憂い取り、国の激賞を要する。被災地再生を担う「復興委員会」が、

「能登の漆器産業や酒造産業は、日本を代表する伝統産業であり、重要な観光資源。伝統文化継承の観点からも、衰退すれば将来に悔を残す。また、まちづくりの中核である商店街も、豊(く)しの源が欠けたような状態になれば、地域経済の地盤沈下につながる」

## 能登の風土に 密着した産業

「能登の漆器産業や酒造産業は、日本を代表する伝統産業であり、重要な観光資源。伝統文化継承の観点からも、衰退すれば将来に悔を残す。また、まちづくりの中核である商店街も、豊(く)しの源が欠けたような状態になれば、地域経済の地盤沈下につながる」

「中小企業復興支援基金」で3業種を対象としたことについて、各本誌通知書はどのように強調します。

地盤に根づいた産業の再建が被災地域の再生に欠かせない。4月13日に現地入りした安倍首相は、4月13日に現地入りした安倍首相は、谷本知事は繰り返し説明しました。さらに県は、経済産業省にも働きかけ、国のすみやかな対応を促す。これまでの制度の枠組みを越え、被災地の実態に即した支援策の練り上げに乗り出しました。



被災地を視察、激励する安倍首相

## 【被災中小企業への支援策】

### 輪島塗・商店街・酒造業への重点的な支援策

1. 補助対象(市町、商工部局)が「漆器(漆工芸品及び漆器)」で構成する復興委員会 ※商店街は全半壊の店舗がおおむね10%以上の商店街が対象。
2. 補助事業など

復興計画の特定支援		補助限度額
ハードの復旧支援	作業所・店舗および付帯設備	輪島塗………200万円 商店街・酒造業……100万円
	商店街の仮設店舗	全壊………200万円 半壊………100万円 (投資額5千万円以上は300万円上乗せ)
	その他	1店舗当たり………300万円 (簡)
	ソフト事業への支援(復興PR事業等)	輪島塗………1250万円/年(×5年) 商店街・酒造業………300万円/年(×5年)

全業種に共通の支援策  
1. 制度外融資(従来土地融資制度)にかかる金利(当初5年間)・保証料(全額)の補助  
2. 政府系金融機関の貸付(災害復旧貸付)にかかる金利(当初5年間)の補助  
3. 被災中小企業の販路開拓支援、観光PR(風評被害対策)などのソフト事業

平成19年6月1日(金)北國新聞朝刊8面

# 石川県政特集【後編】

http://www.pref.ishikawa.jp/



土壌の中に仮設の上塗り作業場が完成=5月初め、輪島市の漆器店



商店街の街並み復興などを話し合う商店街主たち=5月25日、穴水町商工会館

## 石川県方式 総合メニュー

## カンフル剤として活用

三層の門の無料貸付金を原資に、県産業創出支援機構が運用し、基金設置の5年間で見られる二十数億円の運用益を、

「基金からの補助金は、復興に立ち上がるための、あくまでカンフル剤。同時に、融資制度については、事業者の過去の債務を延長10年間繰り延べしては、か、建物などの復旧資金の償還期間も最長で10年間とするなど、事業再建を後押しする仕組み。この補助金と制度融資を併用して、事業を立て直してほしい。被災地からは「刀づけれたい」という声もいただいている」。

# 300億円を5年間運用 助成と融資の組み合わせも

## 各地で復興委員会

これを機に、基金からの補助を受け皿となる委員会づくりが始まりました。復興委員会には、個別企業への助成のほか、輪島塗の精進工場や漆器会館の修繕、商店街のゴミセンター施設などの整備、修繕、酒造業では保管庫借り上げなどに助成。さらに、復興PRなどのソフト事業にも運用金をあてます。

## 巡回相談でも支援

この一方、中小企業の事業相談に対応するため、県は五月連休明けから専門家を被災地に派遣しています。被災企業、創出支援機構の職員らも、中小企業診断士によるチームで、支援制度や融資についての相談やアドバイスを行っています。県は復興の取り組みを通し「事業再建はほろろん、復興委員会では地域の活性化」といった課題

県が二割の原資を用意しました。これをもとに、地元が被災地の実態をニーズに応じ、事業者への直接補助など多様な支援策を行う仕組みで、全国に例のない「石川県方式」といわれるゆえです。

## 再建相談センター開設

県は被災中小企業事業者の復興支援のため、下記の各地区に相談窓口をもうけています。時間(平日9時から午後5時)、また、専門的な対応が必要な相談や時間がかかる場合は、巡回相談も実施しています。



東京で開いた「能登輪島物産展」で復興PR。会期中の9日間で約7000人が訪れた

平成19年6月1日(金)北國新聞朝刊9面



# 復興 能登半島地震

## 風評被害 払拭

能登復興と密接にかかわりあう観光の風評被害

## 今夏から全県への誘客キャンペーン

風評被害対策として県は四月中旬、「ようこそ能登」観光キャンペーンを...

「元氣宣言・能登」をキャッチコピーに、映画「約ハカ日誌17」で能登にゆかりのある俳優...

Mで、「能登は元氣」を発信し始めました。

## 知事も街頭キャンペーン

時を同じくして能登有料道路は、二十七日、地震発生から三十三日目に全線開通となり、半島の大動脈が回復...

「観光大使」らの全面協力を得た「元氣宣言・能登」のポスター



7月20日の開通を目指し復旧工事が進む八世乃瀨門(はせのどろもん)＝珠洲市の輪島市街々木

## 「元氣宣言、能登。」を前面に

### 四大都市にキャラバン隊

大型連休中の県内主要温泉地の入り込みは、前年比で約13%減...

## 「復興支援基金」を活用

風評被害は能登だけでなく、加賀、金沢と広範囲に及んでいるとして、県は「よこそ能登」観光キャンペーン実行委員...

### 観光大使 川中美幸さんが「元氣な能登」をPR

石川県ゆかりの著名人が県内外で、お得意の歌、食、スポーツなどを通して、能登へのエールをおくっています。



5月19日の舞台上から風評被害の払拭を呼びかける各本知事と川中さん

平成 19年6月1日(金)北國新聞朝刊10面

## 石川県政特集 [後編]



復興へ、つち音が響いた様上げ穴水町内

## 住宅の耐震化を促進 耐震改修工事費支援へ

石川県は平成七年から、全国平均を下回り、耐震基準に満たない未定住宅の耐震率と耐震改修計画は、補助を行って...

### 耐震化の推進

石川県は、地震被害に對する支援、復興補償とともに、今回の地震を教訓に、住宅や防災拠点施設などの耐震化を一層促進するほか、震災対策専門...

## 防災拠点の耐震化推進

### 地震被害対策緊急整備基金を活用

県は、阪神、淡路大震災を教訓に平成八年、全国で唯一の「地震被害対策緊急整備基金」(二十億)を設け、九年度から...

## 地域防災計画を見直し 専門委員会を設置

石川県の防災対策を定めた地域防災計画について、今回の地震の惨状に合わせ、見直しが必要とされています。



地域防災計画の見直しを目的とした専門委員会の設置は、五月十四日開会

能登半島地震に関する相談窓口 [市町関係]	輪島市/災害対策本部 ☎0768(23)1111	能登町/総務課 ☎0768(62)8510
	七尾市/能登半島地震災害対策室 ☎0767(53)1137	中能登町/総務課 ☎0767(74)1234
	珠洲市/復興復興支援本部 ☎0768(82)7878	羽咋市/総合窓口課 ☎0767(22)6940
	志賀町/生活安全課 ☎0767(32)9321	宝達志水町/環境安全課 ☎0767(29)8140
	穴水町/復興対策室 ☎0768(52)3680	かほく市/環境安全課 ☎076(283)7124
能登半島地震に関する相談窓口 [県関係]	ボランティアの受付 ☎076(225)1365	義援金の申込・配分 ☎076(225)1414
	救護物資の申込・供給状況 ☎076(225)1411	健康に関する相談 ☎0767(53)2482
	中小企業の資金繰り等に関する経営相談 ☎076(225)1512	

平成 19年6月1日(金)北國新聞朝刊11面



# 能登半島地震 復興プラン



総登、加賀でのイベント開催と復興ふり描く映画ロケなど支援

## 風評被害の払拭 今を踏ん張り、反転攻勢へ 石川の魅力を波状的に発信

能登半島地震発生後、石川県の観光業は大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。

石川県の観光業は、能登半島地震発生後、大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。



能登半島地震発生後、石川県の観光業は大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。



石川県の観光業は、能登半島地震発生後、大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。

「ふらり能登ガイドブック」  
2年間で66万部  
石川県の観光業は、能登半島地震発生後、大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。

平成 19年 10月 30日 (火) 北國新聞朝刊 30面

# 石川県政特集 (前編)



## 地域の維持 コミュニティの維持・再生へ 祭りなどの支援で活力保持

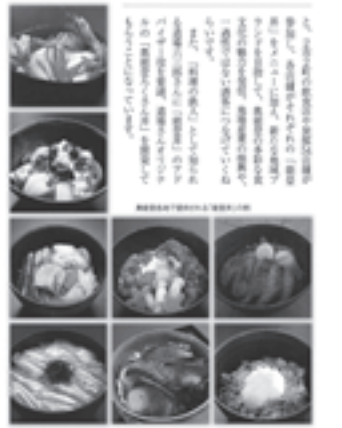
石川県の観光業は、能登半島地震発生後、大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。



石川県の観光業は、能登半島地震発生後、大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。



石川県の観光業は、能登半島地震発生後、大きな打撃を受けた。観光客の減少は、観光業だけでなく、地域の経済にも大きな影響を与えている。しかし、石川県の観光業は、今を踏ん張り、反転攻勢へ進む。石川の魅力を波状的に発信し、観光客の回復を目指す。



平成 19年 10月 30日 (火) 北國新聞朝刊 31面

## 4 避難所における避難者の推移(期間:平成19年3月26日~5月3日)

輪 島 市																
避 難 場 所	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	
サン・アリーナ	120	58	30	30	7	30	35	20	17	11	13	5				
女性センター	200	117	65	65	35	35	84	31	30	23	24	19	19	10	10	
ふれあい健康センター	235	172	110	114	51	40	46	53	44	34	46	41	46	43	43	
国民宿舎輪島荘																
町野支所	10	6	7	7	7	2	2	2	4	4	3	3	3	3		
内屋集会所	12	7	5	5	8	3	3									
西保出張所	17	12	9	9	11	11	28	14	13	13	2					
上大沢集会所	40	20	20	20			23									
三井町市ノ坂集会所	40	16	20	20	16	15										
五十州集会所	5															
門前公民館	100	60	35	35	35	35	40	32	25	23	22	15	15	25	27	
和田前集会所			60	60	16	16	12	10	6	5	6					
くしひ保育所	100	70	100	100	40	40	80	40	30	18	20	11	10			
本郷公民館	10	10	16	16	10	10	8	5								
浦上公民館(あすなろ交流館)	60	100	50	50	50	50	20	35	30	8	6					
松風台保育所	30	40	35	35	20	20	14									
七浦公民館	10	20	5	5	4	4										
諸岡公民館	300	190	180	180	70	70	70	80	75	68	70	70	70	46	39	
黒島公民館	120	60	70	70	40	40	40	42	38	30	22	19	17	12	8	
門前会館	200	200	150	150	100	100	105	105	71	60	71	43	34	33	33	
剣地公民館	80	40	50	50	23	23	22	23	10	2	9	3	3	2		
阿岸公民館	60	40	30	105	100	100	90	90	80	67	80	58	59	60	61	
小山集会所	35	30	30	30	52	52	25	23	17	13	7					
鹿磯集会所	200															
門前西小学校	70	270	270	195	173	173	171	149	126	50	84					
門前ビューサンセット												49	36	45	36	
門前保健センター	80	50	65	65	65	65	50	15	13	10	13	13	16			
門前児童館	50	60	50	50	30	30	25	30	31	15	31	13	7			
国民宿舎つるぎ荘	30	20	20	20	24	24	17	14	18	12	17	10	7	7	7	
輪島地区計	674	408	266	270	135	136	221	120	108	85	88	68	68	56	53	
門前地区計	1540	1260	1216	1216	852	852	789	693	570	381	464	311	274	230	211	
避難所数計	26	24	25	25	24	24	23	20	19	19	19	16	14	11	9	
合 計	2214	1668	1482	1486	987	988	1010	813	678	466	552	379	342	286	264	
穴 水 町																
穴水町林業センター	62	49	39	34	31	29	31									
穴水町老人保健施設	47	36	27	25	28	21	19									
穴水町役場	10	10	16	20	19	20	20									
此木集会所	5															
木原集会所	7															
上中集会所	5	5														
キャッスル真名井								56	59	53	55	54	51	46	49	
グループホーム聖頌園								2	2	2	2	2	2	2	4	
朱鷺の苑												2	2	2	2	
避難所数計	6	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3	
合 計	136	100	82	79	78	70	70	58	61	55	57	58	55	50	55	
志 賀 町																
前浜集会所	75	70	11	9	12		4									
笹波集会所	63	8	20	24	23	17	11	15	12	13	11	11	6	5	10	
赤崎センター			8													
酒見構造改善センター	20	3	28	5	5	5	4	4	2	2				1	1	
領家町コミュニティセンター	12	31	29	16	20	20	9	20	1	14	9	9	8	10		
裨造第二センター	22	10	6	29	29	25	26	26	26	26	25	25	25	20	15	
地頭町会館										2						
東小室集会所			1													
富来女性センター	6	3														
避難所数計	6	7	6	5	5	4	5	4	4	5	3	3	3	4	3	
合 計	198	126	102	83	89	67	54	65	41	57	45	45	39	36	26	
七 尾 市																
和倉公民館	33	3	1	3	3	3										
中島支所	8	2	1	5	5	5	4	1								
袖ヶ江公民館	4	3		1	1	1	1									
西岸公民館	6	7	6													
鈍打公民館	2															
鵜浦町ふれあいセンター	5															
田鶴浜町丸山集会所	2															
健康福祉プラザさつき苑		2														
避難所数計	7	5	3	3	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	60	17	8	9	9	9	5	1	0	0	0	0	0	0	0	
中 能 登 町																
横町会館	3	3														
避難所数計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
能 登 町																
神野公民館	13	4														
能登町役場		3														
避難所数計	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	13	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
避難所数合計	47	43	37	36	35	34	33	27	25	26	24	22	20	18	15	
県内避難者合計	2,624	1,921	1,674	1,657	1,163	1,134	1,139	937	780	578	654	482	436	372	345	

4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3
10																							
34	38	34	34	30	31	29	30	32	30	29	28	23	19	19	19	18	18	19					
7	8	9	11	11	11	11	11	11	12	13	13	13	13	13	13	13	13	12	14	12	12	12	
24	24	24	21	20	23	20	20																
39	38	38	38	39	41	38	38	39	38	38	39	39	38	38	40	40	39	39	36	34			
26	23	22	23	23	24	24	23	40	40	41	35	35	32	32	32	32	32	33	26	26	17		
2	2	3	2	3	3																		
64	60	61	61	61	62	59	59	60	60	60	60	60	62	62	63	61	60	61	62	64			
39	39	40	40	39	38	37	37	36	36	35	35	35	33	33	33	36	27	26	26	26			
7	7	5	3	3	3	3	3	3															
51	46	43	45	41	42	40	41	43	42	42	41	36	32	32	32	31	31	31	14	12	12	12	0
201	193	193	188	188	194	181	180	175	174	174	169	169	165	165	168	169	158	159	150	150	17	0	0
10	9	9	9	9	9	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	2	1	0
252	239	236	233	229	236	221	221	218	216	216	210	205	197	197	200	200	189	190	164	162	29	12	0
46	47	47	47	49	50	47	49	48	47	48	49	46	46	45	41	40	40	41	41	42	23	17	
4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
52	53	53	53	56	57	54	56	55	54	55	56	53	53	52	48	47	47	48	48	49	30	20	0
10	10	11	6	6	6	6	6	6	6	6													
1	1	1																					
15	18	17	17	16	16	14	12	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
26	29	29	23	22	22	20	18	17	17	16	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	15	15	14	14	14	13	13	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	6	5	0
330	321	318	309	307	315	295	295	290	287	287	277	269	261	260	259	258	247	249	223	222	70	43	0

県内のすべての避難所は5月3日で閉鎖

※5月1、2、3日の集計は17：00現在



- (4) 災害弔慰金の支給 1,875千円  
 死亡された方に対する災害弔慰金（輪島市 1名）の支給  
 支給額 2,500千円（国1/2、県1/4、市1/4）
- (5) 被災企業に対する支援
- ① 能登半島地震対策融資 ＜制度創設＞  
 災害救助法適用の7市町の被災中小企業を対象とした低利融資（利率1%）、保証料軽減  
 制度を創設
- ア 能登半島地震対策融資（復旧支援分）  
 融資対象 被災した企業の復旧に係る設備資金等  
 限度額 1億円  
 期間 10年（うち据置2年以内）  
 利率 1.0%（保証必須）  
 保証料は通常より、0.5%軽減
- イ 能登半島地震対策融資（復興支援分）  
 融資対象 被災や風評被害等による売上減少（1ヵ月で△10%）に伴う運転資金  
 限度額 80,000千円  
 期間 7年（うち据置2年以内）  
 利率 1.0%（保証必須）  
 保証料は通常より、0.5%軽減
- ② 能登半島地震対策資金補助金 ＜制度創設＞  
 激甚災害に指定された地区において、建物が全壊又は半壊した中小企業が借り入れた能登  
 半島地震対策融資（復旧支援分）の利子（当初5年間）及び保証料を全額助成
- ③ 制度融資の償還猶予の条件緩和 ＜制度創設＞  
 災害救助法適用地域内の中小企業を対象に1年間の償還猶予制度を拡充  
 （既存制度）  
 最近3ヵ月間の売上高が、過去3年間のいずれかの年の同期間の売上高に比べ10%以  
 上減少（実績）  
 （要件緩和）  
 最近1ヵ月間の売上高が、過去3年間のいずれかの年の同期間の売上高に比べ10%以  
 上減少（見込み）
- (6) 風評被害への対策
- ① 「元気宣言、能登。」観光キャンペーンの実施 93,000千円  
（実行委員会事業費ベース139,500千円）  
 能登地域の観光風評被害払拭のため、県、市町、民間が一体となった実行委員会が実施す  
 る観光キャンペーンに対する助成
- ・新聞への全面カラー広告の掲載、ラジオCMの放送
  - ・JR主要駅、高速道路サービスエリアへのポスター掲出
  - ・三大都市圏での街頭キャンペーンの実施
  - ・生活情報誌での「工房の街・輪島」復興の姿紹介
  - ・「能登半島応援キャンペーン」を実施する旅行代理店への能登有料道路通行料の助成  
 （4月27日～6月末）
- ② 輪島塗の首都圏緊急キャンペーンに対する支援
- ア 首都圏における輪島塗の展示会開催 7,500千円  
（事業費ベース15,000千円）  
 日本商工会議所催事場（東京・丸の内、5月中旬）など
- イ 首都圏等における輪島塗の緊急販売促進活動 2,500千円  
（事業費ベース5,000千円）  
 一般消費者、ホテル、料亭等を対象とした利用促進のためのモニター調査

## (7) 公共施設災害の応急復旧

県立学校の応急復旧	51,000千円
門前高等学校 体育館の復旧	

## 2 平成19年度6月補正予算(6月28日) 債務を含め 101,186,280千円

## (1) 災害の早期復旧

① 公共土木施設	債務を含め	11,155,856千円
・道路・橋りょう	債務を含め	6,248,431千円
国道249号(輪島市町野町曾々木:八世乃洞門)など363カ所		
・砂防・地すべり・急傾斜地	債務を含め	2,245,558千円
輪島市門前町深見など59カ所		
・河川・海岸	債務を含め	2,064,093千円
八ヶ川(輪島市門前町)など88カ所		
・港湾	債務を含め	597,774千円
七尾港大田岸壁など67カ所		
② 能登有料道路		3,251,000千円
道路公社の災害復旧に対する助成(全体事業費9,762,000千円)		
③ 能登空港		225,306千円
滑走路、誘導路など		
④ 農林水産業施設		5,086,347千円
・漁港・漁業用施設		2,354,113千円
富来漁港岸壁など58カ所		
・土地改良施設等		1,567,878千円
農地、農道、水路・ため池など698カ所		
・治山等		649,190千円
輪島市門前町中野屋など26カ所		
・林道・林業施設		515,166千円
切挾線(輪島市門前町)など122カ所		
⑤ 生活排水施設		674,977千円
農業集落・漁業集落排水施設 21カ所		
⑥ 社会福祉施設		326,766千円
・高齢者関連施設 30カ所		
・児童関連施設 29カ所		
・障害者関連施設 11カ所		
・救護施設 1カ所		
⑦ 県立学校		438,492千円
輪島実業高等学校など17校		
⑧ 文化財		15,536千円
阿岸本誓寺など12カ所		

## (2) 復興に向けた支援

① 復興プランの策定		10,000千円
② 被災地の復興・被災者の自立支援		
能登半島地震復興基金の創設		50,000,000千円
運用益により、被災地の復興や被災者の自立に向けた取り組みを機動的に支援		
・被災者の生活の再建・安定		
・地域・文化の復興・振興		
など		
③ 中小企業の再建・復興		
能登半島地震被災中小企業復興支援基金の創設		30,000,000千円



運用益により、被災した中小企業の再建・復興への取り組みを機動的に支援

- ・金融支援
  - 企業の設備資金等の利子（5年間分）・保証料を全額助成（激甚災害指定地区）など
- ・輪島塗、商店街、酒造業
  - 事業用施設設備復旧、共同施設復旧、仮設店舗設置、販売促進活動などへの助成
- ・観光キャンペーン
  - マスメディアを活用した情報発信、誘客のためのイベント開催、ボランティア感謝の集いの開催
  - など

### (3) 震災対策の強化

- 地域防災計画の見直し 2,000千円
  - 専門委員会による震災対応の検証、より実践的な内容の検討

### 3 平成19年度9月補正予算（10月1日）

- ・能登半島地震被災者の健康サポートの強化 2,000千円
  - 在宅の要支援者に対するところと体の元気教室の開催、家庭訪問

### 4 平成19年度12月補正予算（12月17日）

- ・角海家（県指定文化財）修復に向けた調査に対する助成 1,000千円

### 5 平成19年度3月補正予算（3月19日）

- ・能登半島地震からの着実な復旧・復興（国補正関連） 243,490千円
  - 本町線・大町通り線（穴水町）、八世乃洞門（国道249号）

### 6 平成20年度当初予算（3月19日）

1,737,800千円

能登半島地震からの創造的復興

#### (1) 震災の総括と「復興元年」を象徴する取り組み

- ・能登半島地震復興シンポジウムの開催（H20年3月25日）（復興基金）
- ・ボランティア感謝の集い開催支援（H20年3月23日）（中小企業復興支援基金）
- ・能登ふるさとモデル住宅の完成・公開（H20年3月25日）
- ・能登半島地震災害記録誌の発行 5,500千円

#### (2) 安全・安心な暮らしの再建

- ・住宅の再建支援
  - 能登半島地震被災者の生活再建支援（県制度） 210,000千円
  - 住宅再建総合相談の実施、建築士等専門家の派遣（復興基金）
  - 住まい・まちづくり協議会の活動支援（復興基金）
  - 住宅の建設等に対する支援（復興基金）
- ・安全・安心な生活支援
  - 被災者の健康状況フォローアップ調査 3,800千円
  - 被災地高齢者のための健康づくり教室の開催 3,400千円
- ・生活基盤の整備推進
  - 能登有料道路の機能向上 185,000千円
    - ゆずりレーンⅤ期（穴水町越の原地内）
    - ゆずりレーンⅢ期延伸（七尾市中島町田岸地内）
    - 別所岳サービスエリア拡張（遊歩道・広場整備）
  - 復興の核となる道路整備 1,205,000千円
    - 大町通り線・本町線・穴水劔地線（穴水町）、和倉港和倉駅線、

府中七尾駅線（七尾市）、河井町横地線（輪島市）、春日通り線（珠洲市）、  
新町通り線（能登町）

### （3）地域の特色ある産業・経済の再建・復興（中小企業復興支援基金）

- ・中小企業の復興支援
  - 重点支援業種（輪島塗、商店街、酒造業）への支援
    - 輪島塗部門別コンテスト・商店街空き店舗入居誘致・酒蔵ツアーに対する助成
    - 事業用施設設備復旧、仮設店舗設置、販売促進活動などに対する助成
  - 販路開拓への支援
    - 特産品等の共同販売所開設に対する助成
  - 金融支援
    - 企業の設備資金の利子・保証料を全額助成（激甚災害指定地区）

### （4）持続可能な地域づくり

- ・地域資源の保存・活用
  - ・能登ブランドの振興・創生支援
    - 地域資源を活用した地域づくり、まちづくりの取り組みに対する支援（復興基金）
    - 地域ブランド（地域の魅力発信・名物づくり）、コミュニティビジネス
  - ・奥能登ウェルカムプロジェクトの推進 10,000千円
    - 奥能登2市2町の連携による「能登井」夏メニューの開発、
    - 能登回廊100選による情報発信など
  - ・能登らしい景観・文化の保全・活用
    - 角海家の修復と活用に対する支援
- ・交流とにぎわいの創出
  - ・大都市圏等との交流創出イベントに対する支援（復興基金）
  - ・交流居住等の推進
    - 全国的なイベントやポータルサイトを活用した情報発信 2,000千円
    - 移住・交流居住の受入を担う組織の創設・育成に対する支援（復興基金）
  - ・グリーン・ツーリズムの推進 3,600千円
    - 子ども農山漁村交流プロジェクトなど
  - ・能登空港の安定需要の確保に向けた利用促進活動の展開 105,000千円
    - 能登ファンクラブ立ち上げ、PR強化など
  - ・全国過疎問題シンポジウムの開催 4,500千円
    - H 20年10月、輪島市ほか

### （5）風評被害の払拭キャンペーン（中小企業復興支援基金）

- ・能登ふるさと博の開催
  - 復興記念コンサート、能登元気市（七尾市、輪島市、珠洲市）の開催など
- ・全県的な観光キャンペーン
  - マスメディアとのタイアップによる情報発信、・加賀温泉郷回廊キャンペーンなど地域の魅力を高める取り組みへの支援

## 6 能登半島地震による県管理道路通行規制実施状況

No.	路線名	箇所	理由	通行止め開始日時		通行止め解除日時		解除に至るまでの応急作業 及び仮工事内容
				月日	時間	月日	時間	
1	一般国道 249号	珠洲市真浦町 (逢坂トンネル)	落石 L=100m	3月25日	10時45分	3月25日	13時20分	落石(φ2.0m N=10個)を除去後 全面供用
2	一般国道 249号	輪島市渋田町	崩土 L=70m	3月25日	10時58分	3月26日	5時00分	路面のクラック補修後片側交互通行で供用し、アスファルト合材で段差解消後全面供用
3	一般国道 249号	輪島市深見町	段差 L=581m	3月25日	10時58分	3月25日	14時00分	〃
4	一般国道 249号	輪島市大野町	崖崩れ L=235m	3月25日	10時58分	3月25日	14時00分	崩土除去し、大型土のう設置後片側交互通行で供用
5	一般国道 249号	輪島市門前町 剣地	陥没 L=160m	3月25日	10時58分	3月25日	13時20分	路面のクラック補修後片側交互通行で供用し、アスファルト合材で段差解消後全面供用
6	一般国道 249号	輪島市里町	崩土 L=80m	3月25日	10時58分	3月27日	8時30分	崩土を一部除去し、大型土のうを設置後片側交互通行で供用
7	一般国道 249号	志賀町深谷	崩土 L=108m	3月25日	11時33分	3月29日	6時00分	崩土除去し、大型土のうを設置後片側交互通行で供用
8	一般国道 249号	志賀町大福寺	路肩決壊 L=95m	3月25日	11時33分	3月29日	6時00分	迂回路(1車線)築造後片側交互通行で供用
9	一般国道 249号	志賀町大福寺	路肩決壊 L=87m	3月25日	11時33分	3月29日	6時00分	〃
10	一般国道 249号	輪島市町野首々木 (八世乃洞門)	落石 L=20m	3月27日	1時30分	7月7日	12時00分	既設シールド内に大型ボックス設置後、片側交互通行で供用*
11	主要地方道 輪島浦上線	輪島市大沢町	落石危険 L=24m	3月25日	17時00分	4月22日	6時00分	本復旧の落石防護網(ポケット式)設置後、全面供用
12	主要地方道 輪島浦上線	輪島市下山町	法面崩壊 L=189m	3月30日	7時20分	4月1日	7時00分	崩土を除去し、大型土のうを設置後片側交互通行で供用
13	主要地方道 珠洲里線	輪島市町野 鈴屋、珠洲市 若山町上山	路面亀裂 L=457m	3月25日	11時33分	3月31日	8時00分	生コンクリート及びアスファルト合材で段差解消後、全面供用
14	主要地方道 珠洲里線	輪島市里町・ 町野町川西	路面段差 L=632m	3月25日	17時00分	3月31日	8時00分	アスファルト合材で段差解消後、全面供用
15	主要地方道 七尾能登島公園線	七尾市石崎町・ 能登島半浦町 (能登島大橋)	点検	3月25日	10時40分	3月25日	11時20分	徒歩による橋梁点検後、全面供用
16	主要地方道 七尾能登島公園線	七尾市石崎町・ 能登島半浦町 (能登島大橋)	橋脚損傷 N=20カ所	3月27日	0時00分	4月2日	6時00分	橋脚の応急補修後、全面供用(徐行)
17	主要地方道 深谷中浜線	志賀町酒見	崩土 L=49m	3月25日	12時15分	3月25日	15時10分	落石岩塊を一部除去後、片側交互通行で供用
18	主要地方道 穴水剣地線	穴水町河内	崩土 L=102m	3月25日	13時50分	3月26日	13時00分	崩土除去し、大型土のう設置後全面供用
19	主要地方道 穴水剣地線	輪島市 門前町白禿	崩土 L=274m	3月25日	18時00分	3月27日	12時00分	崩土除去後、全面供用
20	一般県道 庵橋浦太田新線	七尾市大田町	陥没 L=553m	3月25日	10時30分	3月25日	14時55分	路面のクラック補修後片側交互通行で供用し、アスファルト合材で段差解消後全面供用
21	一般県道 豊田笠師停車場線	七尾市中島町 塩津	崩土 L=29m	3月25日	10時30分	3月26日	16時00分	崩土除去し、大型土のう設置後全面供用
22	一般県道 小滝北川線	輪島市門前町 猿橋	電柱倒壊 N=1本	3月25日	17時00分	3月26日	12時00分	落石除去し、大型土のうを設置後全面供用
23	一般県道 滝又三井線	輪島市三井町 興徳寺	崩土 L=40m	3月25日	12時00分	3月27日	16時30分	崩土除去後、全面供用
24	一般県道 滝又三井線	輪島市三井町 興徳寺	崩土 L=40m	3月29日	13時00分	3月29日	17時00分	〃
25	一般県道 滝又三井線	輪島市三井町 興徳寺	崩土 L=40m	3月31日	8時30分	4月1日	11時30分	〃
26	一般県道 滝又三井線	輪島市三井町 興徳寺	崩土 L=40m	4月2日	19時00分	4月4日	17時00分	〃
27	一般県道 柳田里線	輪島市 西院内町	崩土 L=10m	3月25日	10時58分	3月25日	13時20分	〃
28	一般県道 百海七尾線	七尾市 柑子町・佐野町	路面段差 L=53mm	3月25日	14時40分	3月26日	17時00分	崩土除去し、アスファルト合材で段差解消後全面供用
29	一般県道 七尾鳥屋線	七尾市 国分町・白馬町	陥没 L=273m	3月25日	11時55分	3月26日	15時30分	路面のクラック補修及びアスファルト合材で段差解消後、全面供用
30	一般県道 若葉台松本線	志賀町 小室・若葉台	路肩決壊 L=62m	3月26日	10時30分	3月27日	12時00分	路面クラック補修後片側交互通行で供用し、アスファルト合材で段差解消後全面供用
合計	14路線	延べ30カ所						

注) 平成21年1月31日現在 ・通行止め 0カ所  
 ・片側交互通行 1カ所 (※No.10八世乃洞門平成21年12月(予定)まで夜間5時間通行止め)

## 7 避難所における健康管理活動実施状況(期間：平成19年3月25日～4月29日)

(1) 健康管理チーム数

(単位：チーム・人)

月日	旧 門前町	旧 輪島市	穴水町	志賀町	合計	累計
3/25	5	0	0	0	5	5
3/26	11	0	0	0	11	16
3/27	11	0	0	0	11	27
3/28	11	0	0	0	11	38
3/29	11	0	0	0	11	49
3/30	14	0	0	0	14	63
3/31	14	0	0	0	14	77
4/ 1	16	4	4	2	26	103
4/ 2	16	4	4	2	26	129
4/ 3	17	4	3	3	27	156
4/ 4	17	4	3	3	27	183
4/ 5	14	3	3	2	22	205
4/ 6	14	3	3	1	21	226
4/ 7	14	3	3	1	21	247
4/ 8	14	3	3	1	21	268
4/ 9	14	2	2	1	19	287
4/10	14	2	2	1	19	306
4/11	14	2	2	1	19	325
4/12	14	2	2	1	19	344
4/13	9	2	2	1	14	358
4/14	9	2	2	1	14	372
4/15	8	1	1	1	11	383
4/16	8	1	1	1	11	394
4/17	8	1	1	1	11	405
4/18	8	1	1	1	11	416
4/19	7	1	1	1	10	426
4/20	7	1	1	1	10	436
4/21	8	1	1	0	10	446
4/22	8	1	1	0	10	456
4/23	8	1	1	0	10	466
4/24	8	1	1	0	10	476
4/25	7	1	1	0	9	485
4/26	7	1	1	0	9	494
4/27	7	0	1	0	8	502
4/28	7	0	1	0	8	510
4/29	7	0	1	0	8	518
チーム 延数	386	52	53	27	518	
従事者 延数	772	104	106	54	1,036	

(2) 有症状者数

(単位：人)

月日	旧 門前町	旧 輪島市	穴水町	志賀町	七尾市	合計
3/25						
3/26						
3/27						
3/28	42	39	31	21	1	134
3/29	91	17	37	58	0	203
3/30	106	4	31	41	0	182
3/31	87	5	35	28	0	155
4/ 1	64	30	18	10	0	122
4/ 2	84	15	13	26	0	138
4/ 3	57	7	9	22	0	95
4/ 4	69	13	17	15		114
4/ 5	40	12	17	19		88
4/ 6	48	17	17	12		94
4/ 7	57	14	6	9		86
4/ 8	62	16	10	10		98
4/ 9	41	5	7	13		66
4/10	39	8	17	15		79
4/11	43	5	17	14		79
4/12	43	5	9	11		68
4/13	45	12	10	4		71
4/14	46	14	10	4		74
4/15	31	9	10	3		53
4/16	32	6	1	6		45
4/17	34	4	3	1		42
4/18	37	6	1	1		45
4/19	30	3	0	2		35
4/20	23	3	5	0		31
4/21	15	4	1	3		23
4/22	17	3	0	0		20
4/23	24	7	1	0		32
4/24	32	15	1	0		48
4/25	33	10	1	0		44
4/26	28	5	1	0		34
4/27	31	8	1	0		40
4/28	20	0	0	0		20
4/29	14	0	1	0		15
合計	1,465	321	338	348	1	2,473

注) 七尾市は、県保健福祉センター保健師などが巡回により健康管理活動を実施

## 8 平成20年度「被災者の健康状況調査」結果

### 1 調査対象世帯

災害救助法適用の7市町のうち、全壊・半壊世帯 2,002 世帯  
(前年度(平成19年度)調査:1,763 世帯)

### 2 調査方法

保健師、看護師等が対象者宅を訪問し、聞き取り調査(6月~9月)  
(前年度調査:6月~8月)

### 3 集計対象者

調査対象世帯のうち、協力の得られた1,738世帯の18歳以上の被災者、3,660人  
(前年度調査:1,491世帯、3,236人)

### 4 調査結果

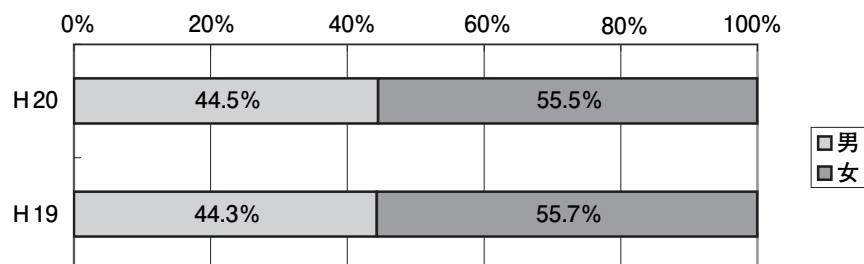
#### (1) 回答者(3,660人)の属性

##### ① 性・年齢階級別

##### ア 性別(図1)

「男性」が44.5%、「女性」が55.5%であり、前年度調査とほぼ同様の割合であった。

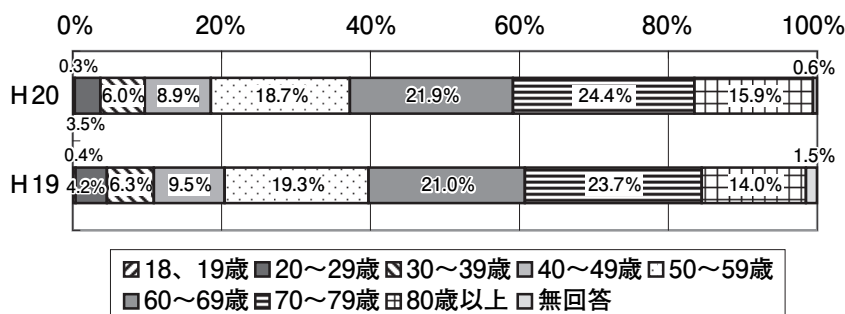
図1 回答者の内訳：性別



##### イ 年齢階級別(図2)

「60歳代」が21.9%、「70歳代」が24.4%、「80歳以上」が15.9%で、「60歳以上」が62.8%を占めた。前年度調査とほぼ同様の割合であった。

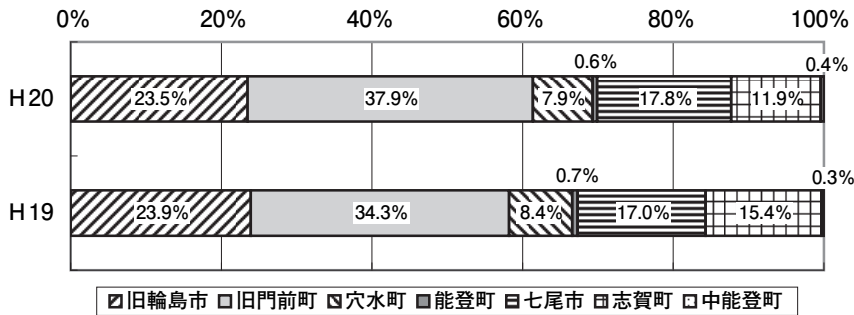
図2 回答者の内訳：年齢階級別



## ② 市町別 (図3)

「旧門前町」が37.9%で最も多く、次いで「旧輪島市」が23.5%で、前年度調査とほぼ同様の割合であった。

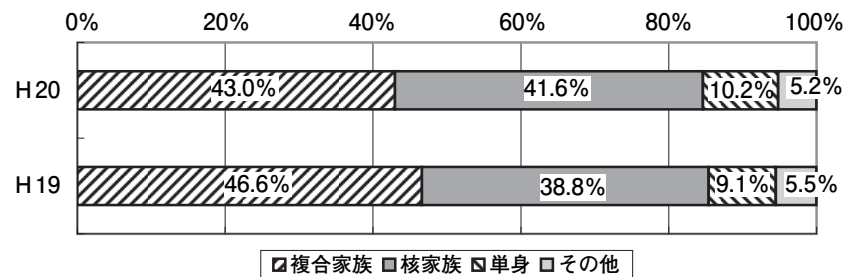
図3 回答者の内訳：市町別



## ③ 家族構成別 (図4)

「複合家族」が43.0%、「核家族」が41.6%、「単身」が10.2%で、前年度調査とほぼ同様の割合であった。

図4 回答者の内訳：家族構成別

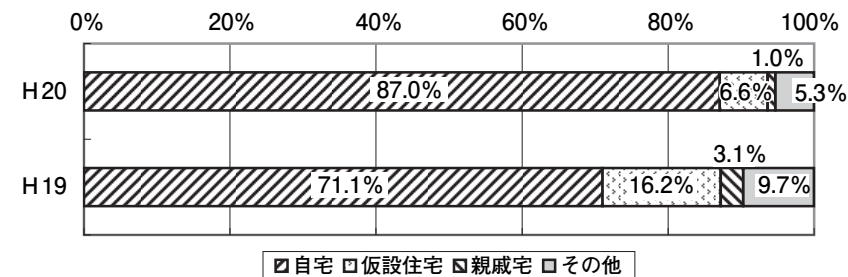


## ④ 住居別

## ア 現在の住居別 (図5)

「自宅」が87.0%で前年度調査より15.9ポイント増加した。次いで「仮設住宅」が6.6%、「親戚宅」が1.0%で、前年度調査よりそれぞれ9.6ポイント、2.1ポイント減少した。

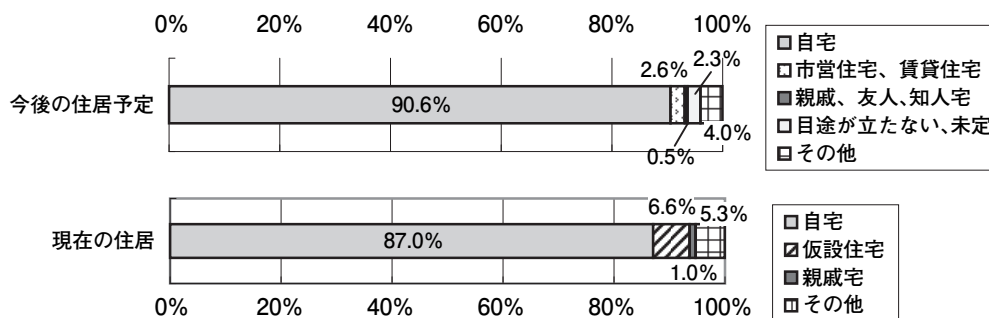
図5 回答者の内訳：現在の住居別



## イ 今後の住居予定（図6）

「自宅」が90.6%、「市営住宅、賃貸住宅」が2.6%、「親戚宅」が0.5%であり、「目途が立たない、未定」が2.3%であった。

図6 今後の住居予定

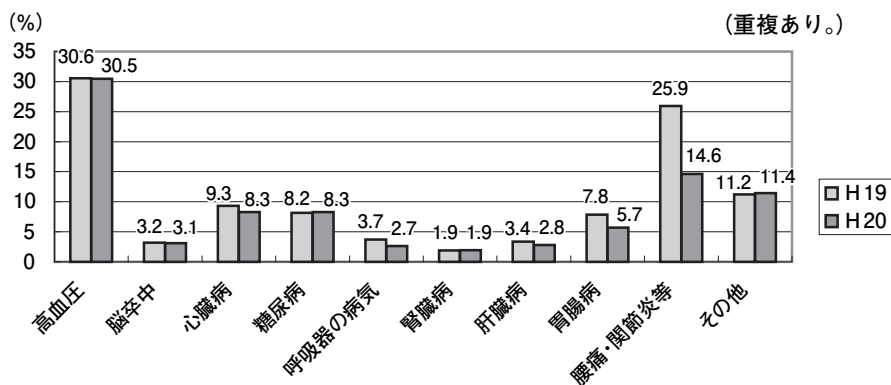


## (2) 治療の状況

## ① 通院の状況（図7）

「通院中」と回答した人は、「高血圧」での通院が30.5%と最も多く、前年度調査と同様であった。次いで「腰痛・関節炎等」が14.6%と多いが、前年度調査と比べ、11.3ポイント減少した。

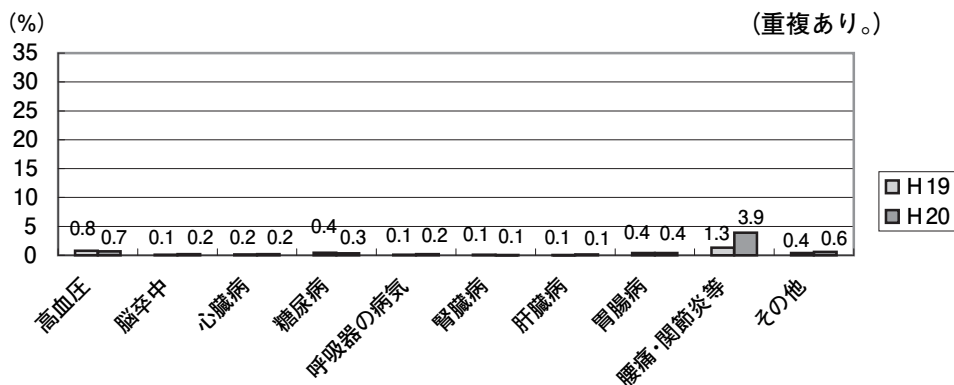
図7 通院中と回答した者：疾患別



## ② 通院中断の状況（図8）

「必要だが通院していない」と回答した人は、「腰痛・関節炎等」で3.9%であった。

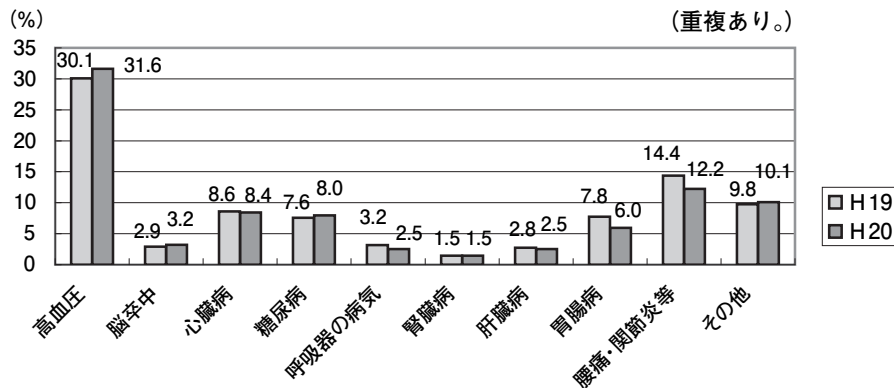
図8 通院中断と回答した者：疾患別



## ③ 服薬の状況 (図9)

「服薬中」と回答した人は、「高血圧」での服薬が31.6%と最も多かった。服薬の状況は、前年度調査とほぼ同様となっている。

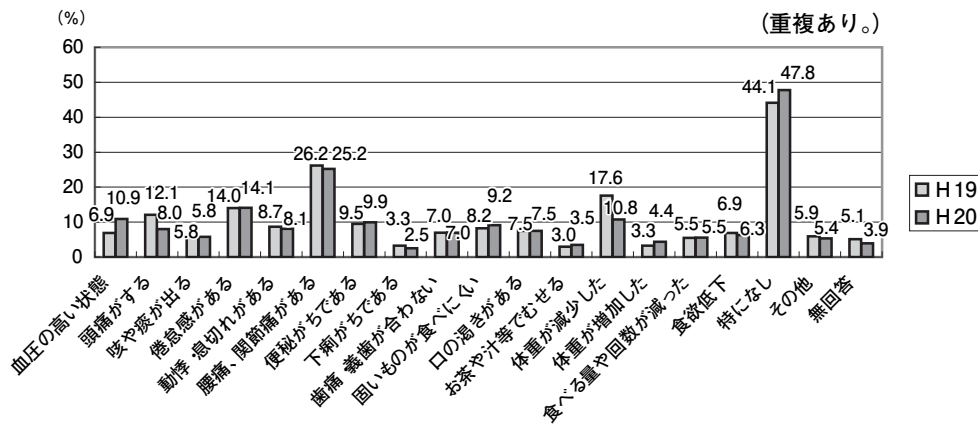
図9 服薬中と回答した者：疾患別



## (3) 最近気になっている症状 (図10)

最近気になっている症状は、「腰痛・関節痛」が最も多く25.2%で、次いで「倦怠感」の14.1%であった。「特になし」と回答した人は、47.8%であり、前年度調査より若干増えた。

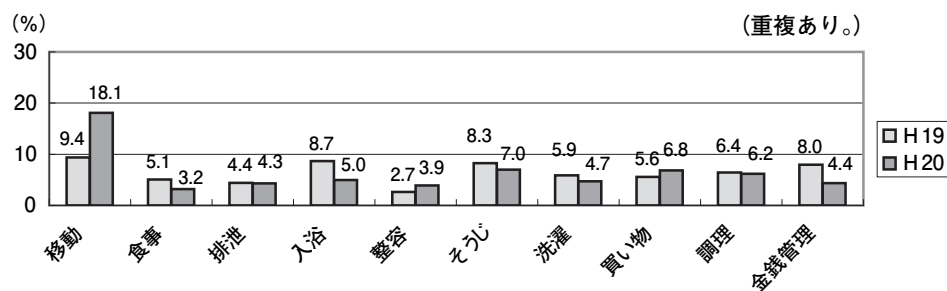
図10 最近気になっている症状



## (4) 生活上の支障 (図11)

日常生活で支障や都合の悪いことがあると回答した動作は、「移動」が18.1%で最も多く、前年度調査と比べ、8.7ポイント増加した。次いで「そうじ」、「買い物」、「調理」が多かった。

図11 生活上支障ありと回答した者



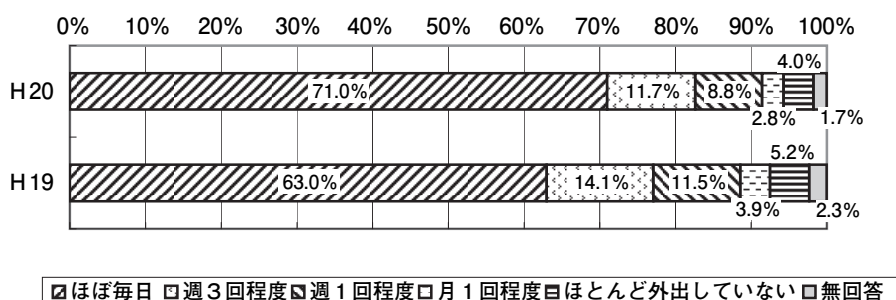


## (5) 外出、近所づきあい

## ① 外出の回数 (図12)

外出の回数は、「ほぼ毎日」と答えた人が71.0%と最も多く、前年度調査より8.0ポイント増加した。次いで「週3回程度」の11.7%であった。

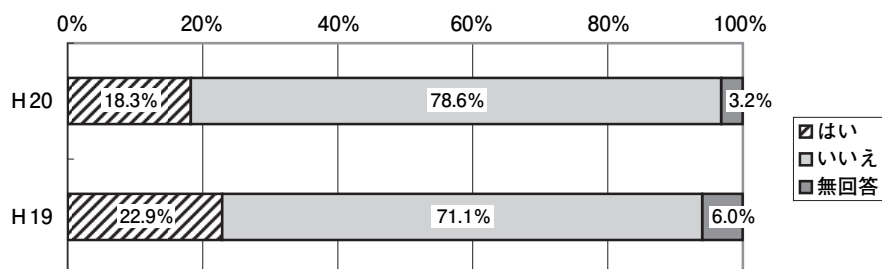
図12 外出の回数



## ② 外出の機会の減少 (図13)

震災前と比べて、「外出の機会が減った」と答えた人は18.3%で、前年度調査より4.6ポイント減少した。

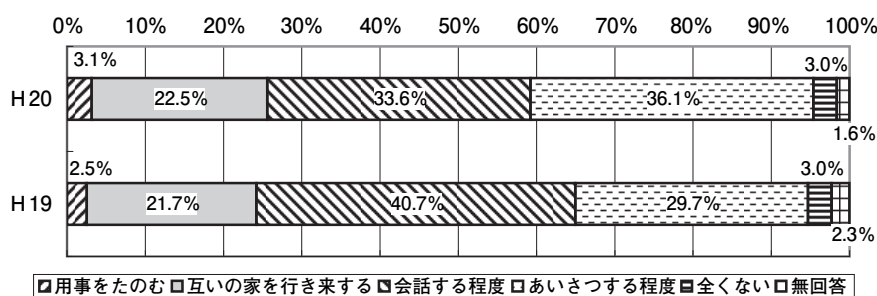
図13 外出の機会の減少



## ③ 近所づきあい (図14)

「あいさつする程度」が36.1%と最も多く、次いで「会話する程度」が33.6%であった。

図14 近所づきあい

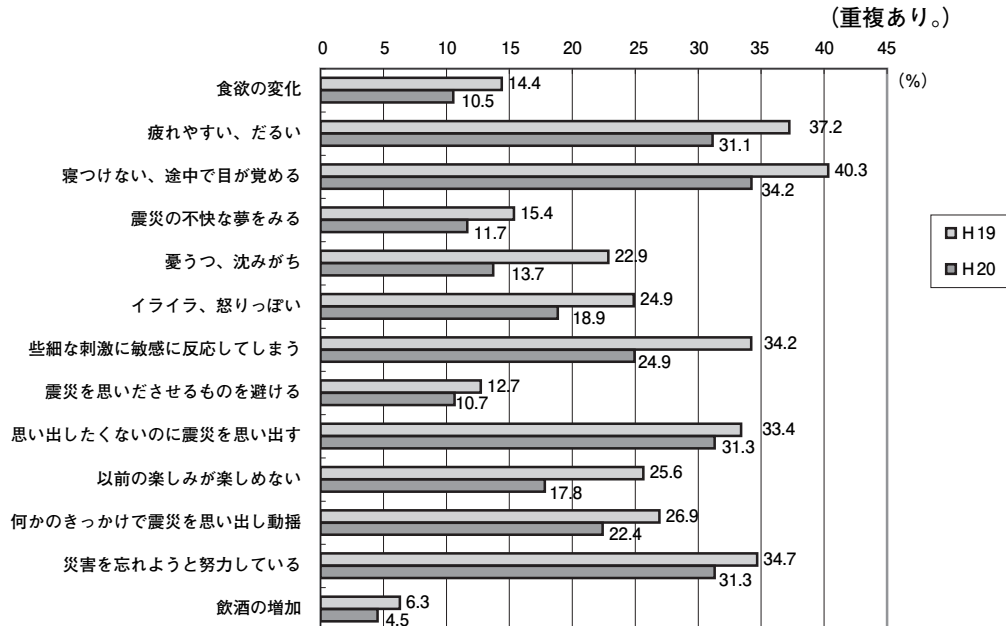


## (6) ストレス等の状態

## ① ストレス等の状態 (図15)

最近2週間の状況では、「寝つけない、途中で目が覚める」と答えた人が34.2%と最も多く、次いで「思い出したくないのに震災を思い出す」、「災害を忘れようと努力している」が31.3%で多かった。前年度調査と比べ、すべての項目において該当すると回答した人の割合は減少した。

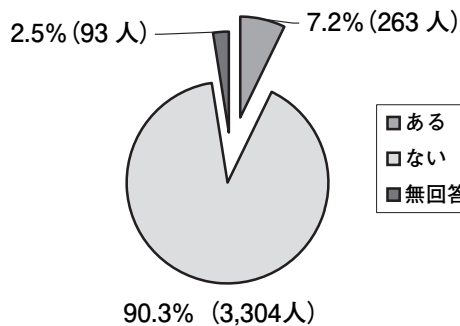
図15 最近2週間のストレス等の状態



## ② 専門家に相談・治療 (図16)

不安や眠れないなど、気分の落ち込みで、専門家に相談したり、治療を受けたことがある者は7.2% (263人)であった。

図16 専門家に相談・治療



## (7) 要支援の判定状況

支援の必要性について、調査を担当した保健師・看護師等が、次の基準に基づき判定した。

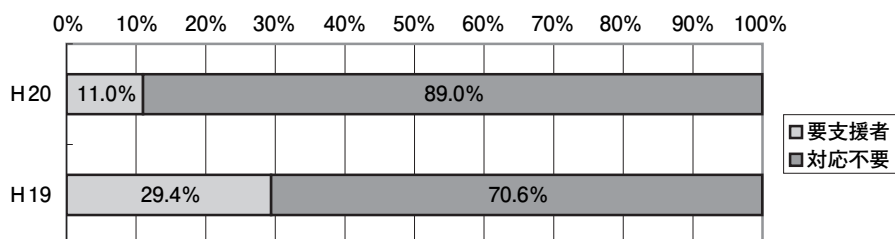
## 【要支援の判定とその基準】

判定の項目	判定の基準
要治療	治療中断者、服薬が不規則な者、食事療法の状況が不良の者等
体調不良	血圧の高い状態の継続や体重減少など、経過観察を必要とする者等
生活上の支障	歩行や入浴などについて、介助や経過観察が必要な者等
ストレス等	精神的に不安定な状態など、相談の継続が必要と判断される者等
外出の減少等	外出や近所づきあいの減少など、閉じこもり等が懸念される者等
その他	上記のほか、認知症などで経過観察が必要と判断される者等

## ① 要支援者（図17）

要支援と判定された人（要支援者）は、11.0%（404人）で、前年度調査より18.4ポイント減少した。

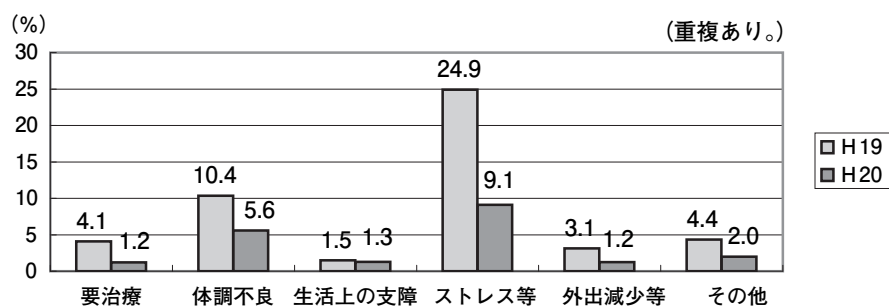
図17 要支援者の割合



## ② 要支援の内訳（図18）

要支援と判定された項目別をみると、「ストレス等」により要支援と判定された者が9.1%と最も多いが、前年度調査と比べ15.8ポイント減少した。次いで「体調不良」の5.6%であった。

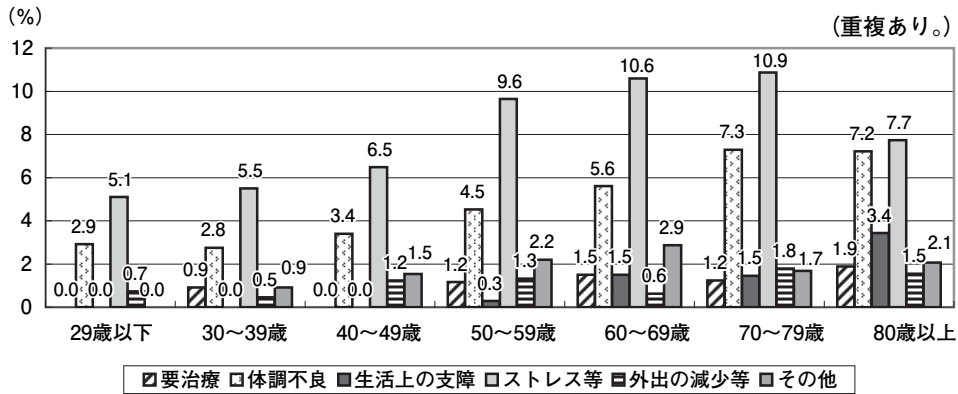
図18 要支援の内訳：項目別



③ 年齢階級別 (図19)

年齢が上がるに伴い、「ストレス等」、「体調不良」等による要支援者が増加するという傾向は、前年度調査と同様であった。

図19 要支援の内訳：年齢階級別

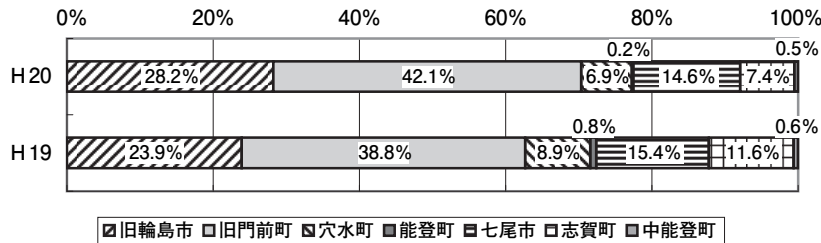


④ 市町別

ア 各市町の要支援者全体に占める割合 (図20)

各市町の要支援者全体に占める割合をみると、「旧門前町」が42.1%と最も多く、次いで「旧輪島市」が28.2%と多くなっている。

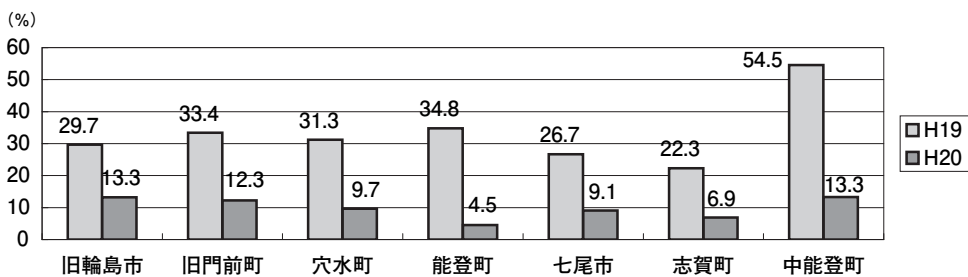
図20 要支援者の内訳：市町別



イ 市町別の要支援者の割合 (図21)

各市町の要支援者の割合をみると、前年度調査と比べいずれの市町も減少し、1割前後となっている。

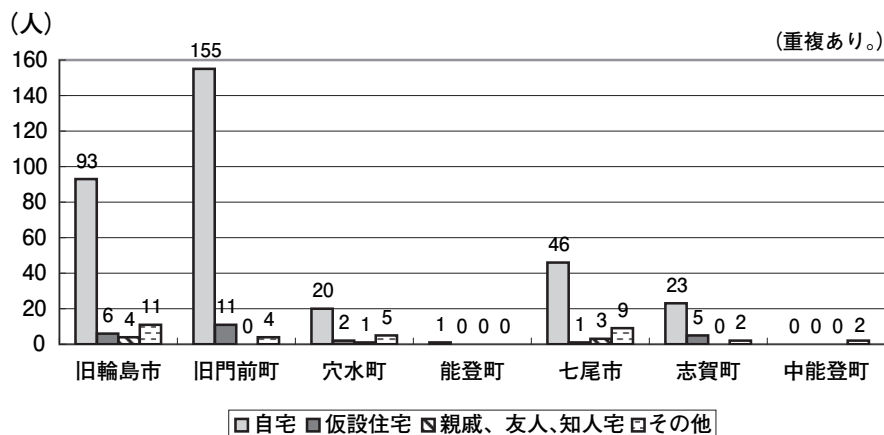
図21 要支援者の割合：市町別



## ウ 現在の住居別 (図22)

「旧門前町」、「旧輪島市」の「自宅」での要支援者が155人、93人と多くなっている。

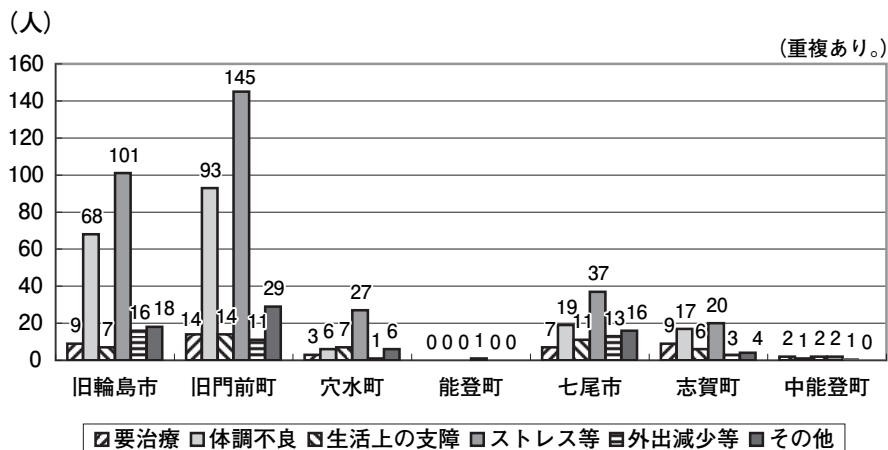
図22 要支援者の現在の住居別の内訳：市町別



## エ 要支援の項目別 (図23)

「旧門前町」、「旧輪島市」で、「ストレス等」、「体調不良」による要支援者が多くなっている。

図23 要支援の項目別の内訳：市町別



## (8) この1年間の健康教室参加、家庭訪問等 (図24、図25)

健康教室に参加したり、家庭訪問を受けた者は、15.5% (567人) であり、参加者等の内、6割強が「役に立った」と回答した。

図24 教室参加・家庭訪問

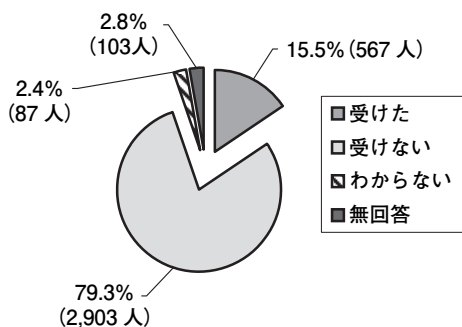
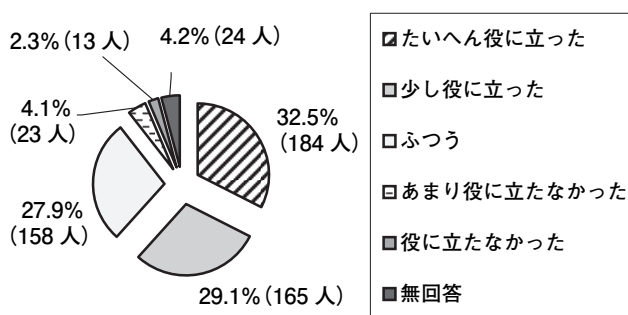


図25 受けて、役に立ったか



## 9 応急仮設住宅入居者の推移

市 町	設置場所	設置戸数	平成19年 4月30日			5月31日			6月29日 (ピーク)			7月27日			8月24日			9月21日		
			戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数
七尾市	小島町	10戸	—	—	—	10	10	28	10	10	28	10	10	28	9	9	25	9	9	25
	田鶴浜町	5戸	—	—	—	4	4	14	5	5	15	5	5	15	5	5	15	5	5	15
	中島町浜田	5戸	—	—	—	4	4	13	4	4	13	4	4	13	4	4	13	4	4	13
輪島市	宅田町	20戸	14	13	33	15	14	34	20	19	39	20	19	39	20	19	39	19	18	38
	山岸町	50戸	—	—	—	48	48	95	50	50	102	50	50	102	50	50	102	49	48	97
	門前町館	30戸	30	30	60	30	30	60	30	30	60	30	30	60	30	30	60	30	30	64
	門前町道下	150戸	—	—	—	149	149	336	150	150	338	150	150	338	150	150	338	147	145	337
志賀町	富来領家町	10戸	—	—	—	9	9	32	9	9	32	9	9	32	9	9	32	9	9	32
	鵜野屋	9戸	—	—	—	8	8	19	8	8	19	7	7	17	7	7	17	6	6	16
穴水町	大町	45戸	—	—	—	45	44	91	45	44	90	45	44	90	44	43	88	42	41	83
合 計	10カ所	334戸	44	43	93	322	320	722	331	329	736	330	328	734	328	326	729	320	315	720
前回との世帯数差			—			—			—			△1			△2			△11		
前回との人数差			—			—			—			△2			△5			△9		

市 町	設置場所	設置戸数	平成20年 6月17日			7月15日			8月19日			9月16日			10月21日			11月18日		
			戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数
七尾市	小島町	10戸	7	7	17	7	7	17	6	6	16	5	5	14	4	4	12	4	4	12
	田鶴浜町	5戸	4	4	14	4	4	14	2	2	7	2	2	7	2	2	7	1	1	2
	中島町浜田	5戸	2	2	5	2	2	5	2	2	5	2	2	5	2	2	5	2	2	5
輪島市	宅田町	20戸	17	16	36	15	15	30	11	11	18	11	11	18	11	11	18	11	11	18
	山岸町	50戸	45	44	89	45	44	89	44	43	88	43	42	86	43	42	86	43	42	86
	門前町館	30戸	21	21	42	21	21	42	21	21	42	20	20	40	18	18	36	15	15	31
	門前町道下	150戸	89	83	205	86	81	200	81	76	187	68	63	152	62	57	140	58	54	128
志賀町	富来領家町	10戸	9	9	32	9	9	32	8	8	30	8	8	30	8	8	30	8	8	30
	鵜野屋	9戸	5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12
穴水町	大町	45戸	29	29	58	27	27	55	26	26	53	24	24	50	23	23	49	21	21	46
合 計	10カ所	334戸	228	220	510	221	215	496	206	200	458	188	182	414	178	172	395	168	163	370
前回との世帯数差			△10			△5			△15			△18			△10			△9		
前回との人数差			△21			△14			△38			△44			△19			△25		

平成19年 10月30日			11月27日			12月28日			平成20年 1月15日			2月19日			3月31日			4月15日			5月20日		
戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数
9	9	25	8	8	21	9	9	25	8	8	23	8	8	23	8	8	22	8	8	22	8	8	21
5	5	15	5	5	15	5	5	15	5	5	15	5	5	15	5	5	15	5	5	15	5	5	15
4	4	13	4	4	13	4	4	13	4	4	11	4	4	11	3	3	8	3	3	8	3	3	8
18	17	37	18	17	37	18	17	37	18	17	37	18	17	37	17	16	36	17	16	36	17	16	36
49	48	97	49	48	97	49	48	97	49	48	98	49	48	98	49	48	98	47	46	91	46	45	90
30	30	64	29	29	62	29	29	62	28	28	63	29	29	63	27	27	56	25	25	53	23	23	45
144	141	324	142	138	322	117	112	274	114	109	268	107	102	252	103	97	237	97	91	225	92	86	213
9	9	32	9	9	32	9	9	32	9	9	32	9	9	32	9	9	32	9	9	32	9	9	32
5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12
41	40	81	41	40	83	38	38	75	37	37	74	34	34	66	32	32	62	31	31	60	30	30	59
314	308	700	310	303	694	283	276	642	277	270	633	268	261	609	258	250	578	247	239	554	238	230	531
△7			△5			△27			△6			△9			△11			△11			△9		
△20			△6			△52			△9			△24			△31			△24			△23		

平成20年 12月25日			平成21年 1月20日			2月17日			3月3日		
戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数	戸 数	世 帯 数	人 数
3	3	8	3	3	8	3	3	8	3	3	8
1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	5	2	2	5	2	2	5	2	2	5
11	11	18	10	10	17	9	9	16	9	9	16
43	42	86	41	40	81	41	40	81	41	40	81
12	12	24	11	11	23	9	9	19	8	8	18
52	49	118	49	46	110	45	42	101	41	38	89
7	7	24	7	7	24	7	7	24	7	7	24
5	5	12	5	5	12	5	5	12	5	5	12
20	20	44	20	20	44	20	20	44	20	20	44
156	152	341	148	144	324	141	137	310	136	132	297
△11			△8			△7			△5		
△29			△17			△14			△13		

## 10 全国からの受援状況

## (1) 自衛隊からの受援状況

注) 担当部局、担当課室名については、  
平成20年4月1日以降の組織名で記述

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	危機管理監室	危機対策課	陸上自衛隊 中部方面総監部 (伊丹)	24	災害救助要請に基づく派遣(連絡・調整)	対策本部等	3月25日～ 3月30日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10師団司令部 (守山)	22	災害救助要請に基づく派遣(連絡・調整)	対策本部等	3月25日～ 4月5日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第14普通科連隊 (金沢)	1,299	災害救助要請に基づく派遣(給食支援、給水支援、緊急物資輸送、避難誘導支援、ブルーシート張り)	七尾市、 輪島市、 志賀町、 穴水町	3月25日～ 4月7日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第33普通科連隊 (久居)	25	災害救助要請に基づく派遣(給水支援)	志賀町	3月25日～ 3月29日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10後方支援連 隊(春日井)	620	災害救助要請に基づく派遣(給食支援、給水支援、入浴支援)	輪島市	3月25日～ 4月8日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10戦車大隊 (今津)	80	災害救助要請に基づく派遣(給水支援)	七尾市、 輪島市、 志賀町	3月25日～ 3月29日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10施設大隊 (春日井)	32	災害救助要請に基づく派遣(給水支援)	輪島市	3月25日～ 3月29日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10通信大隊 (守山)	91	災害救助要請に基づく派遣(入浴支援)	輪島市	3月25日～ 4月5日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10師団司令部 付隊(守山)	16	災害救助要請に基づく派遣(連絡・調整)	対策本部等	3月25日～ 4月5日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10偵察隊 (春日井)	46	災害救助要請に基づく派遣(給水支援)	志賀町	3月25日～ 3月29日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10飛行隊 (明野)	132	災害救助要請に基づく派遣(航空偵察、連絡、調整)	輪島市ほか	3月25日～ 4月8日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第10化学防護隊 (守山)	16	災害救助要請に基づく派遣(給水支援)	七尾市、 輪島市	3月25日～ 4月1日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第372施設中隊 (鯖江)	15	災害救助要請に基づく派遣(給水支援)	穴水町	3月25日～ 3月29日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 第382施設中隊 (富山)	42	災害救助要請に基づく派遣(給食支援、給水支援)	穴水町	3月25日～ 4月1日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 中部方面通信群 (伊丹)	54	災害救助要請に基づく派遣(映像伝送、連絡、中継等)	被災地各所	3月25日～ 3月27日	自衛隊法第83条



要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘 要
3月25日	危機管理監室	危機対策課	陸上自衛隊 中部方面航空隊 (八尾)	70	災害救助要請に基づき派遣(映像伝送、連絡、調整)	被災地各所	3月25日～ 3月27日	自衛隊法第83条
			陸上自衛隊 航空学校(明野)	12	災害救助要請に基づき派遣(要人輸送)	被災地各所	3月25日～ 3月30日	自衛隊法第83条
			航空自衛隊 第23警戒群 (輪島)	333	災害救助要請に基づき派遣(給食支援、緊急物資輸送)	輪島市	3月25日～ 4月8日	自衛隊法第83条
			航空自衛隊 第9移動警戒隊 (小松)	15	災害救助要請に基づき派遣(給水支援)	輪島市	3月25日～ 3月28日	自衛隊法第83条
			航空自衛隊 小松救難隊 (小松)	24	災害救助要請に基づき派遣(航空偵察)	被災地各所	3月25日、 3月26日、 3月28日	自衛隊法第83条
			海上自衛隊 第21航空群 (館山)	8	災害救助要請に基づき派遣(航空偵察)	被災地各所	3月25日、 3月26日	自衛隊法第83条
			海上自衛隊 第4航空群 (厚木)	23	災害救助要請に基づき派遣(航空偵察)	被災地各所		自衛隊法第83条

## (2) 農林水産省からの受援状況

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘 要
3月26日	農林水産部	森林管理課	林野庁治山課	2	災害復旧工法の技術的指導	輪島市	3月27日～ 28日	申し出
		水産課	水産庁防災漁村課	4	災害復旧工法の技術的指導	被災地全域	3月26日～ 3月27日	申し出
3月27日	農林水産部	農業基盤課	農林水産省農村振興局整備部防災課	7	災害復旧事業に係る技術的指導・助言など	県内全域	3月28日～ 29日、4月 16日～19日	
4月3日	農林水産部	経営対策課	北陸農政局整備部防災課	57	災害復旧工法の技術的指導など	奥能登、中能登農林総合事務所管内	4月3日～ 5月3日	申し出
4月19日	農林水産部	水産課	水産庁防災漁村課	4	災害復旧工法の技術的指導	被災地全域	4月19日～ 4月20日	申し出

## (3) 国土交通省からの受援状況

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘 要
3月25日	土木部	道路整備課	国土交通省	46	被災道路の調査、復旧検討	輪島市ほか	3月25日～ 4月14日	災害時相互協力に関する申し合わせ
		監理課	北陸地方整備局	16台	災害対策用機械の派遣・貸与	輪島市ほか	3月25日～ 11月30日	災害時における相互協力に関する申し合わせ
		港湾課	国土技術政策総合研究所	2	能登空港の復旧検討	能登空港	3月25日～ 26日	

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	土木部	道路公社	国土技術政策総合研究所	1	被災状況調査、復旧工法検討	七尾市、志賀町、穴水町	4月6日	
3月26日	環境部	水環境創造課	国交省都市地域整備局下水道部下水道課	2	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月30日～3月31日	
			国交省地域整備局下水道事業課北陸地方整備局都市住宅整備課	5	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～3月30日	下水道事業災害時中部ブロック応援ルール
			国交省技術政策総合研究所(下水道研究部下水道研究室)	5	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～3月30日	
	土木部	河川課	国土交通省(河川局防災課)	8	公共土木施設復旧助言	輪島市、羽咋市、志賀町	3月29日～30日	
		道路整備課	北陸地方整備局(施工企画課)	224	復旧の為の器材	輪島市	3月28日～4月24日	災害時における相互協力に関する申し合わせ
			国土技術政策総合研究所	3	被災道路の調査、復旧検討	七尾市	3月27日	申し出
3月27日	農林水産部	農業政策課	国土地理院		航空写真の提供			申し出
	土木部	監理課	北陸地方整備局((社)北陸建設弘済会、(社)建設コンサルタンツ協会北陸支部)	152	能登半島地震による道路の被災状況調査	輪島市門前地区	3月29日～31日	災害時における相互協力に関する申し合わせ
4月2日	土木部	監理課	北陸地方整備局((社)建設コンサルタンツ協会北陸支部)	18	輪島市・七尾市・穴水町内の関連施設災害調査支援	七尾市、輪島市、穴水町	4月4日～6日	災害時における相互協力に関する申し合わせ
			北陸地方整備局(北陸地方防災エキスパート、(社)建設コンサルタンツ協会北陸支部)	450	輪島市・七尾市・穴水町内の関連施設災害復旧事業費申請書の基礎資料作成支援	七尾市、輪島市、穴水町	4月10日～15日	災害時における相互協力に関する申し合わせ
4月4日	土木部	砂防課	国土交通省	2	土砂災害対策に係る技術的指導	県庁	4月5日～6日	
		河川課	国土技術政策総合研究所	2	河川施設の被災状況調査	輪島市、羽咋市、志賀町	4月12日	申し出
4月5日	土木部	港湾課	北陸地方整備局	9	技術支援	七尾市、輪島市	4月5日～7日	申し出
4月9日	土木部	道路公社	北陸地方整備局	106	被災状況調査、応急復旧工事の技術指導	七尾市、志賀町、穴水町	4月10日～5月31日	申し出
4月17日	土木部	監理課	北陸地方整備局	8	災害復旧事業に係る技術的指導・助言など	国道249号、能登有料道路、道下深見線	4月18日～6月30日	

## (4) 警察庁からの受援状況

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	県警本部	警備課	中部管区警察局	15	通信機器の設置・ 保全、被災状況の 映像伝送	輪島市	3月25日～ 3月27日	
			中部管区警察局 石川県情報通信部	100	通信機器の設置・ 保全、被災状況の 映像伝送	輪島市	3月25日～ 4月3日	
			中部管区警察局 富山県情報通信部	8	通信機器の設置・ 保全、被災状況の 映像伝送	七尾市、 穴水町	3月25日～ 3月26日	
			中部管区警察局 福井県情報通信部	14	通信機器の設置・ 保全、被災状況の 映像伝送	輪島市	3月25日～ 3月26日	
			関東管区警察局 新潟県情報通信部	6	通信機器の設置・ 保全、被災状況の 映像伝送	七尾市、 穴水町	3月25日～ 3月26日	

## (5) 各都道府県からの受援状況

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	危機管理監 室	消防保安課	大阪府	5	緊急消防援助隊 (大阪府航空隊) の派遣	七尾市、輪 島市、志賀 町、穴水町	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			大阪府	3	緊急消防援助隊 (大阪府隊)の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			京都府	6	緊急消防援助隊 (京都府航空隊) の派遣	七尾市、輪 島市、志賀 町、穴水町	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			京都府	9	緊急消防援助隊 (京都府隊)の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			滋賀県	124	緊急消防援助隊 (滋賀県隊)の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			東京都	4	緊急消防援助隊 (東京都航空隊) の派遣	七尾市、輪 島市、志賀 町、穴水町	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			東京都	2	緊急消防援助隊 (東京都隊)の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			富山県	7	緊急消防援助隊 (富山県航空隊) の派遣	七尾市、輪 島市、志賀 町、穴水町	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			富山県	120	緊急消防援助隊 (富山県隊)の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
			兵庫県	5	緊急消防援助隊 (兵庫県航空隊) の派遣	七尾市、輪 島市、志賀 町、穴水町	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項
	福井県	65	緊急消防援助隊 (福井県隊)の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	消防組織法第44 条第1項		
	県警本部	警備課	岐阜県警察(広 域緊急援助隊)	129	被災者の捜索、救 出救助	穴水町	3月25日～ 3月27日	警察法第60条第 1項
		福井県警察(広 域緊急援助隊)	72	被災者の捜索、救 出救助	輪島市	3月25日～ 3月27日	警察法第60条第 1項	

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	県警本部	警備課	愛知県警察(広域緊急援助隊)	130	被災者の捜索、救出救助	入県後、派遣要請解除	3月25日	警察法第60条第1項
			新潟県警察(広域緊急援助隊)	49	被災者の捜索、救出救助	入県後、派遣要請解除	3月25日	警察法第60条第1項
			福井県警察(航空隊)	6	ヘリによる被災情報の収集	石川県一円	3月25日～3月26日	警察法第60条第1項
			京都府警察(航空隊)	8	ヘリによる被災情報の収集	石川県一円	3月25日～3月26日	警察法第60条第1項
3月26日	環境部	水環境創造課	富山県	3	下水道処理施設調査、応急対応	七尾市	3月26日	下水道事業災害時中部ブロック応援ルール
	土木部	建築住宅課	富山県、福井県	48	被災建築物応急危険度判定	輪島市	3月27日～28日	全国協議会規定
3月30日	健康福祉部	健康推進課	富山県	86	避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	輪島市	4月1日～4月15日	
			新潟県	78	避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	輪島市	4月1日～4月13日	
3月30日	健康福祉部	健康推進課	福井県	86	避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	輪島市	4月1日～4月15日	
4月1日	健康福祉部	障害保健福祉課	新潟県、山梨県、愛知県、三重県、兵庫県	140	子どものころのケアチーム派遣	輪島市	4月7日～4月27日	申し出
4月2日	県警本部	警備課	愛知県警察(航空隊)	20	ヘリによる被災情報の収集	石川県一円	4月2日～4月5日	警察法第60条第1項
4月4日	農林水産部	経営対策課	富山県	88	農地等の現地測量、災害査定	輪島市	4月10日～4月21日	申し出
			新潟県	44	農地等の現地測量、災害査定	輪島市、穴水町	4月10日～4月20日	申し出
4月10日	農林水産部	経営対策課	福井県	15	農地等の現地測量、災害査定	輪島市	4月16日～4月20日	申し出
4月12日	土木部	監理課	新潟県	4	道路・河川・砂防等の災害復旧業務	奥能登土木総合事務所	5月1日～7月31日	地方自治法第252条の17
			富山県	3	道路・河川・砂防等の災害復旧業務	奥能登土木総合事務所	5月1日～12月28日	地方自治法第252条の17
			福井県	3	道路・河川・砂防等の災害復旧業務	奥能登土木総合事務所	5月1日～12月28日	地方自治法第252条の17

## (6) 県外市町からの受援状況

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	環境部	水環境創造課	富山県射水市	72	応急給水	輪島市	3月25日～4月6日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
			富山県高岡市	55	応急給水	輪島市	3月25日～4月6日	水道法第40条災害救助法に基づく有償

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘 要
3月25日	環境部	水環境創造課	富山県富山市	52	応急給水	輪島市	3月25日～ 4月6日	水道法第40条 災害救助法に基 づく有償
			新潟県長岡市	51	応急給水	輪島市	3月26日～ 4月9日	水道法第40条 災害救助法に基 づく有償
			愛知県名古屋市	132	応急給水	輪島市	3月26日～ 4月9日	水道法第40条 災害救助法に基 づく有償
			福井県福井市	61	応急給水	輪島市	3月25日～ 4月6日	水道法第40条 災害救助法に基 づく有償
3月26日	環境部	水環境創造課	名古屋市	25	下水道処理施設等 調査、応急対応	輪島市	3月26日～ 3月30日	下水道事業災害 時中部ブロック 応援ルール
3月28日	環境部	廃棄物対策課	富山県高岡市	6	災害廃棄物運搬	輪島市	3月29日～ 3月30日	申し出
			愛知県名古屋市	140	災害廃棄物運搬	輪島市	3月30日～ 4月5日	申し出
3月29日	環境部	廃棄物対策課	福井県福井市	38	災害廃棄物運搬	輪島市	3月31日～ 4月1日	申し出
4月6日	健康福祉部	健康推進課	新潟県新潟市	6	避難住民の健康管 理、在宅被災者の 家庭訪問など	輪島市	4月9日～ 4月11日	申し出

## (7) 県内市町からの受援状況

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘 要
3月25日	危機管理監室	消防保安課	金沢市	20	石川県消防広域援 助隊の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	石川県消防広域 応援協定
			小松市	8	石川県消防広域援 助隊の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	石川県消防広域 応援協定
			加賀市	5	石川県消防広域援 助隊の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	石川県消防広域 応援協定
			かほく市	3	石川県消防広域援 助隊の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	石川県消防広域 応援協定
			津幡町	5	石川県消防広域援 助隊の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	石川県消防広域 応援協定
			能美広域事務組 合	5	石川県消防広域援 助隊の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	石川県消防広域 応援協定
			白山石川広域事 務組合	7	石川県消防広域援 助隊の派遣	輪島市	3月25日～ 3月26日	石川県消防広域 応援協定
	環境部	水環境創造課	金沢市企業局	206	応急給水、水道施 設復旧工事支援	七尾市、 輪島市、 穴水町	3月25日～ 4月9日	水道法第40条 災害救助法に基 づく有償
			小松市	225	応急給水、水道施 設復旧工事支援	輪島市、 穴水町	3月25日～ 4月9日	水道法第40条 災害救助法に基 づく有償
			珠洲市	9	応急給水、水道施 設復旧工事支援	輪島市	3月25日～ 4月1日	水道法第40条 災害救助法に基 づく有償

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	環境部	水環境創造課	加賀市	103	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪島市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
			かほく市	27	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪島市	3月25日～4月5日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
			白山市	169	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪島市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
			能美市	20	水道施設復旧工事支援	輪島市	3月26日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
			野々市町	92	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪島市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
			津幡町	10	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪島市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
			内灘町	22	応急給水	輪島市	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償
3月26日	健康福祉部	健康推進課	金沢市	70	避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	輪島市	3月26日～4月29日	
	環境部	水環境創造課	金沢市	20	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月5日	県内下水道事業災害時における応援協定
			小松市	21	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月13日	県内下水道事業災害時における応援協定
			珠洲市	12	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月5日	県内下水道事業災害時における応援協定
			加賀市	14	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月5日	県内下水道事業災害時における応援協定
			羽咋市	4	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月27日～3月28日	県内下水道事業災害時における応援協定
			かほく市	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月28日～4月13日	県内下水道事業災害時における応援協定
			白山市	17	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月5日	県内下水道事業災害時における応援協定
			能美市	17	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月10日	県内下水道事業災害時における応援協定
			野々市町	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月5日	県内下水道事業災害時における応援協定

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月26日	環境部	水環境創造課	津幡町	3	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月28日～ 4月5日	県内下水道事業 災害時における 応援協定
			内灘町	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～ 4月5日	県内下水道事業 災害時における 応援協定
			宝達志水町	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月28日～ 4月13日	県内下水道事業 災害時における 応援協定
			能登町	4	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	4月4日～ 4月5日	県内下水道事業 災害時における 応援協定
	土木部	建築住宅課	金沢、小松、白山、加賀市	76	応急危険度判定	輪島市	3月26日～ 30日	石川県協議会規定
3月27日	環境部	廃棄物対策課	金沢市	196	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～ 4月15日	申し出
			小松市	45	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～ 4月15日	申し出
			珠洲市	28	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～ 3月30日 4月10日～ 4月15日	申し出
3月27日	環境部	廃棄物対策課	津幡町	4	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～ 3月29日	申し出
3月28日	健康福祉部	健康推進課	県内各市町(金沢市、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市を除く)ただし、能登町は申し出	294	避難住民の健康管理 在宅被災者の家庭訪問等	輪島市、 穴水町	3月30日～ 4月29日	
3月28日	環境部	廃棄物対策課	宝達志水町	28	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～ 4月1日 4月10日～ 4月13日	申し出
3月29日	環境部	廃棄物対策課	河北郡市広域事務組合	10	災害廃棄物運搬	輪島市、 穴水町	3月31日～ 4月1日、 14～ 15日	申し出
3月30日	総務部	地方課	珠洲市	20	県議選投開票事務	鳳珠郡選挙区	4月8日	
4月1日	総務部	地方課	金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市	227	罹災証明調査	七尾市、 輪島市、 志賀町	4月3日～ 27日のうち 20日間	
4月9日	環境部	廃棄物対策課	羽咋市	4	災害廃棄物運搬	輪島市	4月11日～ 12日	申し出

## (8) その他関係機関からの受援状況

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	県民文化局	県民交流課	石川県県民ボランティアセンター	250	県災害対策ボランティア本部設置運営	県庁	3月25日～平成20年6月6日	石川県地域防災計画
			石川県社会福祉協議会	100	県災害対策ボランティア本部設置運営	県庁	3月25日～平成20年6月6日	石川県地域防災計画
			日本赤十字石川県支部	70	県災害対策ボランティア本部設置運営	県庁	3月25日～平成20年6月6日	石川県地域防災計画
	健康福祉部	医療対策課	日赤石川県支部		医療救護	輪島市	3月25日～4月17日	災害救助法第24条第1項
			金沢大学附属病院		医療救護	輪島市	3月29日、30日、4月3日～5日、11日～13日、19日～21日、	
			金沢医科大学病院		医療救護	輪島市	3月25日、26日、4月2日、3日、9日～11日、25日～27日	
			国立病院機構金沢医療センター		医療救護	輪島市	3月28日、29日、4月5日～7日、13日～15日、21日～23日	
			珠洲市総合病院		医療救護	輪島市	3月31日、4月12日	
			公立宇出津総合病院		医療救護	輪島市	3月30日、4月3日	
			公立能登総合病院	1315	医療救護	輪島市	4月1日、4日、5日、18日	
			国民健康保険志雄病院		医療救護	輪島市	4月20日	
			町立富来病院		医療救護	輪島市	4月7日	
			公立羽咋病院		医療救護	輪島市	4月11日	
			金沢市立病院		医療救護	輪島市	4月1日、2日、17日～19日	
			公立松任石川中央病院		医療救護	輪島市	4月8日	
			能美市立病院		医療救護	輪島市	4月14日	
			公立つるぎ病院		医療救護	輪島市	4月15日	
			小松市民病院		医療救護	輪島市	4月2日、16日	
(社)石川県医師会		医療救護	輪島市	4月14日、15日、21日、22日				



要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	健康福祉部	医療対策課	(社)能登北部医師会		医療救護	輪島市	3月31日～ 4月10日	
	環境部	廃棄物対策課	石川県構造物解体協会	97	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～ 4月1日	申し出
	土木部	道路整備課	(社)日本橋梁建設協会	100	鋼製橋梁の点検	羽咋市以北	3月25日～ 4月6日	
			(株)北都鉄工	18	鋼製橋梁の点検	羽咋市以北	3月26日～ 28日	申し出
			(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	92	コンクリート製橋梁の点検	羽咋市以北	3月25日～ 4月20日	
		奥能登土木総合事務所、中能登土木総合事務所、道路公社	(社)石川県建設コンサルタント協会、(社)石川県測量設計業協会、(社)石川県地質調査協会	26社	被災道路の調査、復旧検討、急傾斜地調査、地すべり調査	羽咋市以北	3月25日～ 平成20年 1月31日	災害時における 応援業務に関する 協定
		中能登土木総合事務所	(社)石川県建設業協会、(社)七尾鹿島建設業協会、(社)羽咋郡市建設業協会	17社	応急復旧工事	七尾市、 志賀町、 中能登町	3月25日～ 9月28日	災害時における 応急対策工事に 関する協定
	奥能登土木総合事務所	(社)石川県建設業協会、(社)鳳輪建設業協会、(社)珠洲建設業協会	27 業者	応急復旧工事	輪島市、 珠洲市、 穴水町、 能登町	3月25日～ 6月29日	災害時における 応急対策工事に 関する協定	
	道路公社	(独)土木研究所	4	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、 志賀町、 穴水町	4月4日、 6日 5月1日 8月28日		
		金沢工業大学	5	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、 志賀町、 穴水町	3月26日、 27日 4月4日、 5月1日、 8月28日		
		東京工業大学	3	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、 志賀町、 穴水町	4月4日、 5月1日、 8月28日		
		金沢大学	6	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、 志賀町、 穴水町	3月26日、 27日 4月4日、 6日、 5月1日		
		(社)石川県建設業協会、(社)七尾鹿島建設業協会、(社)鳳輪建設業協会	44社	応急復旧工事	七尾市、 志賀町、 穴水町	3月26日～ 7月31日	災害時における 応急対策工事に 関する協定	
3月26日	健康福祉部	障害保健福祉課	石川県聴覚障害者協会、石川県視覚障害者協会、大阪聴力障害者協会、全日本ろうあ連盟ほか	170	障害者の安否確認	被災地各所	3月26日～ 3月30日 4月9日～ 4月13日	申し出

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月26日	健康福祉部	健康推進課	(財)石川県成人病予防センター	12	避難住民の健康管理、住宅被災者の家庭訪問等	輪島市	3月26日～ 3月29日	申し出
	環境部	廃棄物対策課	(社)石川県産業廃棄物協会	65	災害廃棄物運搬	輪島市、 穴水町	3月31日～ 4月15日	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
		水環境創造課	日本下水道事業団	53	下水道処理施設調査、応急対応	七尾市、 輪島市、 珠洲市、 中能登町、 穴水町	3月26日～ 4月13日	下水道事業災害時中部ブロック応援ルール
			(社)地域資源循環技術センター	28	農業集落排水処理施設調査、応急対応	七尾市、 輪島市、 志賀町	3月26日～ 4月3日	申し出
			(株)中央設計技術研究所	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～ 4月13日	下水道事業災害時中部ブロック応援ルール
			日本上下水道設計、(株)中部支社北陸事務所	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～ 4月13日	下水道事業災害時中部ブロック応援ルール
			環境部	水環境創造課	(株)国土開発センター	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市
	(株)日本海コンサルタント	38			下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～ 4月13日	下水道事業災害時中部ブロック応援ルール
	(株)東洋設計	38			下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～ 4月13日	下水道事業災害時中部ブロック応援ルール
	農林水産部	森林管理課	(独)森林総合研究所	2	災害復旧工法の技術的指導	輪島市	3月27日～ 28日	申し出
	土木部	河川課ダム建設室	(株)ニュージェック	6	ダムの詳細調査	八ヶ川ダム、 小屋ダム	3月29日～ 30日	申し出
		砂防課	石川県砂防ボランティア協会、 石川県建設コンサルタント協会、 石川県地質調査業協会、 鳳輪・珠洲・七尾鹿島・羽咋郡市建設業協会ほか	327	土砂災害危険箇所緊急点検	七尾市、輪島市、 珠洲市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、 穴水町、能登町	3月26日～ 3月30日	協定、申し出
		道路整備課	(独)土木研究所	14	被災道路の調査、復旧検討	羽咋市以北	3月25日～ 4月14日	申し出
			金沢工業大学	5	被災道路の調査、復旧検討	輪島市	3月27日	石川県道路防災アドバイザー設置要綱
	建築住宅課	(社)石川県建設業協会、(社)石川県建築士会、(社)石川県建築士事務所協会ほか	142	応急危険度判定	七尾市	3月26日～ 30日	石川県協議会規定	

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月27日	健康福祉部	障害保健福祉課	日本精神科病院協会石川県支部、日本精神病院協会北信越地区、石川県精神保健福祉士会、石川県精神保健福祉協会、金沢医科大学病院、金沢医療センター、能登総合病院、国立病院機構北陸病院、青森県、静岡県、兵庫県、和歌山県	450	こころのケアチーム派遣	輪島市	3月27日～ 4月29日	申し出
		医療対策課	(社)石川県看護協会	68	輪島市立病院の看護支援	輪島市	3月27日～ 4月13日	申し出
		健康推進課	(社)石川県看護協会	159	避難住民の健康管理、住宅被災者の家庭訪問など	輪島市、 穴水町	3月27日～ 4月30日	申し出
	環境部	廃棄物対策課	藤ビルメンテナンス(株)	47	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～ 4月1日	申し出
	農林水産部	水産課	(株)日本港湾コンサルタント (株)センク21ナチュラルコンサルタント	24	被災漁港の調査、復旧検討	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町	3月27日～ 3月29日	
	土木部	建築住宅課	住宅金融支援機構北陸支店、(社)石川県宅地建物取引業協会、(社)日本建築家協会北陸支部、(社)石川県建築組合連合会、(財)石川県建築住宅総合センター、(社)石川県建築士会、(社)石川県建築士事務所協会	400	住宅の現地相談窓口開催	輪島市、 穴水町	3月31日～ 4月29日 (毎週土日)	いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク
3月28日	少子化対策監室	子育て支援課	日本助産師会石川県支部	75	産後母子、被災妊産婦のケア	七尾市、輪島市、志賀町、穴水町	3月29日～ 10月15日	
	環境部	廃棄物対策課	金沢市一般廃棄物事業協同組合	98	災害廃棄物運搬	輪島市	3月31日～ 4月1日	申し出
			近畿工業(株)	一式	災害廃棄物破碎機の無償提供	穴水町	4月23日～ 6月27日	申し出
農林水産部	森林管理課	石川県森林土木協会	680	県内治山施設の一斉点検	県内全域	3月28日～ 4月20日	山地防災ヘルパー制度	
3月29日	健康福祉部	医療対策課	(社)石川県歯科医師会	54	医療救護	輪島市	3月29日、 4月1日、 8日	
	環境部	廃棄物対策課	(株)タケエイ	48	災害廃棄物運搬	輪島市、 穴水町	3月31日～ 4月5日	申し出

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要	
3月29日	環境部	廃棄物対策課	大成建設(株)	64	災害廃棄物運搬	輪島市	3月31日～ 4月7日	申し出	
		水環境創造課	中日本高速道路(株)金沢支社	30	応急給水	輪島市	3月30日～ 4月7日	水道法第40条、 申し出	
	農林水産部	経営対策課	農土交流会(県OB)	26	ため池等農業施設点検、復旧検討	輪島市、志賀町、中能登町、穴水町	3月29日～ 4月6日	申し出	
		農業政策課	(社)石川県土地改良建設協会中能登支部・能登支部	60	土地改良施設(地すべり、海岸)の点検	中能登、奥能登管内	3月29日～ 4月6日	災害協定	
	土木部	営繕課	石川県耐震診断等評定委員会	34	非木造建築物の被害、危険性調査	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	4月4日～ 4月5日	申し出	
		建築住宅課	(社)プレハブ建築協会	8 業者	応急仮設住宅の建設	輪島市宅田町、山岸町、館、道下地内、穴水町大町地内	3月29日～ 5月7日	法令、協定書災害救助法第32条第1項第1号	
3月30日	健康福祉部	医療対策課	(社)羽咋郡市医師会	12	医療救護	志賀町	3月30日、 4月5日、 11日、19日		
		長寿社会課	特別養護老人ホーム長寿園		42	社会福祉施設への職員派遣	輪島市、穴水町	3月31日～ 4月6日	申し出
			特別養護老人ホームこすもす		7	社会福祉施設への職員派遣	輪島市	3月31日～ 4月6日	申し出
			特別養護老人ホーム能登穴水聖頌園		14	社会福祉施設への職員派遣	輪島市	3月31日～ 4月6日	申し出
			介護老人保健施設寿老園		3	社会福祉施設への職員派遣	輪島市	3月31日～ 4月6日	申し出
			介護療養型医療施設柳田温泉病院		5	社会福祉施設への職員派遣	穴水町	3月31日～ 4月6日	申し出
	土木部	道路整備課	金沢大学大学院	4	被災道路の調査、復旧検討	輪島市	3月31日	石川県道路防災アドバイザー設置要綱	
	教育委員会	学校指導課	石川県臨床心理士会	12	被災児童の心のケア	輪島市立門前東小学校、同門前西小学校、同門前中学校	4月9日～ 13日、4月27日	スクールカウンセラー等配置要綱	
石川県臨床心理士会			2	被災児童生徒の心のケアのための教職員研修会講師	輪島市立門前東小学校、穴水町立穴水小学校	4月3日	申し出		
3月31日	健康福祉部	健康推進課	(社)石川県栄養士会	32	特別用途食品等の提供、避難所での食事指導など	輪島市	3月31日～ 4月11日	輪島市からの要請	

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
4月1日	健康福祉部	長寿社会課	石川県老人福祉施設協議会、石川県老人保健施設協議会、石川県デイサービスセンター協議会、全国認知症グループホーム協会石川県支部、石川県介護福祉士会、石川県ホームヘルパー協議会	239	避難所における高齢者支援	輪島市	4月2日～ 4月29日	申し出
		医療対策課	(社)石川県柔道整復師会	66	医療救護	輪島市	4月1日、 29日	
4月2日	健康福祉部	長寿社会課	石川県介護支援専門員協会	66	介護認定調査への職員派遣	輪島市	4月10日～ 5月26日	申し出
		健康推進課	(社)富山県看護協会、(社)福井県看護協会	185	避難住民の健康管理、住宅被災者の家庭訪問など	輪島市	4月2日～ 4月29日	申し出
	環境部	廃棄物対策課	(株)小松製作所	274	災害廃棄物運搬	輪島市	4月3日～ 4月13日	申し出
			(株)小松製作所	一式	災害廃棄物破砕機等の無償提供	輪島市、 穴水町	4月7日～ 6月29日	申し出
4月3日	農林水産部	経営対策課	農業工学研究所	43	地滑り状況の調査及復旧に係る助言	輪島市、 穴水町	4月5日～ 4月18日 (随時)	申し出
		水産課	(社)石川県建設技術センター	450	被害状況調査、復旧工法技術指導	輪島市	4月3日～ 7月27日	
4月7日	土木部	砂防課	石川県砂防ボランティア協会	101	土砂災害危険箇所緊急点検	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町	4月9日～ 4月13日	申し出
4月8日	健康福祉部	医療対策課	(社)石川県鍼灸マッサージ師会	76	医療救護	輪島市	4月8日、 6月24日、 7月29日、 8月26日、 9月16日、 10月28日、 12月2日、 平成20年 3月16日、 4月13日、 5月18日、 6月29日	
			(社)石川県鍼灸師会	25	医療救護	輪島市	4月8日、 6月17日、 7月15日、 8月19日、 9月30日、 10月21日、 11月18日	
4月9日	環境部	廃棄物対策課	加賀市廃棄物協会	15	災害廃棄物運搬	輪島市	4月15日	申し出
4月10日	環境部	廃棄物対策課	(株)トスマク・アイ	13	災害廃棄物運搬	輪島市	4月14日～ 4月15日	申し出

要請日	担当部局	担当課室	派遣要請機関	延べ 人数等	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
4月10日	環境部	廃棄物対策課	(株)ビコー	8	災害廃棄物運搬	輪島市	4月14日～ 4月15日	申し出
	土木部 企画振興部	道路建設課 空港企画課	日本飛行船(株)、 アジア航測(株)、 日本工営(株)	21	航空写真撮影		4月16日～ 4月21日	申し出
4月11日	教育委員会	文化財課	金沢学院大学	2	文化財の救出支援	輪島市	4月12日	申し出
			能登文化財保護 連絡協議会	1	文化財の救出支援	輪島市	4月12日	申し出
4月13日	健康福祉部	長寿社会課	石川県理学療法士会	13	社会福祉施設、福 祉避難所へのリハ ビリ職員派遣	輪島市	4月20日～ 5月28日	申し出
			石川県作業療法士会	6	社会福祉施設、福 祉避難所へのリハ ビリ職員派遣	輪島市	4月22日～ 5月6日	申し出
4月17日	農林水産部	水産課	金沢大学理学部	20	災害復旧工法の具 術的指導	金沢大学	4月17日～ 5月31日	
4月18日	農林水産部	経営対策課	農業土木学会	10	災害復旧事業に係 る技術的指導・助 言など	輪島市	4月24日～ 4月25日	申し出
	土木部	建築住宅課	(株)北陸電力リ ビングサービス	一式	応急仮設住宅等へ の電気温水器等無 償提		仮設住宅 設置期間中	申し出
			(社)石川県消防 設備協会	一式	応急仮設住宅等へ の火災報知器無償 貸付		仮設住宅 設置期間中	申し出
			三井液化ガス (株)	一式	応急仮設住宅への ガス湯沸器等無償 貸付		仮設住宅 設置期間中	申し出
(社)石川県浄化 槽協会	一式	応急仮設住宅への 浄化槽設備無償貸 付		仮設住宅 設置期間中	申し出			
4月19日	土木部	河川課ダム 建設室	(株)ニュージェッ ク、川崎重工業 ほか	6	ダムの詳細調査	八ヶ川ダム	4月24日	申し出
4月26日	教育委員会	文化財課	能登歴史資料保 存ネットワーク	1	文化財の救出支援	輪島市	4月30日	申し出
5月2日	教育委員会	文化財課	能登歴史資料保 存ネットワーク	11	文化財の救出支援	輪島市	5月3～ 5日	申し出
5月10日	教育委員会	文化財課	(社)石川県建設 業協会、(社)石 川県建築設計事 務所協会ほか	7	古建築物の被災診 断	七尾市	5月10日	申し出

## 11 ボランティアの活動状況

## (1) 現地災害ボランティアセンターのボランティア受付活動人数

(単位：人)

月	日	曜日	輪島市			穴水町	合計
			輪島	門前	小計		
3	28	水	0	178	178	108	286
	29	木	0	299	299	116	415
	30	金	226	311	537	53	590
	31	土	99	968	1,067	276	1,343
4	1	日	138	1,216	1,354	154	1,508
	2	月	30	279	309	114	423
	3	火	63	553	616	104	720
	4	水	102	581	683	178	861
	5	木	110	259	369	223	592
	6	金	16	381	397	139	536
	7	土	65	326	391	171	562
	8	日	78	379	457	21	478
	9	月	57	191	248	103	351
	10	火	63	207	270	99	369
	11	水	149	560	709	189	898
	12	木	13	286	299	377	676
	13	金	11	404	415	418	833
	14	土	90	235	325	94	419
	15	日	66	248	314	61	375
	16	月	4	79	83	8	91
	17	火	0	181	181	4	185
	18	水	4	83	87	6	93
	19	木	0	85	85	5	90
	20	金	0	116	116	10	126
	21	土	32	273	305	9	314
	22	日	48	92	140	3	143
	23	月	3	101	104	9	113
	24	火	11	92	103	6	109
	25	水	6	156	162	13	175
	26	木	6	57	63	8	71
	27	金	3	67	70	74	144
	28	土	6	114	120	13	133
	29	日	46	91	137	14	151
	30	月	25	54	79	14	93
5	1	火	4	96	100	59	159
	2	水	14	36	50	90	140
	3	木	20	131	151	73	224
	4	金	37	80	117	7	124
	5	土	23	80	103	15	118
	6	日	3	29	32	20	52
	7	月	6	167	173	17	190
	8	火	10	38	48	1	49
	9	水	3	46	49	2	51
	10	木	2	12	14	2	16
	11	金	5	30	35	4	39
	12	土	3	60	63	30	93
	13	日	1	67	68	0	68
	14	月	16	11	27	3	30
	15	火	3	81	84	3	87

月	日	曜日	輪島市			穴水町	合計
			輪島	門前	小計		
5	16	水	6	23	29	4	33
	17	木	0	20	20	2	22
	18	金	7	12	19	3	22
	19	土	6	49	55	3	58
	20	日	0	58	58	0	58
	21	月	0	29	29	6	35
	22	火	9	5	14	10	24
	23	水	1	25	26	7	33
	24	木	1	31	32	5	37
	25	金	0	7	7	2	9
	26	土	0	9	9	0	9
	27	日	1	0	1	0	1
	28	月	0	18	18	4	22
	29	火	1	2	3	11	14
	30	水	5	0	5	9	14
	31	木	1	0	1	5	6
合計			1,758	10,754	12,512	3,591	16,103

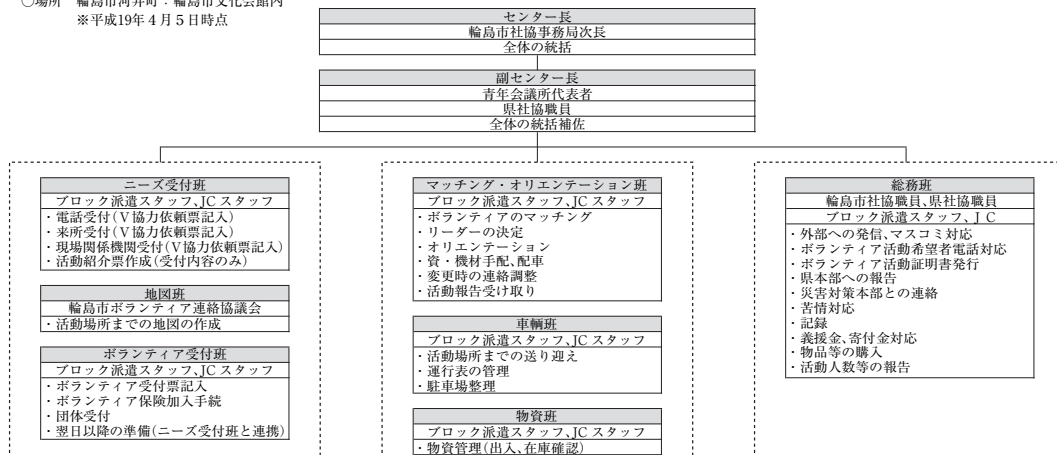
(2) 輪島市災害ボランティアセンター輪島の活動内容

月	日	曜日	人数	活動内容
3	30	金	226	家財の移動・片付け、家屋の清掃・片付けなど
	31	土	99	家財の移動・片付け、ブロック塀・灯籠の解体・片付け、災害ゴミの廃棄など
4	1	日	138	ニーズ調査、家財の移動・片付け、物資の運搬、災害ゴミの廃棄など
	2	月	30	家財の移動・片付け、ガラス破片の清掃・片付け、災害ゴミの廃棄など
	3	火	63	家財の移動・片付け、物資の運搬、災害ゴミの廃棄など
	4	水	102	センターチラシの配付、家財の移動・片付け、家屋の清掃・片付けなど
	5	木	110	ニーズ調査、家財の移動・片付け、家屋の清掃・片付け、災害ゴミの廃棄など
	6	金	16	家財の移動・片付け災害ゴミの片付けなど
	7	土	65	家財の移動・片付け、災害ゴミの廃棄など
	8	日	78	家財の運搬、災害ゴミの片付けなど
	9	月	57	家財の移動・片付け、窓拭き、調理など
	10	火	63	家財の移動・片付け、清掃活動など
	11	水	149	家財の移動・片付け、壁士の除去、清掃活動など
	12	木	13	家財の移動・片付け、救援物資の仕分け、灯籠の片付け、災害ゴミの廃棄
	13	金	11	家財の移動・運搬、割れ物の片付け、災害ゴミの廃棄など
	14	土	90	ガレキの片付け、壁士の除去、畳の移動、救援物資の仕分けなど
	15	日	66	家財の廃棄、倉庫内の片付けなど、高齢者宅訪問など
	16	月	4	ガレキの片付け、割れ物の片付け、ふすまの移動、墓石のずれ直しなど
	17	火	0	家財の移動、家屋の片付け・清掃など
	18	水	4	家屋の片付け、災害ゴミの廃棄、墓石のずれ直しなど
	19	木	0	家財の運搬・廃棄
	20	金	0	災害ゴミの廃棄
	21	土	32	家屋の片付け、家具の移動、壁士の除去、土地・家屋の調査
	22	日	48	家屋の片付け、家具の移動、土地・家屋の調査、高齢者宅訪問、墓石のずれ直しなど
	23	月	3	災害ゴミの廃棄
	24	火	11	ガレキの片付け、災害ゴミの廃棄、センターの移転手伝い
	25	水	6	引越しの手伝い、センター移転の手伝い
	26	木	6	ブロック塀の解体、災害ゴミの廃棄
	27	金	3	家財の移動、災害ゴミの廃棄、センター移転後の片付けなど
	28	土	6	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、災害ゴミの廃棄など
29	日	46	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の運搬、土地・家屋の調査、災害ゴミの廃棄など	
30	月	25	ガレキの片付け、家屋の清掃、土地・家屋の調査	

月	日	曜日	人数	活動内容
5	1	火	4	家屋の清掃、救援物資の仕分け、物資の移動
	2	水	14	家屋の清掃、救援物資の仕分け、墓石のズレ直し
	3	木	20	仮設住宅への引越しの手伝い、救援物資の仕分け、物資の移動
	4	金	37	仮設住宅への引越しの手伝い、救援物資の配付、建築修復点検、災害ゴミの廃棄など
	5	土	23	家財の移動、土壁の除去、救援物資の仕分けなど
	6	日	3	救援物資の配付、イベントの準備、災害ゴミの廃棄
	7	月	6	家財の移動、救援物資の配付、災害ゴミの廃棄
	8	火	10	救援物資の配付、イベントの準備、センターチラシの配付
	9	水	3	仮設住宅への引越しの手伝い、災害ゴミの廃棄など
	10	木	2	土壁の除去
	11	金	5	仮設住宅への引越しの手伝い、地震で倒れた雪つりの処分
	12	土	3	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動
	13	日	1	仮設住宅への引越しの手伝い
	14	月	16	救援物資の仕分け
	15	火	3	家の戸の取り付け
	16	水	6	土壁の除去
	17	木	0	仮設住宅への引越しの手伝い
	18	金	7	仮設住宅への引越しの手伝い
	19	土	6	救援物資の仕分け
	20	日	0	なし
	21	月	0	なし
	22	火	9	家財の移動
	23	水	1	土壁の除去、家財の移動、災害ゴミの廃棄
	24	木	1	家財の移動、畳の移動など
	25	金	0	なし
	26	土	0	なし
	27	日	1	なし
	28	月	0	なし
	29	火	1	なし
	30	水	5	なし
	31	木	1	なし
計			1,758	

輪島市災害ボランティアセンター輪島

○場所 輪島市河井町：輪島市文化会館内  
※平成19年4月5日時点





(3) 輪島市災害ボランティアセンター門前の活動内容

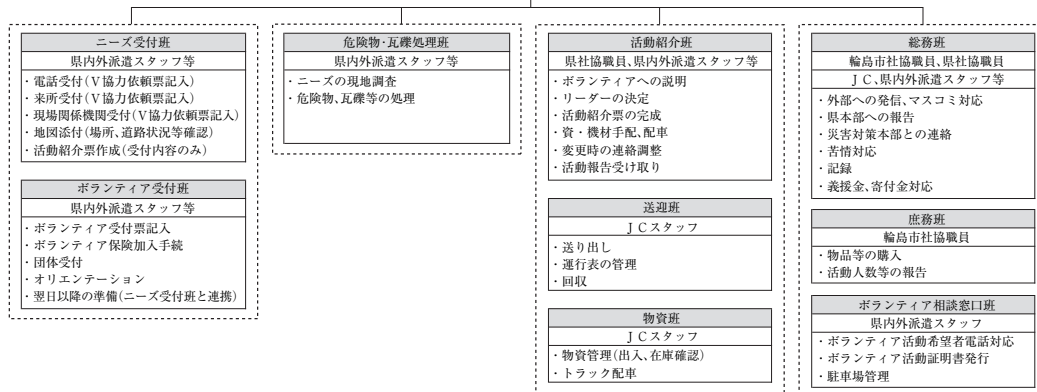
月	日	曜日	人数	活動内容
3	28	水	178	家屋の片付け・ブロック塀の片付けなど
	29	木	299	避難所の環境整備、家屋の片付け・清掃など
	30	金	311	避難所の環境整備、家屋の片付け・清掃、避難者応援グッズの作成など
	31	土	968	家屋・屋外の片付け・清掃、など
4	1	日	1,216	家屋・屋外の片付け・清掃、など
	2	月	279	家屋・屋外の片付け・清掃、など
	3	火	553	家屋・屋外の片付け・清掃、ガレキの片付けなど
	4	水	581	家屋・屋外の片付け・清掃、災害ゴミの搬出、配色の手伝い、センター移転の手伝い・後片付けなど
	5	木	259	ガレキの片付けなど
	6	金	381	家屋・屋外の片付け・清掃、など
	7	土	326	家屋・屋外の片付け・清掃、ブロック塀の解体・片付け、災害ゴミの廃棄など
	8	日	379	家屋・屋外の片付け・清掃、災害ゴミの廃棄など
	9	月	191	ガレキの片付け、災害ゴミの廃棄など
	10	火	207	ガレキの片付け、救援物資の配付など
	11	水	560	家屋の片付け・清掃、家財の移動、ガレキの片付け、救援物資の配付など
	12	木	286	家屋の片付け・清掃、家財の移動、ガレキの片付け、救援物資の配付など
	13	金	404	イベントの準備、ブロック塀の片付け、災害ゴミの廃棄など
	14	土	235	イベントの手伝い、被災者洗濯物の回収・配達車輛の運転、災害ゴミの分別・廃棄など
	15	日	248	イベントの手伝い、災害ゴミの廃棄など
	16	月	79	家財の移動、災害ゴミの廃棄など
	17	火	181	ガレキの片付け、土壁の除去、土壌作り、災害ゴミの廃棄など
	18	水	83	家屋の清掃・片付け、家財の移動、被災者洗濯物の回収・配達、災害ゴミの分別・廃棄など
	19	木	85	家屋の清掃・片付け、家財の移動、障子貼り、被災者洗濯物の回収・配達、災害ゴミの分別・廃棄など
	20	金	116	家屋の清掃・片付け、家財の移動、被災者洗濯物の回収・配達、災害ゴミの分別・廃棄など
	21	土	273	家屋の清掃・片付け、家財の移動、救援物資の配付、災害ゴミの分別、災害ゴミの廃棄など
	22	日	92	ガレキの片付け、ブロック塀の解体・片付け、救援物資の仕分け、災害ゴミの廃棄、被災者宅の訪問など
	23	月	101	ガレキの片付け、ブロック塀の解体・片付け、道路清掃、災害ゴミの廃棄など
	24	火	92	災害ゴミの廃棄など
	25	水	156	屋外の清掃、ガレキの片付け、イベントの準備、イベントチラシ配りなど
	26	木	57	家屋の片付け、家財の運搬、屋根のブルーシート掛け、災害ゴミの廃棄など
	27	金	67	家財の運搬、ガレキの片付け、イベントの準備、屋根のブルーシート掛けなど
	28	土	114	ガレキの片付け、イベントの手伝い、道路清掃、災害ゴミの廃棄など

月	日	曜日	人数	活動内容
4	29	日	91	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、ガレキの片付け、災害ゴミの廃棄など
	30	月	54	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、救援物資の仕分け、災害ゴミの廃棄など
5	1	火	96	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、救援物資の仕分け、仮設住宅周辺の花植えなど
	2	水	36	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、非難所の清掃など
	3	木	131	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、救援物資の搬出、非難所の清掃など
	4	金	80	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、非難所の清掃、災害ゴミの廃棄など
	5	土	80	仮設住宅への引越しの手伝い、家財の移動、センターチラシ配付、災害ゴミの廃棄など
	6	日	29	ガレキ・廃材の片付け、イベントチラシ配り、災害ゴミの廃棄など
	7	月	167	ガレキ・廃材の片付け、仮設住宅プランターへの広葉メッセージ貼り、仮設住宅でのお茶会、災害ゴミの廃棄など
	8	火	38	家財の移動、ガレキ・廃材の片付け、災害ゴミの廃棄など
	9	水	46	家財の移動、ガレキ・廃材の片付け、災害ゴミの廃棄など
	10	木	12	家財の移動、ガレキ・廃材の片付け、災害ゴミの廃棄など
	11	金	30	家財の移動、蔵の整理、ガレキ・廃材の片付け、災害ゴミの廃棄など
	12	土	60	災害ゴミの廃棄
	13	日	67	仮設住宅への引越しの手伝い、ガレキ・廃材の片付け、土壁の除去、屋根のブルーシート掛け、災害ゴミの廃棄など
	14	月	11	救援物資の仕分け、ガレキ・廃材の片付け、災害ゴミの廃棄など
	15	火	81	仮設住宅への引越しの手伝い、屋根のブルーシート掛け、災害ゴミの廃棄など
	16	水	23	ガレキ・廃材の片付け、災害ゴミの廃棄など
	17	木	20	仮設住宅への引越しの手伝い、災害ゴミの廃棄など
	18	金	12	仮設住宅の訪問、災害ゴミの廃棄など
	19	土	49	文化財の移動、ガレキ・廃材の片付け、災害ゴミの廃棄など
	20	日	58	仮設住宅の訪問、家財の整理・移動、災害ゴミの廃棄など
	21	月	29	仮設住宅の訪問、家財の整理・移動、災害ゴミの廃棄など
22	火	5	仮設住宅の訪問、家財の整理・移動、災害ゴミの廃棄など	
23	水	25	家財の整理・移動、災害ゴミの廃棄など	
24	木	31	センター移転の手伝い、家財の整理・移動、災害ゴミの廃棄など	
25	金	7	センター移転の手伝い	
26	土	9	センター移転の手伝い、イベントの準備	
27	日	0	センター活動休止	
28	月	18	センター移転の手伝い、イベントの片付け	
29	火	2	センター移転の手伝い・片付け	
30	水	0	なし	
31	木	0	なし	
計			10,754	

輪島市災害ボランティアセンター門前

○場所 輪島市門前町：道下サンセットパーク内  
※平成19年4月24日以降（一部変更）

センター長 輪島市社協門前支所職員 全体の統括
副センター長 輪島市社協門前支所職員、J C代表者 全体の統括補佐



(4) 穴水町災害対策ボランティア現地本部の活動内容

月	日	曜日	人数	活動内容
3	28	水	108	家屋の清掃・片付けなど
	29	木	116	家屋の清掃・片付け、ガレキの片付け、避難所訪問など
	30	金	53	家屋の清掃・片付け、ガレキの片付けなど
	31	土	276	家屋の清掃・片付け、ガレキの片付けなど
4	1	日	154	家屋の清掃・片付け、ガレキの片付け、避難所の引越しの手伝いなど
	2	月	114	家屋の清掃・片付け、ガレキの片付け、避難所訪問など
	3	火	104	ニーズ調査、災害ゴミの廃棄など
	4	水	178	ニーズ調査、災害ゴミの分別・廃棄など
	5	木	223	ニーズ調査、災害ゴミの分別・廃棄など
	6	金	139	ニーズ調査、災害ゴミの分別・廃棄など
	7	土	171	ニーズ調査、家財の移動、センターチラシの配布、災害ゴミの廃棄など
	8	日	21	ニーズ調査、家財の移動、センターチラシの配布、災害ゴミの廃棄など
	9	月	103	家財の移動、センターチラシの配布、避難所訪問など
	10	火	99	家財の移動、センターチラシの配布、避難所訪問など
	11	水	189	家屋診断、センターチラシの配布、町内清掃、ゴミの分別など
	12	木	377	家屋診断、家財の移動、避難所訪問、ゴミの分別など
	13	金	418	家財の移動、センターチラシの配布、ゴミの分別など
	14	土	94	家財の移動・片付け、センターチラシの配布、ゴミの分別など
	15	日	61	家財の移動・片付け、廃材の片付け、ゴミの分別など
	16	月	8	家財の移動、ガレキの片付け
	17	火	4	町内清掃
	18	水	6	家屋の修理、運転ボランティア
	19	木	5	家財の片付け、ゴミの分別
	20	金	10	避難所訪問、災害ゴミの廃棄
	21	土	9	イベントの準備、災害ゴミの廃棄など
	22	日	3	運転ボランティア
	23	月	9	家財の移動、障子貼り
	24	火	6	家財の移動、避難所訪問
	25	水	13	ガレキの片付け、避難所訪問(足湯の提供)
	26	木	8	家屋診断、避難所訪問(足湯の提供)、仮設住宅説明会の補助
	27	金	74	引越しのニーズ調査、家屋診断、避難所訪問
	28	土	13	家財の移動、救援物資の仕分け
	29	日	14	救援物資の仕分け
	30	月	14	救援物資の配布、避難所訪問(マッサージ)
5	1	火	59	仮設住宅引越しの手伝い、仮設住宅集会所の清掃・看板設置、救援物資の仕分けなど
	2	水	90	仮設住宅引越しの手伝い、仮設住宅生活説明会への同行、仮設住宅の表札作り、など
	3	木	73	仮設住宅引越しの手伝い、仮設住宅の清掃、仮設住宅の表札作り、仮設住宅でのボランティア相談対応など
	4	金	7	仮設住宅入居者への救援物資の配布
	5	土	15	仮設住宅引越しの手伝い、仮設住宅入居者への救援物資の配布、仮設住宅入居者への足湯・お茶会

月	日	曜日	人数	活動内容	
5	6	日	20	仮設住宅引越しの手伝い、家財の移動、仮設住宅入居者への足湯・お茶会	
	7	月	17	仮設住宅引越しの手伝い、家財の移動、仮設住宅入居者への足湯・お茶会	
	8	火	1	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅周辺の清掃、救援物資の移動	
	9	水	2	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問	
	10	木	2	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅設置ボランティアポストの作成	
	11	金	4	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅設置ボランティアポストの設置	
	12	土	30	仮設住宅引越しの手伝い、仮設住宅周辺の花植え、仮設住宅生活希望調査の配布	
	13	日	0	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問	
	14	月	3	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅入居者への救援物資の配布	
	15	火	3	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問、仮設住宅緊急連絡一覧表の作成	
	16	水	4	仮設住宅でのボランティア相談対応	
	17	木	2	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問	
	18	金	3	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問	
	19	土	3	仮設住宅でのボランティア相談対応	
	20	日	0	センター活動休止	
	21	月	6	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問	
	22	火	10	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅生活希望調査の集計・提出、図書館の整理、	
	23	水	7	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問、仮設住宅の害虫駆除、図書館の整理	
	24	木	5	仮設住宅でのボランティア相談対応、図書館の整理	
	25	金	2	仮設住宅でのボランティア相談対応、図書館の整理	
	26	土	0	センター活動休止	
	27	日	0	センター活動休止	
	28	月	4	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問	
	29	火	11	家財の移動、仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅入居者への救援物資の配布	
	30	水	9	仮設住宅でのボランティア相談対応、仮設住宅訪問	
	31	木	5	図書館の整理	
	計			3,591	

穴水町災害対策ボランティア現地本部

○場所 鳳至郡穴水町：穴水町保健センター敷地内  
※平成19年4月5日時点



## 12 平成19年能登半島地震の検証結果を踏まえ今後推進すべき施策大綱

(平成20年2月、石川県震災対策専門委員会)

### I 総括

平成19年3月25日(日)9時42分頃に発生した能登半島地震は、石川県観測史上初の震度6強を観測し、県政史上未曾有の大災害となったが、初動対応や応急復旧対応が総じて順調に行われたことなどにより、全体として、被害が最小限にとどまり、比較的早期の応急復旧が図られたものと評価できる。

被害が最小限にとどまり早期応急復旧が図られた主な要因

- ・発災日時、天候、地域性(人口密集地でない、コミュニティの絆)等の条件が重なっていたこと。
- ・県、被災市町、国の情報共有化により、迅速な対応が図られ、被害の拡大を防止できたこと。

過疎化・高齢化が進展している能登の被災者の生活再建と被災地の一日も早い復旧・復興を念願するものであるが、同時に今回の地震の教訓を、今後の石川県の防災対策に活かす必要があることから、初動対応や応急復旧対応について、問題点や課題を洗い出すとともに、これまでの取り組み成果が活かされた点や、適切に対応できた点を含め、検証を行った結果、初動対応や医療救護活動など8つの分野別に推進施策を取りまとめた。

また、悪条件が重なった場合などの大規模地震災害に備えることが特に重要であることから、重点推進施策として以下の6つの施策に取り組むよう取りまとめた。

- ① 重要な施設や個人住宅の耐震化の推進
- ② 通信体制の充実強化
- ③ 災害時要援護者支援体制の強化
- ④ 自主防災組織の育成・充実
- ⑤ 防災教育・訓練の充実強化
- ⑥ 広域防災拠点の機能強化

近年、全国で大規模な災害が発生している中、能登半島地震においては、比較的最小限の被害にとどまったことから、検証に際してはよかった面、課題となった面、両面について、客観的な視点で評価できたものと認識しており、今回の検証結果と推進すべき施策を踏まえ、県地域防災計画(震災対策編)に反映させるなど、石川県や市町、防災関係機関、地域住民それぞれの立場で防災対策に活かしていくことが肝要である。また、この施策大綱が、石川県内のみならず、全国の震災対策にも活かされることが期待される。

## Ⅱ 分野別推進施策

### 1. 初動対応

#### a 初動体制

地震発生直後に、国や市町、防災関係機関等との連絡、被害情報の収集・伝達など迅速、的確な応急対策を図るには、初動体制の確立が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 災害対策本部等体制・・・危機管理監室、全部局、市町、防災関係機関

##### 【初動体制計画の再点検】

消防機関の応援要請については、迅速な対応が可能な県内の広域応援隊に要請するとともに、手遅れとならないよう早目に全国的な応援要請に心掛けるよう初動体制計画を再点検する。

##### 【関係市町、団体との緊急連絡体制の強化と充実】

諸団体の応援救護活動の状況把握に手間取ったことから、関係市町、団体との緊急連絡体制を強化充実する。

##### 【関係市町、団体との情報共有体制の強化、現地対策本部の機動的な運用】

関係市町、団体、災害対策本部との各種情報の相互連絡体制に支障を来したケースも見られたことから、情報共有体制の強化とともに、現地対策本部の機動的な運用を図る。

##### 【防災関係機関の災害対策本部員会議への参加】

初動対応に防災関係機関の情報共有が必要なことから、防災関係機関の参加を積極的に求め初動対応に必要な連携強化を図る。

##### 【災害規模に応じた災害対策本部体制の強化】

災害対策本部機能の円滑な運営を図るため、災害対策本部運営支援班の設置や本部事務局要員の増強などにより、災害規模に応じ災害対策本部機能の強化を図る。

##### 【停電・夜間時における緊急連絡体制の確保及び設備（自家発電等）の整備・点検】

停電に伴う通信不能により初動対応に支障を生じるおそれがあったことから、緊急連絡体制を強化すべく通信機器の自家発電設備を整備する。

##### 【マスメディアに対する的確な情報提供体制の確立】

被災状況等の取材殺到により、災害応急対応に支障を来した面もあったことから、マスメディアに対する的確な情報提供体制を確立する。

#### (2) 連絡・被害状況把握体制・・・危機管理監室、関係各部署、市町、防災関係機関

##### 【被害状況把握体制の確立】

情報の入りにくい発災直後では、通行規制措置などに時間を要した面もあったことから、初期の被害状況の把握に関する連絡体制の強化を図る。

##### 【市町防災行政無線（VSAT）の活用】

被災市町が迅速に災害情報を収集することが困難であったことから、ヘリ映像等の外部からの被災情報を入手する重要な手段である市町防災行政無線（VSAT）の活用を図る。

#### b 災害情報の収集・伝達

県、市町及び防災関係機関は、適切な応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるため、相互に緊密な連携のもとに迅速かつ的確に被害情報の収集・伝達を行うことが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 情報収集・・・危機管理監室、関係各部署、市町、防災関係機関

##### 【孤立化が懸念される地区に災害に強い通信機器の確保】

孤立化が懸念される山間地集落等があったことから、当該地区には災害に強い通信機器を確保する。

**【地区・町会ごとの情報収集体制の点検、整備】**

避難所での情報収集だけでなく、地区・町会ごとの情報収集体制を点検し、必要な整備を図る。

**(2) 情報共有・・・危機管理監室、関係各部署、市町、防災関係機関**

**【被害情報の把握・連絡体制の強化】**

初動対応には、被害情報の収集と伝達・共有が重要であることから、正確かつ迅速な被害情報把握と連絡体制を強化する。

**【被災市町における本庁と被災地区との情報連絡体制の強化】**

被災市町における本庁と被災地区間の連携不足により、情報連絡に支障を来したケースが見られたことから、その体制強化を図る。

**(3) 情報発信・・・危機管理監室、市町、防災関係機関**

**【地区・町会ごとの情報提供体制の点検、整備】**

避難所での情報提供だけでなく、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。また、在宅被災者に対する情報提供も重要であることから、避難所以外における情報提供体制を確保する。

**c 通信手段の確保**

災害時には、電話の輻輳により連絡がつかないといった事態が生じないように災害時優先電話の活用はもとより、その他の通信手段の確保が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

**(1) 電話・・・危機管理監室、関係各部署、市町、防災関係機関**

**【衛星携帯電話の活用など通信手段の多重化】**

電話の利用が制限され、情報伝達が困難な面もあったことから、衛星携帯電話の活用など通信手段の多重化を図る。

**【災害時の優先電話の確保】**

災害時の電話の利用制限を回避するため、防災関係機関・団体の優先電話を確保する。

**(2) 防災行政無線・・・危機管理監室、市町**

**【防災行政無線の整備・充実】**

防災行政無線等の未整備地区もみられることから、デジタル化対応を含め、整備・充実に努める。

**(3) 通信手段の確保・・・危機管理監室、関係各部署、市町、消防本部、防災関係機関**

**【停電・夜間時における体制確保・点検】**

一部の地域で防災行政無線の使用ができないケースが見られたことから、停電・夜間時における体制確保・点検を行う。

**【既存防災拠点施設の耐震化】**

既存防災拠点の設備（電話交換機）が転倒するなど地震対策がなされていなかったことから、設備を含めた防災拠点施設の耐震化を促進する。

**【地震発生時に備えた通信手段の確保及び連絡・通信マニュアルの作成】**

電話は災害時に規制を受けることを前提として代替通信手段を確保するとともに通信活用マニュアルの作成に努める。

**【有線放送電話や同報系無線戸別受信機などの災害に強い通信手段の整備促進】**

電気の復旧に併せて、有線放送電話での情報収集が有効であったことから、今後は、地域の実情に応じて有線放送電話や同報系無線戸別受信機など災害に強い通信手段の整備を促進する。

**【119番通信回線の確保】**

119番回線は支障なく救急要請に対応ができたことから、今後も回線確保体制の拡充に努める。

## 2. 医療救護活動

### a 医療救護活動

災害時には、多くの負傷者の発生が予想されることから、県及び市町は医療機関等と緊密な連携を図り被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努めることが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

(1) 連絡体制・・・健康福祉部、危機管理監室、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関  
【関係機関の役割分担の明確化、現地調整機能の強化】

医療救護に関する情報共有や連絡手段で一部混乱を生じた面があったことから、関係機関の役割分担の明確化、医療救護活動に係る現地調整機能の強化や関係者のミーティングなど情報の共有化を図る。

(2) 被害状況把握・情報共有・・・健康福祉部、危機管理監室、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関

【災害時優先電話など通信手段の確保・整備による迅速で正確な被害状況の把握と共有体制の確立】

電話の通信制御により迅速な情報収集に支障を来した面があったことから、災害時優先電話などにより、迅速で正確な被害状況の把握や情報共有体制を確立する。

【救護本部の立ち上げ及び運営に関する訓練等】

被災地の救護本部において、応援の受け入れ等が初期段階において円滑に行われなかったケースも見られたことから、発災直後の救護本部の立ち上げ及びミーティングを含めた運営に関する訓練等を実施する。

(3) 活動・応援体制・・・健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関

【派遣医療機関との更なる連絡体制と現地における応援調整機能の強化】

県内外からの医療機関等の応援に対し、現地の調整がスムーズにできなかった面が見られたことから、DMATや派遣医療機関との更なる連絡体制と応援調整機能を強化する。

また、大規模災害時等における医療関係機関の広域的な応援体制の整備を図る。

【保健師の派遣などの体制確立】

健康管理チームと医療救護チームとの連携により、避難所における二次災害の防止が図られたことから、更なる体制整備を図る。

【福祉・介護関係者との連携による救護体制の整備】

地元住民の健康問題を平素から把握していたことにより、円滑な医療救護活動ができたことから、地元事情に明るい民生委員、介護支援専門員等が連携できる体制整備に努める。

### b 心のケア活動

被災者にとって被災後の不安は大きく、心のケア対策は、被害の大小にかかわらず重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

(1) 活動内容・・・健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、精神科病院協会、精神保健福祉士会等

【現地でのコーディネート機能及び連携体制の充実強化】

避難所、仮設住宅での心身両面のケアの実施が効果的であったことから、現地でのコーディネート機能の強化を図るとともに、心のケアチームと医療救護活動チーム、健康管理チームが連携した支援体制の充実を図る。

【災害時の心のケアに関する関係者の理解促進】

現地の状況に応じた活動を行うためには、実務担当者や関係スタッフの役割が重要であること

から、災害時等における心のケアに関する研修の充実を図る。

(2) 活動・応援体制・・・健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、精神科病院協会、精神保健福祉士会等

【専門家チームの派遣体制の充実強化】

県内外からの応援の申し出に戸惑うことなく、円滑に専門家による支援チームの派遣体制が確立できるよう、県外関係機関等を含めた協力・連携体制を構築する。

### 3. 避難対策

#### a 災害時要援護者の安全確保

災害から高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者を守るためには、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速な安全確保を図ることが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

(1) 避難計画・・・健康福祉部、危機管理監室、総務部、教育委員会、市町、防災関係機関

【生活圏ごとの福祉避難所の受入れ体制の整備】

高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を推進する。

【避難支援計画の作成】

市町での災害時要援護者の避難計画が未作成であったことから、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。

【地震防災マップ等の策定】

市町での地震防災マップ（ハザードマップ）の作成が進んでいないことから、災害時要援護者の円滑な避難に資するためにも、防災意識の普及啓発及び災害時の必携書として、コミュニティ単位での防災・避難マップ（地震・津波・洪水・土砂災害）の作成を促進する。

【災害時要援護者みまもりマップ（仮称）の作成】

一部地域においてみまもりマップが有効に機能したことから、災害時要援護者みまもりマップ（仮称）を作成するよう努める。

【専門分野の退職者の活用】

地元事情に明るい医療救護・福祉関係の専門家の確保が、被害者救済に有効であることから、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

【学校等における地震防災マニュアルの作成】

園児、児童及び生徒の安全確保を図るため、各学校において地震防災マニュアルを作成し、平素及び発災時の対応強化に努める。

また、学校が避難所となった場合に、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な支援が図られるよう体制整備に努める。

(2) 避難所の施設環境・・・県民文化局、健康福祉部、危機管理監室、市町

【要援護者に対する備蓄物資（洋式トイレ等）の整備】

災害時要援護者向けの洋式仮設トイレなどの外部調達が必要であったことから、避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。

【災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルの策定】

市町における避難所運営マニュアルが未作成であったことから、避難所における円滑な救援活動を実施するため、災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルを早期に策定する。

## b 避難所対策

災害時には、避難所の迅速な開設と適正な環境維持と運営が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 避難所の選定・・・教育委員会、健康福祉部、危機管理監室、市町、防災関係機関

#### 【避難所の位置、規模（収容量）・設備内容のバランス等の調整検討】

適正な避難所の確保が重要であることから、小学校の体育館などを活用している避難所の規模・収容量・設備内容について、地域バランスを含め、再点検を行う。

#### 【避難が長期化した場合の避難所の検討】

避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、公営民間宿泊施設の活用の可能性も含め指定の再検討を図る。

### (2) 避難所の運営・・・健康福祉部、危機管理監室、関係部局、市町

#### 【避難所運営マニュアルの策定】

避難所での円滑な救護活動運営を図ることや自宅に留まっている被災者への適切な対応を図ることを盛り込んだ、避難所運営マニュアルを早期に策定する。

#### 【避難所運営（避難者の体調管理、避難者に配慮した対応等）の改善検討】

生活不活発病等の発症予防対策が重要であったことから、要援護者の体調等に合わせた避難所内運営の更なる改善検討を図る。

#### 【自助・共助意識の普及啓発】

避難所内で行政職員の手が取られすぎていることから、避難所が被災者や地域住民により自主的に運営されるよう、共助意識の醸成を図るとともに、ボランティアを有効に活用する。

#### 【自主防災組織による避難所運営】

災害時に避難所の自主運営を行えるよう、自主防災組織に対する指導を強化する。

### (3) 防疫・・・健康福祉部、市町

#### 【防疫指導（避難所の衛生管理・消毒、感染症対策等）の強化】

避難所内において、感染性胃腸炎などの感染症の拡大を抑えることが重要であったことから、今後も、避難所の衛生管理・消毒、感染症対策指導の強化を図る。

### (4) 避難所の施設環境・・・県民文化局、健康福祉部、危機管理監室、環境部、市町

#### 【要援護者に対する備蓄物資（避難所内洋式トイレ等）の整備】

避難所内において、特に、高齢者向けに洋式トイレが不足していたことから、備蓄の強化を図る。

#### 【予備タンクとしての合併浄化槽の再利用】

下水道の被災により、避難所内のトイレが使えない状況が生じたことから、非常時の予備として合併浄化槽の一時的な再利用などを検討する。

## 4. 被災者支援

### a 給水活動

被災者の生活維持を図る上で、必要不可欠な「水」の確保は重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 供給体制・・・環境部、企業局、市町

#### 【給水要請時の連絡体制の強化】

被災市町からの給水要請情報に混乱を生じたことから、給水要請時の窓口を一元化し、連絡体制を強化する。



## b 食料供給

被災者の生活維持を図る上で、必要不可欠な「水」の確保は重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 供給体制・・・農林水産部、市町

#### 【民間給食業者や避難者の共助による食事調達】

避難所生活の長期化に伴って副食の配給充実が必要となったことから、副食の配給については、民間給食業者や避難者の共助による食事調達方法を検討する。

## c 生活必需品の供給

災害時には、要援護者の生活必需品供給が必要であり、適正な需要把握と供給体制が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 備蓄物資・・・県民文化局、健康福祉部、農林水産部、危機管理監室、市町、防災関係機関

#### 【備蓄品目及び数量の充実】

被災直後は毛布などの備蓄物資に不足が生じたことから、流通備蓄の活用を含め、住民、市町、県の役割分担に即し、備蓄品目および数量を充実する。

#### 【災害時要援護者に配慮した備蓄の整備（粉ミルク、おかゆなど）】

粉ミルクやおかゆ等、要援護者の多様な年齢層に応じた備蓄物資を準備する必要があることから、被災者に配慮した物資を備蓄する。

### (2) 救援物資・・・県民文化局、健康福祉部、農林水産部、危機管理監室、市町、防災関係機関

#### 【救援物資の仲介方式の推進】

全国からの救援物資をリスト化し、被災市町に仲介する方式の導入が効果的であったことから、受入れ調整窓口の一元化により、今後も、被災者が真に必要な物資が迅速、効率的に届く体制とする。

#### 【災害時における物資供給協定締結の促進】

民間事業者からの物資調達や協力が大きなウエイトを占めたことから、大規模災害時における物資の調達に支障を来さないよう民間事業者との協定締結を促進する。

## d 応急危険度判定

被災建物については、余震による倒壊などの二次被害を防止するため、早急に居住可能か否かの応急危険度判定を実施することが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 啓発・・・土木部、市町

#### 【応急危険度判定制度の住民への周知】

応急危険度判定に対して、住民の理解が不足していたことから、危険度判定制度の住民への広報周知を行う。

#### 【有効期間の明確化の検討】

余震によって応急危険度の内容に変動が生じたことなどから、応急危険度判定基準の明確化と併せ判定有効期間の明確化を図る。

### (2) 実施体制・・・土木部、市町、関係団体

#### 【県と市町、関係団体との連携強化】

応急危険度判定について、県と市町、関係団体との連携により円滑に対応できたことから、今後、平素からの連携強化により実施体制の確立を図る。

また、応急危険度判定業務に係る被災市町の職員の負担を軽減するため、出来るだけ民間関係団体の協力を得て判定業務を推進する。

**【継続的サポート体制の確保】**

余震あるいは修理による応急危険度判定の変動に対応するため、判定に対する継続的なサポート体制を確保する。

**(3) 人員確保・・・土木部、市町、関係団体**

**【応急危険度判定のための研修の実施】**

地震発生後応急危険度判定のために建築士等必要な人員の配置を行い、円滑な対応ができたことから、今後とも、応急危険度判定士を養成するための研修を実施する。

**e り災証明**

り災証明は、被災した事実の証明書として、各種の被災者救援施策の適用の基礎となるものであり、適正かつ円滑な調査体制が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

**(1) 調査体制・・・危機管理監室、関係部局、市町、防災関係機関**

**【調査体制・運用方法の確立】**

り災証明に関する調査および事務量が膨大であったことから、迅速なり災証明のための調査や発行事務の効率化を図るため、平素から、例えば、汎用性のある先導的な支援システムやGIS（地理情報システム）の活用・マニュアルの作成など調査・運用方法の確立に努める。

**【自治体間の支援体制の確立等によるり災証明の調査要員及び発行事務要員の十分な確保】**

発災時の調査及び発行事務量が膨大で時間を要することから、被災市町は被災していない自治体の協力などにより十分な体制確保を図る。

また、平素から自治体間の支援体制を確立するために協定などを締結する。

**【研修の実施】**

り災証明事務についての知識普及を図る手段として、平素から研修を実施するとともに、市町は積極的に参加するよう努める。

**【民間からの調査要員の確保】**

迅速な調査体制を確保するために、委嘱方式などによる民間からの調査要員確保についても検討を進める。

**f 被災者生活再建支援**

被災者の生活再建のために適正な支援制度の確立とその運用が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

**(1) 周知・相談体制・・・危機管理監室、土木部、関係部局、市町、防災関係機関、関係団体**

**【制度の周知】**

被災時に支援制度を活用した早期再建を図るため、能登半島地震被災者への周知を含め、平素から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び災害救助法に基づく住宅応急修理制度の周知に努める。

**【相談窓口（ワンストップ相談）設置の周知】**

発災時には、被災者の円滑な住宅再建が進むよう、今後とも、関連情報の共有化を図りながらワンストップ相談窓口を設置し、その周知を図る。

**【関係団体との連携強化】**

大工と建築士の二人一組での現地派遣が機能したことから、今後とも、関係団体との連携を強化し円滑な相談体制を図る。

**【災害規模等に応じた支援策の検討】**

県・市町独自の支援策については、国の住宅支援制度や関連施策、災害規模・被災状況などを総

合的に勘案し、その都度速やかに要否等を検討する。

## g 応急仮設住宅の設置・運営

家屋を失った被災者の生活再建のために、仮設住宅の早急な確保が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 設置・・・土木部、市町

#### 【地域コミュニティや健康面に配慮した仮設住宅の設置】

地域の絆や健康面を重視した仮設住宅の設置が有効であったことから、集会所の配置を含め、地域コミュニティに配慮した仮設住宅の設置に努める。

#### 【建設地の事前選定】

地域ごとの仮設住宅建設地の選定に苦慮したことから、市町において、被災前に建設地の選定を図るよう促す。

### (2) 運営・・・健康福祉部、土木部、市町

#### 【被災者の健康に配慮した運営体制の確保】

仮設住宅における健康相談窓口の設置など、心のケア対応が効果的であったことから、今後も被災者の健康に配慮した運営体制の確保に努める。

## h 義援金・物資

被災地に集まる義援金・物資について、適正な管理・運営や公平な配分が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 義援金・・・健康福祉部、日本赤十字社、市町

#### 【受入・配分マニュアルの作成】

発災直後から円滑な義援金の受入等を図る必要があることから、義援金の具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

### (2) 義援物資・・・県民文化局、健康福祉部、市町

#### 【義援物資の受入・管理・配分窓口の一元化】

全国からの義援物資をリスト化し、被災市町に仲介する方式が効果的であったことから、今後とも、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

#### 【受入・配分マニュアルの作成】

義援物資の具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

## i 廃棄物、し尿の処理

被災後の廃棄物・し尿は、保健・衛生・安全対策上、適正な処理処分が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 廃棄物処理・・・環境部、市町、事業主

#### 【市町災害廃棄物処理計画の作成（災害廃棄物の仮置き場の選定含む）】

家屋除去に伴うがれき等の仮置き場の確保に苦慮したことから、各市町の災害廃棄物処理計画の作成を促進し、災害廃棄物の仮置き場の確保とともにごみ処理期間の短縮に努める。

## (2) し尿処理・・・環境部、市町、事業主

## 【バキュームカーの確保のための広域的応援の整備】

し尿処理において、バキュームカーの活用により下水道の応急対応や避難所のし尿くみ取りに効果が見られたことから、今後は広域的な応援体制を確立し、その機能強化を図る。

## 5. ボランティア活動

## a ボランティア活動の支援

被災地におけるボランティア活動が迅速かつ効果的なものとなるよう支援体制を強化することが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

## (1) 活用方法・・・県民文化局、市町、防災関係機関

## 【被災者ニーズの迅速な把握】

初期段階等においてボランティアの力が、被災者ニーズに迅速に対応しきれていない状況も見られたことから、被災者ニーズを迅速に把握する体制を確立し、受け入れ調整などに努める。

## 【専門ボランティアなど機能的なボランティア活用方策の確立】

一般ボランティアと専門ボランティアの役割分担により効率的活動が期待される面が想定されることから、専門ボランティアの活用方策を確立する。

## 【災害ボランティア活動の理解促進のための広報の推進】

被災地では、ボランティアの支援活動に対する遠慮が働き、ボランティアの十分な活用が図られていない面が見られたことから、県民に対する災害ボランティア活動の理解促進のための広報活動を推進する。

## (2) 受け入れ体制・・・県民文化局、市町、防災関係機関

## 【災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上】

現地での受け入れについては、県が養成した災害ボランティアコーディネーターが機能したが、災害発生直後には、コーディネーターの人数及び対応等について課題がみられたことから、今後もその養成に努めるとともに、更なる資質・技能の向上を図る。

## 【ボランティアの現地受入体制の確立（輸送バスの活用、窓口の一元化など）】

県内外からの受け入れに輸送バスの運行と窓口の一元化が有効であったことから、今後はこうした取り組みを強化し、ボランティアの円滑な現地受け入れ体制を確立する。

## 【ボランティア現地本部の運営体制の強化】

受け入れについて、県の養成した災害ボランティアコーディネーターが機能し、ボランティア現地本部の円滑な運営が図られたことから、今後も災害ボランティアコーディネーターを核とした運営体制（受け付け体制を含む）の強化に努める。

## (3) 連携体制・・・県民文化局、市町、防災関係機関

## 【県ボランティア本部とボランティア現地本部との連携強化】

県内外からの受け入れに際し、県ボランティア本部とボランティア現地本部との連携が重要であることから、今後もより一層連携を強化し、さらに効果的なボランティア受け入れ体制を確立する。

## (4) 安全対策・・・県民文化局、市町、防災関係機関

## 【ボランティアの安全対策の確立】

ボランティア活動中の事故防止等への配慮が重要なことから、ボランティアへの健康管理・安全対策について、一層の強化を図る。

## 6. 公共インフラ・ライフライン対策

### a ライフライン施設の応急対策

ライフラインは、被災後の生活維持に不可欠な基盤であり、災害に強い施設としての拡充と迅速な復旧対策が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 応急復旧・・・土木部、市町上下水道事業者、ライフライン事業者

##### 【公共インフラの早期復旧対策の強化】

被災地において、住民生活に長期にわたり深刻な影響をもたらすような事態に至らなかったことから、今後ともライフラインの早期復旧対策の強化に努める。

##### 【上水道・下水道セットでの復旧】

被災地における上下水道の早期復旧が重要であったことから、今後とも広域的な業者斡旋体制の確保など上水道・下水道セットでの早期復旧対策を強化する。

#### (2) 耐震化・・・環境部、農林水産部、土木部、企業局、市町、ライフライン事業者

##### 【ライフラインの耐震補強対策の強化推進】

ライフラインの耐震化が被害の軽減化に有効であったことから、今後とも耐震補強対策の強化に努める。

### b 公共土木施設等の応急対策

孤立集落の解消や緊急輸送道路等の道路復旧等の迅速な対応と共に、公共施設の耐震化対策が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 応急復旧・・・土木部、農林水産部、市町、防災関係機関

##### 【孤立集落回避・緊急輸送道路確保のための代替道路等整備の促進】

代替道路の不足により、孤立集落が発生する危険が生じたケースも見られたことから、孤立集落回避・緊急輸送道路確保のための代替道路等の整備を促進する。

##### 【幹線道路の早期復旧対策の強化】

幹線道路の早期応急復旧が被災地の迅速な応急復旧に大きな効果があったことから、今後とも幹線道路の早期復旧対策の強化に努める。

#### (2) 耐震化・・・危機管理監室、土木部、農林水産部、企業局、教育委員会、市町、防災関係機関

##### 【公共土木施設等の耐震化の促進】

橋梁の耐震化により落橋被害が発生しなかったことから、今後とも必要な公共土木施設等の耐震化を促進する。

##### 【防災拠点施設の一層の耐震化促進】

災害対策応急活動施設や避難所となる公共建築物の耐震化が有効であったことから、今後も防災拠点施設の耐震化を促進する。

#### (3) 安全対策・・・土木部、農林水産部、市町、防災関係機関

##### 【無人建設機械の導入】

災害応急復旧に際して、無人建設機械の活用が有効であったことから、今後とも必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図る。

## c 文化財対策

被災した文化財等について、適切な修復支援、保全対策が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 保護対策・・・県・市町教育委員会

#### 【文化財の保全対策、修復支援方法の確立】

民間団体の協力による文化財の価値診断、搬出、一時保管等が有効であったことから、今後民間団体等の協力により、文化財の修復・保全など、災害時における文化財保護体制の確立を図る。

## 7. 防災教育・訓練

### a 防災教育・訓練

混乱した状況での的確な防災活動のためには、住民等においても防災関係機関においても、日頃から防災についての正確な知識をもつための教育を継続的に実施することが重要である。

また、防災訓練に参加し、災害を想定した場面を経験することによって防災意識を高め、災害時における実践的対応力を強化することが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

### (1) 防災教育の促進・・・危機管理監室、土木部、教育委員会、市町、防災関係機関

#### 【地震災害等危険度の啓発と防災意識の醸成】

地震防災・避難マップ等を活用し、地域の地震災害等の危険度の理解促進等と防災意識の醸成を図る。

また、初等教育から社会人学習まで、地域の自然災害環境とそれへの対応について定期的な学習、啓発機会提供の促進を図る。

#### 【自助・共助意識の啓発】

大規模災害が発生した場合は、公的機関の救助までには一定の時間を要することとなるが、今回の地震では、地域の共助意識が高く、救援活動を円滑に進めることができたことから、「自らの命は自らで守る」という「自助」や、「地域の安全は、地域ぐるみで確保する」という「共助」の重要性を理解してもらうため、パンフレットの活用や研修会の開催など、自助・共助意識の啓発を図る。

#### 【個人住宅の耐震化等の啓発】

木造老朽住宅や耐震化未実施の住宅の被害が多く見られたことから、個人住宅の耐震化を促進するため、耐震診断の実施と併せて耐震化意識の啓発を推進する。

また、食器棚や食器類等の転倒及び落下による負傷者が多かったことから、食器棚や家具等の転倒・落下防止策の普及啓発を推進する。

#### 【地震保険への加入促進】

個人住宅再建が被災地復興の重要課題となったことから、自力再建に重要な役割を果たす地震保険について住民に周知し、加入促進を図る。

### (2) 防災訓練の充実・・・危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所

#### 【様々な地震を想定した質の高い防災訓練の実施】

平素の真剣な訓練が役に立ったことから、県民の防災意識の高揚（自助・共助意識の普及啓発）に繋げることを目的として、能登半島地震の教訓を踏まえた質の高い防災訓練の実施に努める。

## 8. 自主防災組織

### a 自主防災組織の育成・強化

地域コミュニティにおける住民同士のつながりは、災害時等の共助の基礎である。従来の地縁的なコミュニティの崩壊や、過疎化が進みコミュニティの維持が難しくなっている地域がある。

このため、従来のコミュニティや新たな地縁的なコミュニティにおける地域住民主体の自主防災活動への取り組みを推進していくことが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 自主防災組織・・・危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所

##### 【自主防災組織の育成（組織化の促進）】

防災訓練が、実際の災害において円滑な避難に結びついたことから、住民による自主的な避難訓練等の防災活動が、より多くの地域で取り組まれるよう「自主防災組織」の組織化に努める。

##### 【自主防災組織のリーダー育成】

自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を良く理解したリーダーの存在が重要であることから、例えば、地域から推薦された者や企業の防災担当者が防災士の資格を取得し、地域、企業の防災リーダーとして活動できるような自主防災組織の人材育成に努める。

##### 【自主防災組織の活動支援】

風水害、土砂災害、地震災害など多種多様な各種災害の特徴に対応した的確な自主防災活動が重要であることから、平素における自主防災組織の活動に対する支援に努める。

### Ⅲ 重点推進施策

- 能登半島地震は、幸運な条件も加わり、火災発生も無く比較的避難・救助活動が円滑に実施でき、被害も最小限に留めることができたが、悪条件が重なった場合には、大きな被害となる可能性もある。
- したがって今後、重点的に推進すべき対策や方向を考える場合には、
  - ・県民の生命、身体、財産の被害を最小限におさえるため、悪条件が重なった場合など大規模地震災害に備えた取り組みの強化が必要である。
  - ・また、取り組みに際しては、防災上、特に重要な分野について、重点的に推進することが肝要である。
- このため、石川県においては、以下の6つの分野について、今後重点的に施策を推進し、大規模地震災害に備えた取り組みを強化する必要がある。

#### 【重点推進施策】

- ① 重要な施設や個人住宅の耐震化の推進
  - ・防災拠点施設の耐震化
  - ・公共インフラ・ライフラインの耐震化
  - ・民間住宅の耐震化 など
- ② 通信体制の充実強化
  - ・災害に強い通信手段の確保（災害時優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線） など
- ③ 災害時要援護者支援体制の強化
  - ・避難支援計画や地震防災マップの作成
  - ・避難所、仮設住宅における心身両面のケア等の配慮 など
- ④ 自主防災組織の育成・充実
  - ・未組織地域の組織化推進
  - ・リーダー育成等による体制強化 など
- ⑤ 防災教育・訓練の充実強化
  - ・自助・共助意識の啓発
  - ・質の高い訓練
  - ・防災研修（支援制度等） など
- ⑥ 広域防災拠点の機能強化
  - ・大規模な広域地震災害時に対応できる広域防災拠点の確保（現地災害対策本部機能、救援物資備蓄機能など）



## 石川震災対策専門委員会について

## 1 設置趣旨

平成19年能登半島地震に係る初動対応や応急復旧対応を検証し、今後必要な対策を取りまとめ、現行の石川県地域防災計画（震災対策編）等に反映させ、今後の本県の防災対策に活かすため石川県防災会議のもとに設置

## 2 委員構成

委員名	所属	備考
小川 純	石川県医師会理事	
桶屋 幸蔵	石川県危機管理監	副委員長
北浦 勝	金沢大学大学院自然科学研究科教授	
北浜 陽子	輪島市地域包括支援センター長	
北村 裕一	日赤防災ボランティアリーダー	
重川 希志依	富士常葉大学大学院防災研究科教授	
谷口 寛	輪島市総務部長	
照田 繁隆	(財)石川県建築住宅総合センター理事長	
林 一美	石川県立看護大学准教授	
平松 良浩	金沢大学大学院自然科学研究科准教授	
室崎 益輝	消防庁消防研究センター所長	委員長
森山 博	奥能登広域圏事務組合消防長	

オブザーバー	所属	備考
五十嵐 祥二	内閣府（防災担当）災害応急対策担当参事官補佐	
小川 信一	国土交通省北陸地方整備局企画部防災対策官	
志田 文毅	総務省消防庁防災課災害対策官	

## 3 検討・とりまとめ経過

- ・平成19年 5月28日 石川県防災会議において震災対策専門委員会の設置了承
- ・平成19年 8月 7日 第1回震災対策専門委員会開催
  - 1 能登半島地震の被害及び県等の対応状況
  - 2 能登半島地震に係る初動対応及び応急復旧対応の検証等
- ・平成19年11月 1日 第2回震災対策専門委員会開催
  - 1 能登半島地震に係る問題点・課題点等の整理
  - 2 能登半島地震に係る今後取り組むべき対策や方向
- ・平成20年 1月29日 第3回震災対策専門委員会開催
  - 1 能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

## 13 能登半島地震復興プラン(平成19年10月)(抜粋)

～持続可能な能登の再生と創造を目指して～

### 第I章 計画の基本的事項

#### 1 計画策定の趣旨

県政史上未曾有の大震災となった「能登半島地震」について、被災地や被災された方々の個々のニーズを踏まえながら、既存の制度や新たに創設された二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、この計画を策定しました。

#### 2 計画の性格・役割

- (1) この計画は、被災者の生活再建や中小企業の再建を最重点課題に、被災した住家、地域の共用施設、被災店舗、公共土木施設の復旧等、生活や産業の再建の基礎となる事業を施策の中心に置き策定した、現段階における「復旧・復興に向けた第1次計画」です。
- (2) また、この計画に盛り込まれた施策は、過疎化、高齢化が著しい地域における復旧・復興に向けたものであることから、今後の過疎地域振興のリーディングケースとなりま

#### 3 計画期間

- (1) 被災された方々が一日も早く生活の不安を解消し、元気を取り戻すことができるよう、短期間に集中的に事業を実施することが必要です。  
そのため、計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする5年間とします。
- (2) なお、毎年度、計画内容を検討し、必要に応じて見直しを図ります。

## 第Ⅱ章 復旧・復興の基本的な考え方

### 1 復旧・復興に向けての課題

能登地域は、変化に富んだ海岸線や日本の原風景とも言える素晴らしい自然景観、豊かで美味しい海の幸や「いしり」など独特の食文化、能登キリコ祭りなどの古くから地域に伝わる風習、伝統的な街並みなど、他に誇ることの出来る地域資源の豊富な地域です。

しかしながら、人口について見ると、過去において、能登地域は県内でも大きな減少率を示してきており、人口減少時代に突入し、今後、さらに大きな減少が見込まれます。

高齢化率について見ると、2015年には、県平均の27.3%に対し、中能登地域で35.0%、奥能登地域で44.0%になると推計されています。

また、もともと有感地震の少ない地域であり、建物構造上、雪に対する備えはあっても、地震に対する備えが十分ではないといった事情もありました。

このように、過疎化、高齢化が著しい能登半島において発生した今回の地震については、直接の被害はもちろんのこと、地震を契機とした働くことへの意欲の減退や廃業、地域コミュニティの崩壊、地域固有の文化の喪失など、地域の存続にも関わるような様々な影響が懸念されます。

### 2 復旧・復興の基本的視点

このような様々な課題を踏まえた場合、

- ① まずは、高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを再建できることが何よりも重要です。
- ② また、能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興により、地域経済の活性化を図り、
- ③ さらには、地域コミュニティの再生により、長年にわたり暮らしや生業により形成されてきた“能登らしさ”を象徴する有形・無形の貴重な地域資源を次代に継承するなど、持続可能な地域づくり・地域振興を図るといった視点も大切です。

### 3 復旧・復興の目標

これら3つの基本的視点に基づき、地元市町や企業・民間団体とも連携の上、施策を展開することにより、能登地域が震災発生前にも増して“元気な能登”に生まれ変わるよう

持続可能な能登の再生と創造

を目指します。

## 第IV章 新たに造成された2基金の考え方

## 能登半島地震復興基金

## 1 基本的な考え方

- (1) 被災地においては、能登半島地震により、被災者の生活や農業をはじめとした産業が破壊されており、復興を遂げるためには、個人や地域、集落等の負担が大きく、既存の制度のみでは対応が困難であることから、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、復興基金を活用するものとする。
- (2) そのため、復旧・復興にあたっては、既存制度があるものはまず制度で対応し、制度内の行政負担の軽減は原則として復興基金の対象外とする。
- (3) また、基金事業は、団体・民間等が事業主体となることを基本とする。

## 2 事業

## (1) 住宅・生活再建支援事業

被災者の個人住宅の再建支援、自力再建困難者への支援、教育・福祉・医療基盤の再建の支援など、過疎化、高齢化が著しい地域において、地域の再生にあたって必要かつ最低限の基盤となり、行政が進める施策の方向性に適合するものへの支援の実施

## (2) 農業等の産業復興支援事業

農業等の基盤整備、農業等の経営再建の支援など、被災者の生活を支える産業の復興に資する支援の実施

## (3) 地域振興支援事業

地域コミュニティ活動の支援、地域コミュニティ施設の再建支援、まちづくり支援、地域資源の発掘・再生・保存・活用支援など、当面の復旧だけではなく、被災地の真の復興に向けて、地域全体の再生に資する取り組みへの支援の実施 など

## 能登半島地震被災中小企業復興支援基金

## 1 基本的な考え方

- (1) 輪島塗、酒造業、商店街については、①産業・業種全体が甚大な被害を受けたこと、②被災した建物・設備が事業の継続に不可欠であること、③経営基盤の弱い小規模企業者の割合が大きいことなどから、業種・産業そのものが衰退しかねない状況にあり、地域の活力が大きく損なわれる恐れがあるため、被災中小企業復興支援基金を活用し、思い切った支援を行う。
- (2) また、これ以外の業種・産業についても、販路開拓などの中小企業の意欲ある取り組みに対する支援や、風評被害の払拭、本県への誘客促進を図るための事業への支援を行う。

## 2 事業

## (1) 激甚被災中小企業復興計画支援事業

大きな被害を受け、放置すれば消滅するおそれのある業種である輪島塗、酒造業、商店街に対する重点支援

## (2) 能登半島地震対策融資、政府系金融機関の利息・保証料補助

激甚災害指定地域の建物が全半壊した企業が復旧資金を活用する場合に、5年間の利息、保証料全額補助

## (3) 産業復興販路開拓等支援事業

被災した地域の商工会議所・商工会・組合・個々の中小企業者等が実施する販路開拓事業等への助成

## (4) 風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業

能登半島地震による風評被害の払拭と本県への誘客促進を図るための事業等への助成 など

## 第V章 事業計画

## 1 安全・安心な暮らしの再建

## 【施策の方向性】

被災者が生活再建の見通しを立てられるよう、まずは、住まいの確保に向けて、被災者の事情に応じた支援施策に取り組みます。その際には、地域のコンセンサスを踏まえ、安全・安心で景観にも配慮した生活再建を推進します。

## 【基本施策】

## 1 生活の再建

## (1) 住宅の再建支援

## ① 住宅の自力再建への支援

- 住宅は、被災者の安全・安心な暮らしの再建にとっては不可欠であり、また、地域再生の基盤でもあることから、被災者が、地域の絆を大切にしながら、住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、できる限り従前の居住地やその近くでの住宅の自力再建・改修を促進します。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
1	被災者生活再建支援事業	住宅被災者等	①生活必需品の購入・修理、医療費、引越費用などの当面の生活資金への助成 ②住宅の再建に必要な従前の住宅の解体撤去・整地費、住宅取得のための借入金の利息、住宅の建築・購入・改修、賃貸住宅の家賃などへの助成
2	住宅再建総合相談・派遣事業 [復興基金]	(財)石川県建築住宅総合センター (社)石川県建設技術センター	①住宅再建総合相談窓口の設置経費への助成 ②住宅の再建・修復方法や被災宅地の調査のため、建築士等の専門家をアドバイザーとして派遣する経費への助成
3	住まい・まちづくり協議会活動支援事業 [復興基金]	住まい・まちづくり協議会	「住まい・まちづくり協議会」の活動経費への助成 ①まちづくり計画の作成 ②まちなみ保全のルールづくり ③景観に配慮した住宅の建設・改修補助事務 など
4	能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業 [復興基金]	住まい・まちづくり協議会等	次のいずれかの要件を満たす、住宅の建設・購入・改修等に要する経費への助成 ①一定の耐震・耐雪性能を有する構造の住宅 ②一定のバリアフリーの基準を満たす住宅 ③「住まい・まちづくり協議会」等が定める、地域景観に配慮した住宅 ④一定量以上県産材を活用した住宅 など
5	自立支援型リフォーム推進事業	被災高齢者、障害者	介護を要する高齢者や障害者等の身体状況等に適した住宅リフォーム(改造)に要する経費への助成
6	被災住宅再建利子補給事業 [復興基金]	住宅被災者等	被災住宅の建設・購入や補修のための住宅金融支援機構、民間金融機関からの借り入れに係る利子補給
7	生活福祉資金特例貸付無利子化事業 [復興基金]	(社福) 石川県社会福祉協議会	生活必需品の購入や住宅資金に充てるため被災世帯(所得制限あり)に貸し付ける生活福祉資金(特例貸付)を無利子化するための利子相当分への助成
8	母子寡婦福祉資金住宅資金等無利子貸付事業	県	被災した母子家庭の母又は寡婦に対する住宅の補修や移転等に必要資金の無利子貸付け
9	被災宅地(擁壁)復旧支援事業 [復興基金]	宅地被災者等	隣接住宅等に被害を及ぼすおそれのある被災宅地の擁壁等の復旧に要する経費への助成

## ② 自力再建が難しい方への支援

- 住宅の自力再建が困難な高齢者等に対しては、住み慣れた地域において良質で安心な住まいを適時に供給するため、既存の国庫補助制度を活用した地元市町が実施する公営住

宅等の整備を促進するとともに、民間賃貸住宅への入居支援等を行います。

【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
10	災害公営住宅整備事業	市町	被災した住居に居住していた一定の所得月額に満たない者に賃貸するための公営住宅の建設
11	小規模住宅地区等改良事業	市町	被災により引き続き居住することが困難な住宅が集合している地区内の従前居住者に賃貸する公的賃貸住宅の建設
12	被災者生活再建支援事業 (再掲)	住宅被災者等	①生活必需品の購入・修理、医療費、引越費用などの当面の生活資金への助成 ②住宅の再建に必要な従前の住宅の解体撤去・整地費、住宅取得のための借入金の利息、住宅の建築・購入・改修、賃貸住宅の家賃などへの助成
13	民間賃貸住宅入居支援事業 [復興基金]	住宅被災者	住宅の自力再建を断念し、民間賃貸住宅に入居した被災者に対する家賃への助成

(2) 安全・安心な生活支援

① 被災者の心身の健康づくり

- 高齢化の進行が著しい地域であり、独り暮らし世帯も少なくなく、閉じこもりや運動不足による生活不活発病が懸念されることから、高齢者が地域とのつながりをできるだけ維持しながら、孤立せず、生きがいを持って暮らせるよう、様々なサポートを行います。
- また、慣れない環境での生活が長期化することによる健康阻害のおそれもあることから、健康保持等の施策を推進します。

【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
14	老人クラブ補助金	市町 (老人クラブ、市町老人クラブ連合会)	①高齢者の生きがいや健康づくり活動を推進している地域の「単位老人クラブ」の以下の活動に要する経費への助成 ア 高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動 イ ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動 ②市町ごとの「市町老人クラブ連合会」の以下の活動に要する経費への助成 ア 生きがいづくりに資する事業 イ 軽スポーツ、研修などの各種事業
15	高齢者いきいきサロン設置事業	老人クラブ	後期高齢者(75歳以上)を対象に実施する「高齢者いきいきサロン」の設置・運営費への助成
16	こころと体のケアの推進	県	被災者に対し、健康状態の悪化を予防するとともに、健康の不安解消を図り、住み慣れた地域で安定・自立した生活ができるよう支援 ①仮設住宅(門前町道下)における健康相談窓口の開設 ②巡回健康相談の実施 ③全壊・半壊世帯及び仮設住宅入居者を対象とした健康状態把握調査の実施 ④専門的支援が必要な方に対する訪問指導等による継続的なケア ⑤助産師による母子のケア ⑥体調悪化、産後うつなどの早期発見・支援
17	スクールカウンセラー派遣事業	県	被災地の児童生徒を対象に、心のケアを行うため、学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣
18	仮設住宅生活援助員設置事業	県	仮設住宅の高齢者が安心して生活することができるよう、仮設住宅に入居する高齢者の安否確認や相談などの支援を行う生活援助員を配置(委嘱期間2年)

## ② 社会福祉・医療施設等の復旧支援

- 被災者が安心して福祉・医療サービスを受けられるよう、被災した社会福祉・医療施設等の復旧に対する支援を行います。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
19	社会福祉施設等災害復旧支援事業 [復興基金]	社会福祉法人、医療法人	社会福祉施設等の早期復旧を図るため、被災した当該施設の災害復旧費から他の補助金、寄付金及び保険金等を控除した設置者負担分への助成
20	医療施設等災害復旧支援事業 [復興基金]	医療法人等	医療施設等の早期復旧を図るため、被災した当該施設の災害復旧費から他の補助金、寄付金及び保険金等を控除した設置者負担分への助成

## ③ 良好な生活環境の整備推進

- 被災者は、住宅や生活必需品の被災をはじめ、身体的な被害、健康障害等により、経済的に大きなダメージを受けています。このため、被災世帯の当面の生活の安定化を図るとともに、応急仮設住宅での生活支援を行います。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
21	被災者生活再建支援事業 (再掲)	住宅被災者等	①生活必需品の購入・修理、医療費、引越費用などの当面の生活資金への助成 ②住宅の再建に必要な従前の住宅の解体撤去・整地費、住宅取得のための借入金の利息、住宅の建築・購入・改修、賃貸住宅の家賃などへの助成
22	応急仮設住宅維持管理事業 [復興基金]	応急仮設住宅管理推進協議会	自然災害等入居者の責によらない応急仮設住宅の損傷の補修に要する経費への助成
23	生活福祉資金特例貸付無利子化事業 [復興基金] (再掲)	(社福) 石川県社会福祉協議会	生活必需品の購入や住宅資金に充てるため被災世帯(所得制限あり)に貸し付ける生活福祉資金(特例貸付)の無利子化のための利子相当分への助成
24	母子寡婦福祉資金住宅資金等無利子貸付事業 (再掲)	県	被災した母子家庭の母又は寡婦に対する住宅の補修や移転等に必要資金の無利子貸付け
25	地域水道施設等復旧事業 [復興基金]	地域水道施設を管理する組合、町内会、地域団体等	被災した地域の組合や地域の団体等が実施する、国庫・県費補助の対象とならない小規模な水道施設等の災害復旧事業に要する経費への助成
26	のと鉄道災害復旧支援事業 [復興基金]	のと鉄道株式会社	のと鉄道株式会社が実施する、施設設備災害復旧事業に要する経費への助成

## ④ 教育機会の確保

- 地域づくりに不可欠な人づくりにとって、学校教育の果たす役割は大きいことから、被災した児童・生徒への教育機会の確保を図るために、教育施設の早期復旧や授業料等の減免等の支援を行います。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
27	県立学校災害復旧事業	県	被災した県立学校施設の復旧
28	私立学校施設等災害復旧支援事業 [復興基金]	私立学校設置者	被害を受けた私立の高等学校や幼稚園の施設等の修繕費等への助成

	事業名	事業主体	事業内容
29	石川県育英資金	県	家計の支出が著しく増大または収入が減少し、学資の支弁が困難となった学生・生徒に対する、勉学を継続するための無利子の奨学金の貸与
30	県立高等学校授業料の減免	県	被害を受けた世帯の経済的負担を軽減するための授業料及び入学手数料の免除
31	私立学校授業料等減免補助金	私立学校設置者	被害を受けた世帯の経済的負担を軽減するため、授業料及び入学金の減免を行った学校法人に対する授業料減免分への助成
32	県立大学授業料等減免	県	被害を受けた世帯の経済的負担を軽減するための授業料及び入学金の減免

### ⑤ 雇用の安定

- 地震により職を失った方の再就職支援については、それぞれの職業に必要な基礎的知識と技術を習得することが不可欠であるため、被災離職者の再就職活動支援のための職業訓練等を実施します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
33	若者女性しごと館情報運営委託費	県	ジョブカフェ石川能登サテライト等を活用した被災地域における若年者や結婚・出産で退職して間もない女性の就職活動への支援
34	離職者等高度人材養成推進事業費	県	就職が困難な被災者を対象とした職業訓練の実施による再就職の促進

### ⑥ 防災機能の強化充実

- 災害がいつ、どこで起きても、迅速かつ的確に対応できるよう平素から備え、万全にしていくことが極めて大切です。このため、今回の能登半島地震の対応について十分検証し、その教訓を踏まえ、地域防災計画に反映させることにより、県の今後の防災対策に活かします。
- 地震発生時に、災害情報を的確に住民に伝えることは、大変重要なことであります。このため、今回の地震において、災害情報の伝達について問題がなかったかをよく検証するとともに、必要な情報通信基盤の整備を促進します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
35	地域防災対策強化事業	県	能登半島地震の対応について専門委員会による検証を行い、課題・必要事項を取りまとめ地域防災計画に反映
36	防災行政無線整備事業	県	防災行政無線(地上系)のデジタル化や防災行政無線(衛星系)の映像デジタル化を推進し、防災無線の高度化、高機能化を図るとともに、将来的にも災害に強い防災無線の通信体制の構築
37	移動通信用鉄塔施設整備事業	市町	携帯電話のサービス提供が困難な地域における、サービス提供に必要な鉄塔等の整備に対する助成
38	移動通信用鉄塔地方単独整備支援事業	市町	携帯電話のサービス提供が困難な地域における、サービス提供に必要な鉄塔等の整備に対する助成
39	公共施設等耐震化事業	県、市町	①市町の避難所として指定を受けている体育館等の耐震化の促進 ②県立学校校舎の耐震化の促進
40	住宅建築物耐震化促進事業	住宅所有者	地震時に倒壊等の危険性の高い木造住宅について、耐震性の向上を図るため、住宅の耐震改修に要する経費への助成



	事業名	事業主体	事業内容
41	医療施設耐震化促進事業	医療法人等	患者や地域住民の安全を確保するため、病院開設者が行う医療施設の耐震診断に要する経費への助成
42	医療施設耐震整備事業	医療法人等	地震発生時において適正な医療提供体制の維持を図るため、病院開設者が行う医療施設の耐震化又は補強等に要する経費への助成
43	災害時の緊急避難円滑化事業 (総合流域防災事業) (通常砂防事業) (地すべり対策事業) (急傾斜地崩壊対策事業)	県	①浸水想定区域図の作成 ②市町の洪水ハザードマップの作成に対する補助 ③土砂災害警戒区域の指定
44	災害対策予防事業	県、市町	「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自助・互助の取り組みを推進するため、自主防災組織の組織率向上のためのパンフレット配布や各種防災講演会等の普及啓発事業により、防災力の向上を推進
45	災害ボランティア支援	県、財団等	①災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアコーディネーターの養成及びスキルアップ研修の実施 ②災害時における行政等関係団体の連携体制構築に向け、災害ボランティア活動に対する理解、ネットワークづくりを促進する研修の実施及び石川県災害対策ボランティア連絡会の開催 ③災害時におけるボランティア活動に必要な物品の備蓄(アルファ米等)

## 【基本施策】

### 2 生活基盤の復旧・整備推進

#### ・公共土木施設等の復旧・整備推進

##### ① 道路、河川等の復旧・整備推進

- 大きな被害が生じている道路、河川については、原形復旧を基本とし、特に甚大な被害があった道路等の被災箇所については、バイパスを設けるなどにより、被災者の住宅再建や産業再建に支障が生じないように、早急に本格復旧を進めます。

また、災害に強い道づくり、川づくりを進め、地域の防災力の向上を推進します。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
46	有料道路災害復旧事業	県道路公社	被災した能登有料道路の復旧
47	土木施設災害復旧事業	県、市町	被災した道路、河川等の公共土木施設の復旧
48	災害関連緊急道路改良事業	県	甚大な道路の被災箇所における、道路拡幅等、機能の増進を伴う道路の改良復旧 ・一般国道249号(八世乃洞門)
49	街路整備事業 (街路事業) (緊急街路整備事業)	県、市町	被災地の復興や活性化に資する都市計画道路の整備
50	災害に強い道づくり事業 (橋りょう補修事業) (緊急地方道路整備事業) (緊急輸送道路耐震補強対策事業) (道路災害防除事業) (災害に強い道路整備事業)	県	①地震時に被災者の緊急搬送や支援物資の輸送の機能を担う「緊急輸送道路」の橋梁の耐震化 ②降雨時や地震時の落石崩壊防止施設等の整備
51	河川・海岸整備事業 (広域河川改修事業) (河川総合開発事業) (海岸侵食対策事業)	県	洪水や波浪による災害の発生を防止するため、ダムの建設、河川拡幅や護岸、海岸保全施設等の整備
52	農業用施設災害復旧事業	県、市町、土地改良区等	被災した農業用施設(用排水路、農業用道路等)の復旧

	事業名	事業主体	事業内容
53	林道災害復旧事業	県、市町、森林組合	森林の適正な整備を推進するため、地震により被災した林道の復旧

### ② 土砂災害防止施設等の復旧・整備推進

●土砂災害の復旧については、復興の基礎となる安全・安心な生活空間を確保するため、早期の完了を目指し事業を推進します。

また、土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害に強い地域づくりを推進します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
54	土木施設災害復旧事業(再掲)	県、市町	被災した砂防施設等の復旧
55	総合土砂災害対策施設整備事業(通常砂防事業) (災害関連緊急砂防事業) (地すべり対策事業) (災害関連緊急地すべり対策事業) (急傾斜地崩壊対策事業) (災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業)	県	自然がけの崩壊、地すべり、土石流等により人家・公共施設等に被害を及ぼす地区での土砂災害防止施設の整備
56	公共土木施設災害復旧事業(治山・地すべり)	県	被災した治山・地すべり防止施設等の復旧
57	治山事業(復旧治山事業) (予防治山事業) (災害関連緊急治山事業) (災害関連緊急地すべり防止事業) (林地保全緊急対策事業) (荒廃地復旧事業)	県、市町	山腹崩壊、地すべり、土石流等により人家・公共施設等に被害を及ぼす区域での治山施設の整備

### ③ 空港、港湾、漁港の復旧・整備推進

●空港、港湾、漁港の復旧については、物流・交流の拠点として早期の完了を目指します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
58	能登空港施設災害復旧事業	県	被災した滑走路・誘導路・駐車場等の空港施設の本復旧工事の実施
59	港湾災害復旧事業	県、市町	被災した港湾施設の復旧
60	公共土木施設災害復旧事業(漁港)	県、市町	被災した漁港及び漁港海岸施設の復旧

### ④ 上下水道の復旧・整備推進

●住民の日常生活や産業活動に不可欠である上下水道の復旧については、耐震性を高め、早期の完了を目指します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
61	水道施設災害復旧費国庫補助事業	市町	被災した水道施設(給水施設は除く)を原形に復旧する経費への助成
62	水道水源開発等施設整備費(ライフライン機能強化等事業費)国庫補助事業	市町	市町水道事業者が実施する配水池容量の増及び緊急遮断弁等緊急時給水拠点確保事業、構築物耐震化事業に要する経費への助成
63	簡易水道等施設整備費(生活基盤近代化事業)国庫補助事業	市町	市町が実施する簡易水道施設の増補改良事業及び基幹的施設改良事業(耐震化)に要する経費への助成

	事業名	事業主体	事業内容
64	簡易水道等施設整備費(簡易水道再編推進事業) 国庫補助事業	市町	市町が実施する複数簡易水道施設の統合及び上水道事業への統合整備事業(水道管の連結)に要する経費への助成
65	公共土木施設災害復旧事業(下水道)	市町 (下水道管理者)	被災した下水道施設(公共下水道)の復旧
66	農村・漁村集落の集落排水施設の復旧	市町	被災した農村生活環境施設(集落排水施設)、漁業集落環境施設(漁業集落排水施設)の復旧
67	廃棄物処理施設災害復旧事業	市町等	廃棄物処理施設(ごみ処理施設、浄化槽、コミュニティプラント等)の早期復旧を図るため、市町等が実施する被害を受けた施設の原形復旧等に要する経費への助成

## 2 地域の特色ある産業・経済の再建・復興

### 【施策の方向性】

被災地の真の復興のためには、地域産業の力強い復興により、地域経済が活力を取り戻すことが大切であり、そのためにも、一日も早い産業基盤の復旧の支援を行うとともに、産業の担い手が意欲を持って取り組むことができる環境整備を進めます。

とりわけ、大きな被害を受けた地域を支える業種・産業を中心に、関係団体と連携の上、支援を行います。

### 【基本施策】

#### 1 産業の復興

##### (1) 中小企業の復興支援

##### ① 中小企業の事業用施設等の復興支援

- 地域経済を支える基幹産業を中心に、被災した中小企業ができるだけ早期に生産・営業活動を再開することができるよう、各種支援を行います。

### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
68	復興委員会開催費(輪島漆器・酒造業) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島漆器・酒造業)	復興委員会が行う、復興に向けた今後5年間の復興計画策定に要する経費への助成
69	個別企業の事業用施設設備復旧助成費(輪島漆器・酒造業) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島漆器・酒造業)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて、被災した施設の更新又は修繕に要する経費への助成
70	共同施設の整備・復旧助成費(輪島漆器) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島漆器)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて実施する、輪島漆器の共同施設の整備・復旧に要する経費への助成
71	保管庫(作業所・店舗・倉庫を含む)借上費助成費(輪島漆器、酒造業) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島漆器、酒造業)	復興委員会が策定した復興計画に基づく損壊代替施設の借上等に要する経費への助成
72	能登半島地震支援対策融資 [被災中小企業復興支援基金等]	県、(財)石川県産業創出支援機構	①災害救助法の適用地域(3市4町)での震災復旧に対する金融面での支援 ②激甚災害指定地域(2市2町)での震災復旧に対する金融面での深掘り支援
73	政府系金融機関の利子補給 [被災中小企業復興支援基金]	(財)石川県産業創出支援機構	政府系金融機関が行う激甚指定による特例融資を受けた災害融資額に係る利子補給

##### ② 中小企業の活性化支援

- 基幹産業の活性化に資するソフト事業への支援を行うとともに、業種の如何を問わず、中小企業の意欲ある取り組みへの支援を行います。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
74	ソフト事業への助成(輪島漆器・酒造業) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島漆器、酒造業)	復興委員会が策定した復興計画に基づく共同ソフト事業に要する経費への助成
75	「がんばれ能登半島」産業復興販路開拓・情報発信事業費 [被災中小企業復興支援基金]	商工団体、業界団体等、(財)石川県産業創出支援機構、県内企業	風評被害を含め多大な被害を受けた能登地域の産業活力を取り戻すため、 ①国内外で開催される展示会・商談会 ②魅力的な地場産品・観光資源のブランド化 ③リアルタイムでの情報発信、イメージアップ戦略など、販路開拓に要する経費への助成等
76	被災中小企業の商品開発・販路開拓等支援事業費 [被災中小企業復興支援基金]	(財)石川県産業創出支援機構	震災により新商品の開発や販路開拓に取り組むことが困難になった事業者に対し、事業計画の策定や専門家の派遣等に要する経費の助成等
77	政府系金融機関の利子補給 [被災中小企業復興支援基金] (再掲)	(財)石川県産業創出支援機構	政府系金融機関が行う激甚指定による特例融資を受けた災害融資額に対する利子補給

## (2) 商店街の復興支援

## ① 商店街の復旧支援

- 街づくりの中核をなし、地域住民の日常生活を支える商店街について、個々の商店の一日も早い復旧を支援するとともに、地域の顔としての商店街の機能の維持・再生を図ります。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
78	復興委員会開催費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が行う、復興に向けた今後5年間の復興計画策定に要する経費への助成
79	個別企業の事業用施設設備復旧助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて、被災した施設の更新又は修繕に要する経費への助成
80	仮設店舗設置助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて実施する、被害を受けた事業者等による仮設店舗設置に要する経費への助成
81	共同施設の整備・復旧助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて実施する、商店街の共同施設の整備・復旧に要する経費への助成
82	保管庫(作業所・店舗・倉庫を含む)借上費助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づく損壊代替施設の借上等に要する経費への助成
83	能登半島地震支援対策融資 [被災中小企業復興支援基金等] (再掲)	県、(財)石川県産業創出支援機構	①災害救助法の適用地域(3市4町)での震災復旧に対する金融面での支援 ②激甚災害指定地域(2市2町)での震災復旧に対する金融面での深掘り支援
84	政府系金融機関の利子補給 [被災中小企業復興支援基金] (再掲)	(財)石川県産業創出支援機構	政府系金融機関が行う激甚指定による特例融資を受けた災害融資額に係る利子補給

## ② 商店街の活性化支援

- 復興に向けた商店街の意欲ある取り組みに対する支援を行います。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
85	ソフト事業への助成(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づく共同ソフト事業に要する経費への助成

## 【基本施策】

## 2 農林水産業の復興

## (1) 農林水産基盤の復旧

## ① 農地・農業用施設等の復旧

- 県民の食を支える農業について、従事者の高齢化が進む中で、地震の被災により生産意欲の減退、耕作放棄地の増加等が懸念されるため、被災した農地、農業用施設及び共同利用施設等の早期復旧を図ります。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
86	農地災害復旧事業	市町、土地改良区等	被災した農地(水田、畑地等)の復旧
87	農業用施設災害復旧事業(再掲)	県、市町、土地改良区等	被災した農業用施設(用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路等)の復旧
88	農業用共同利用施設災害復旧事業	県、市町、農協、農事組合法人等	被災した農業用共同利用施設(農産物倉庫、共同作業場、農産物加工施設等)の復旧
89	公共土木施設災害復旧事業(地すべり・海岸)	県	被災した地すべり防止・海岸保全施設の復旧
90	農地等緊急手づくり復旧総合支援対策 [復興基金]	農林漁業者、農林漁業者で組織する団体、集落	農林漁業者等が自ら施工する農地・農林漁業生産施設の復旧工事(ただし、国の災害復旧事業の対象になった施設等は除く)に係る経費(材料費等)及び水源の被災した地域において、用水確保のために一時的に必要となった揚水ポンプ設置経費への助成
91	災害復旧事業費等負担金支援 [復興基金]	県、市町、土地改良区、農林漁業者、農林漁業者で組織する団体等	国の補助による地震災害復旧関連事業に伴う農林漁業者などの負担分への助成
92	農林漁業用共同利用施設等復旧支援対策 [復興基金]	3戸以上の農林漁業者等で組織する団体、農業法人等	国の災害復旧事業の対象とならない農林漁業用の共同利用施設等の復旧に要する経費への助成

## ② 林業・治山施設等の復旧

- 崩壊した森林等の早期復旧を図ることにより、下方の人家や道路等を保全し、安全・安心な生活環境を確保します。
- 被災した林道や作業道の早期復旧や整備支援を行うことにより、森林の適正な整備を推進します。
- 共同利用施設の早期復旧を支援することにより、事業の再建を支援します。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
93	公共土木施設災害復旧事業(治山・地すべり) (再掲)	県	被災した治山・地すべり防止施設等の復旧
94	治山事業 (復旧治山事業) (予防治山事業) (災害関連緊急治山事業) (災害関連緊急地すべり防止事業) (林地保全緊急対策事業) (荒廃地復旧事業) (再掲)	県、市町	山腹崩壊、地すべり、土石流等により人家・公共施設等に被害を及ぼす区域での治山施設の整備

	事業名	事業主体	事業内容
95	林道災害復旧事業 (再掲)	県、市町、森林組合	森林の適正な整備を推進するため、地震により被災した林道の復旧
96	林業用共同利用施設災害復旧事業	森林組合	被災した木材加工施設等の共同利用施設を復旧するために必要な経費への助成
97	農地等緊急手づくり復旧総合支援対策 [復興基金] (再掲)	農林漁業者、農林漁業者で組織する団体、集落	農林漁業者等が自ら施工する農地・農林漁業生産施設の復旧工事(ただし、国の災害復旧事業の対象になった施設等は除く)に係る経費(材料費等)及び水源の被災した地域において、用水確保のために一時的に必要となった揚水ポンプ設置経費への助成
98	災害復旧事業費等負担金支援 [復興基金] (再掲)	県、市町、土地改良区、農林漁業者、農林漁業者で組織する団体等	国の補助による地震災害復旧関連事業に伴う農林漁業者などの負担分への助成
99	農林漁業用共同利用施設等復旧支援対策 [復興基金] (再掲)	3戸以上の農林漁業者等で組織する団体、農業法人等	国の災害復旧事業の対象とならない農林漁業用の共同利用施設等の復旧に要する経費への助成

### ③ 漁港・漁業用施設等の復旧

●被災した漁港・漁業用施設等の早期復旧を図ることにより、漁業者を支援します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
100	漁業用施設災害復旧事業	県、市町	被災した漁業活動の場である船溜まりや生産漁場のイワノリ漁場(イワノリ畑)など漁業用施設の復旧
101	公共土木施設災害復旧事業(漁港) (再掲)	県、市町	被災した漁港及び漁港海岸施設の復旧
102	漁業用共同利用施設災害復旧事業	漁業協同組合	被災した水産物荷捌施設など漁業用共同利用施設の復旧
103	農地等緊急手づくり復旧総合支援対策 [復興基金] (再掲)	農林漁業者、農林漁業者で組織する団体、集落	農林漁業者等が自ら施工する農地・農林漁業生産施設の復旧工事(ただし、国の災害復旧事業の対象になった施設等は除く)に係る経費(材料費等)及び水源の被災した地域において、用水確保のために一時的に必要となった揚水ポンプ設置経費への助成
104	災害復旧事業費等負担金支援 [復興基金] (再掲)	県、市町、土地改良区、農林漁業者、農林漁業者で組織する団体等	国の補助による地震災害復旧関連事業に伴う農林漁業者などの負担分への助成
105	農林漁業用共同利用施設等復旧支援対策 [復興基金] (再掲)	3戸以上の農林漁業者等で組織する団体、農業法人等	国の災害復旧事業の対象とならない農林漁業用の共同利用施設等の復旧に要する経費への助成

### (2) 農林水産業の振興支援

●地震からの復興を契機として、能登の特色ある農林水産物やその加工品の生産振興を図るとともに、農林水産業の担い手の育成・確保を加速します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
106	能登発ふるさと野菜振興事業	能登野菜振興協議会	能登の風土を活かした生産が行われ、優れた特長・品質を有する野菜を「能登野菜」として認定し、生産・販売振興を図る取り組みに要する経費への助成
107	特用林産振興対策事業	生産組合連合会	高級切炭の生産促進及び燃料以外の他用途利用の開発・商品化、木酢液の利用促進など「石川木竹炭」ブランドの強化につながる取り組みに対して支援

	事業名	事業主体	事業内容
108	産地づくり交付金	農業者、農業者で組織する団体等	地域水田農業ビジョンの実現に向け、地域水田農業推進協議会が、国の産地づくり交付金を活用して、担い手への農地の集積、産地づくり等の取り組みに要する経費への助成
109	農林漁業制度資金利子等助成 [復興基金]	市町	被災農林漁業者等が新規に借り入れる、農林漁業制度資金の利子及び信用保証料への助成
110	地域間調整対策費 [復興基金]	農協	農地等が被災し、やむを得ず稲の作付けができなかった農業者が、市町内調整、農協・市町間調整により、他の農業者に生産目標数量を譲渡したものに対して、その数量に応じて一定の所得を補償するために要する経費への助成

### 3 持続可能な地域づくり

#### 【施策の方向性】

従来から地域の絆を大切にしている地域であることから、引き続き、地域における様々な営み、取り組みを支援することにより、地震を契機とした地域コミュニティの衰退、個性的で特色ある地域文化の喪失の防止に努めます。

#### 【基本施策】

##### 1 地域コミュニティの維持・再生

##### (1) 地域コミュニティ活動の支援

- 過疎化、高齢化の進行が著しい能登地域において、住民の安全・安心な生活を確保し、地域の活力を維持していくために地域コミュニティの果たす役割は大きく、地域コミュニティの活性化に資するソフト事業に対し支援します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
111	地域コミュニティ維持(長年継承されてきた祭り開催)支援事業 [復興基金]	自治会	地震で一定の被害を受けた地域のコミュニティの維持・保全を図るため、長年継承されてきた祭りの開催に要する経費への助成
112	NPO活動連携・協働支援事業費補助金	NPO	NPO活動の活性化・協働の促進を図るため、NPOが取り組む地域が抱える課題の解決に向けた公益的な事業への助成

##### (2) 地域コミュニティ施設の復旧支援

- 地域コミュニティの維持を図るためにも、被災した地域のコミュニティ活動の拠点となる施設や地域共用施設等の一日も早い復旧を支援します。

#### 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
113	地域コミュニティ施設等再建支援 [復興基金]	集落、自治会等	地域・集落の再生のため、被災地域・集落のコミュニティ施設等の再建に要する経費への助成
114	地域共用施設等復旧支援 [復興基金]	集落、自治会等	生活道路の安全確保を図るため、被災集落等が設置・管理している私有道路や共用施設の復旧に要する経費への助成

#### 【基本施策】

##### 2 地域資源の保存・活用

##### (1) 能登ブランドの振興・創生支援

- 生産から流通・販売・消費までが一体となった能登らしい製品のブランド化と販路拡大を支援することにより、地域の活性化を推進します。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
115	能登発ふるさと野菜振興事業 (再掲)	能登野菜振興協議会	能登の風土を活かした生産が行われ、優れた特長・品質を有する野菜を「能登野菜」として認定し、生産・販売振興を図る取り組みに要する経費への助成
116	特用林産振興対策事業 (再掲)	生産組合連合会	高級切炭の生産促進及び燃料以外の他用途利用の開発・商品化、木酢液の利用促進など「石川木竹炭」ブランドの強化につながる取り組みに対して支援

## (2) 能登らしい景観・文化の保全・保存支援

## ① 景観の保全

- 特色ある街並みは、その地域に住む人々の誇りでもあり、訪れる人々を引きつける魅力でもあるため、住宅や輪島漆器、酒造業などの伝統産業の事業用施設の再建にあたり、能登らしいまちなみ景観の保存に努めます。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
117	美しい石川の景観づくり推進事業	県	本県独自の理念や施策を盛り込んだ「景観総合条例(仮称)」の制定による景観施策の総合的かつ強力な推進
118	街なみ環境整備事業	市町	まちづくり協定に基づいて、官民協働でのゆとりとうるおいのある住宅地区の形成に対する支援
119	住まい・まちづくり協議会活動支援事業 [復興基金] (再掲)	住まい・まちづくり協議会	「住まい・まちづくり協議会」の活動経費への助成 ①まちづくり計画の作成 ②まちなみ保全のルールづくり ③景観に配慮した住宅の建設・改修補助事務 など
120	能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業 [復興基金] (再掲)	住まい・まちづくり協議会等	次のいずれかの要件を満たす、住宅の建設・購入・改修等に要する経費への助成 ①一定の耐震・耐雪性能を有する構造の住宅 ②一定のバリアフリーの基準を満たす住宅 ③「住まい・まちづくり協議会」等が定める、地域景観に配慮した住宅 ④一定量以上県産材を活用した住宅 など
121	まちづくり交付金	市町	地域の歴史・文化・自然環境等を活かした個性あるまちの形成に対する支援
122	地域住宅交付金	県、市町	地域独自の創意工夫を活かしながら、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備に対する支援
123	自然環境整備交付金 (国定公園等環境整備事業)	県、市町	国定公園等における、園地、自然歩道等の施設整備

## ② 文化財の保存支援

- 能登半島地震では、数々の重要な文化財が被害を受けています。また、二次災害の発生や対策の遅れによっては、損傷や劣化が拡大することも考えられます。このため、文化財の早期の復旧に努めます。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
124	指定有形文化財等緊急保存修理事業	文化財所有者	国・県指定文化財の所有者が実施する被災文化財の修復経費への助成
125	指定文化財災害復旧支援事業 [復興基金]	文化財所有者	指定文化財等の所有者が実施する被災文化財の修復経費への助成



## 【基本施策】

## 3 交流とにぎわいの創出

## (1) 交流基盤の整備

## ① 広域交流基盤の整備推進

- 幹線道路や主要港湾など、広域交流を拡大し、地域産業・経済を支える広域交流基盤の整備を進めます。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
126	道路整備事業 (国直轄道路事業費負担金) (国道改築事業) (国道特殊改良事業) (緊急地方道路整備事業) (いしかわ広域交流幹線軸道路整備事業) (地域連携推進道路整備事業) (観光石川周遊回廊整備事業) (安全・安心道路整備事業)	国、県	広域交流を促進する幹線道路の整備 ・能越自動車道、能登有料道路ゆずりレーン、一般国道249号、輪島道路、珠洲道路など
127	港湾整備事業 (国直轄港湾事業費負担金) (港湾改修事業) (港湾環境整備事業)	国、県	物流・交流機能の向上や賑わいの創出を図るため、岸壁や緑地の整備 ・輪島港、七尾港、宇出津港、穴水港など

## ② 交流拠点等の整備推進

- 活性化を図る地域活動と連携した目抜き通りや広場の整備など賑わいを創出する拠点の整備を進めます。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
128	港湾整備事業 (国直轄港湾事業費負担金) (港湾改修事業) (港湾環境整備事業) (再掲)	国、県	物流・交流機能の向上や賑わいの創出を図るため、岸壁や緑地の整備 ・輪島港、七尾港、宇出津港、穴水港など
129	街なみ環境整備事業 (再掲)	市町	まちづくり協定に基づいて、官民協働でのゆとりとうるおいのある住宅地区の形成に対する支援
130	住まい・まちづくり協議会活動支援事業 [復興基金] (再掲)	住まい・まちづくり協議会	「住まい・まちづくり協議会」の活動経費への助成 ①まちづくり計画の作成 ②まちなみ保全のルールづくり ③景観に配慮した住宅の建設・改修補助事務 など
131	能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業 [復興基金] (再掲)	住まい・まちづくり協議会等	次のいずれかの要件を満たす、住宅の建設・購入・改修等に要する経費への助成 ①一定の耐震・耐雪性能を有する構造の住宅 ②一定のバリアフリーの基準を満たす住宅 ③「住まい・まちづくり協議会」等が定める、地域景観に配慮した住宅 ④一定量以上県産材を活用した住宅 など
132	まちづくり交付金 (再掲)	市町	地域の歴史・文化・自然環境等を活かした個性あるまちの形成に対する支援
133	地域住宅交付金 (再掲)	県、市町	地域独自の創意工夫を活かしながら、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備に対する支援
134	街路整備事業 (街路事業) (緊急街路整備事業) (再掲)	県、市町	被災地の復興、にぎわいを創出する中心市街地の目抜き通りの整備

## (2) 観光振興

## ・観光キャンペーン等の展開

- 能登半島は、年間700万人の観光客が訪れる観光産業の盛んな地域ですが、能登半島地震により、観光客の減少などの風評被害が生じております。このため、関連団体と連携し、これまで以上に石川の魅力ある観光地、観光資源をアピールする積極的な誘客促進活動を展開することにより、風評被害を払拭するとともに、被災地をはじめ本県全体のイメージアップに努めます。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
135	「ほっと石川」観光キャンペーン [被災中小企業復興支援基金]	「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会	能登半島地震による風評被害の払拭と本県への誘客促進を図るため、行政、民間事業者、関係団体が足並みをそろえて、一丸となった取り組みの推進
136	能登空港活用誘客促進事業 [被災中小企業復興支援基金]	能登空港利用促進協議会	テレビを活用した旅番組の放送、首都圏旅行代理店との連携による、能登空港を利用した旅行商品の販売等への支援
137	能登空港活性化推進事業	県、市町、観光関係団体等	首都圏向け利用促進キャンペーンの展開や空港賑わい創出イベントの開催などによる能登空港の利活用の推進

## 14 平成19年(2007年)能登半島地震における国等の対応状況(平成20年版防災白書(抜粋))

地震発生後直ちに、関係省庁の局長級職員からなる緊急参集チームをはじめ、防災担当者が官邸危機管理センターに参集し、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、国土交通省などのヘリコプターからの映像等により迅速な情報収集を行うとともに、内閣府の地震防災情報システム(DIS)を稼働させて、建物被害や人的被害などを推計し、概括的な被害規模の把握に努めた。内閣総理大臣からの「被害状況の確認と住民の安全確保に万全を期すように」との指示の下、政府一体となって初動対応に当たった。発災直後には、溝手防災担当大臣を団長とする政府調査団を現地に派遣、同日、輪島市役所内に政府現地連絡対策室を設置し、現地での情報収集や地元地方公共団体との連絡調整に当たった。

3月25日17時に、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有するとともに、今後の対応を確認した。3月26日18時30分には、溝手防災担当大臣が出席し、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有するとともに、次の5項目を確認した。①引き続き、被災公共団体と連携して被害状況の的確な把握に努めること、②被災者が1日も早く安心した生活に戻れるよう、災害時要援護者をはじめ、避難者等の支援対策に万全を期すこと、③道路や水道等のライフラインの応急対策や災害復旧に適切に対応すること、④その他被災者の支援、被災地の早期復旧・復興に向けて、被災公共団体からの要望等も的確に把握し、関係省庁の連携を密にしていくこと、⑤各省庁が関係地方公共団体をはじめ関係機関と緊密に連携して対応すること。更に、3月30日17時にも、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況とこれまでの対応、地元からの要望事項及び各省庁における当面の課題と対応状況についての情報を共有するとともに、今後の対応についての申し合わせを行った。

4月13日には、安倍内閣総理大臣による現地視察を実施した。

適用日を3月25日として、石川県が七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町に対し、災害救助法を適用した。これに基づき石川県は仮設住宅334戸を建設することとした。

また、適用日を3月25日として、石川県が県内全域に対し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を適用した。

更には、この災害について、「平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成19年4月20日閣議決定、4月25日公布・施行)」により激甚災害として指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置を適用した。なお、指定にあたっては、公共土木関係及び農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超えると見込まれる場合には、中小企業関係の特例又は森林関係の措置と同一政令において、早期に指定を行えるよう局地激甚災害指定基準を改正し(平成19年4月19日中央防災会議決定)、この災害に遡及適用した。

各府省の対応は、附属資料2のとおり。

## 【附属資料2(抜粋)】

内閣官房は、3月25日9時45分、官邸対策室を設置した。

内閣府は、3月25日9時53分、災害対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。

警察庁は、3月25日9時45分、災害警備本部を設置し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整を行うとともに、愛知、岐阜、福井及び新潟各県の警察広域緊急援助隊246名を石川県に派遣した。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、官邸等へ現場映像の伝送等を実施した。

消防庁は、3月25日9時42分、災害対策本部を設置し、関係機関との連絡調整を行うとともに、石川県からの応援要請を受け、京都府、福井県、滋賀県、富山県、東京都、大阪府、兵庫県の緊急消防援助隊87隊349名を石川県に派遣した。

海上保安庁は、3月25日9時45分、災害対策本部を設置し、巡視船艇・航空機により、被害状況調査及び沿岸状況調査を行った。

防衛省は、3月25日9時45分災害対策室を設置し、石川県知事からの災害派遣要請を受け、3月

25日から4月8日までに、人員約2,730名、車両約1,050両、航空機約60機により、給食・給水支援、入浴支援等を実施した。

金融庁は、石川県銀行協会等に対し、預金払戻時の柔軟な取扱い等災害被災者の便宜を考慮した適切な措置を講ずることを要請した。

総務省は、3月25日9時57分、緊急事態対策本部を設置した。また、3月28日以降、石川行政評価事務所内に震災特設行政相談所を設置するとともに、4月13日には石川県輪島市、4月25日には石川県穴水町に被災者等からの相談をワンストップで受付処理する特別総合行政相談所を開設した。さらに、4月12日、石川県内の3市4町に対し、6月上旬に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付した。

法務省は、3月25日9時55分、災害情報連絡室を設置した。

文部科学省は、3月25日9時53分、災害情報連絡室を設置、同日13時、災害応急対策本部に格上げし、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、二次災害防止策等適切な対応をとるよう指示した。また、3月26日、地震調査研究推進本部の地震調査委員会が臨時会を開催し、地震活動及び地殻変動の総合的な評価を行った。

厚生労働省は、3月25日10時2分、災害対策本部を設置した。また、被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医2名等を被災地に派遣した。

農林水産省は、3月25日、関係局庁連絡会議を設置した。また、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係金融機関に依頼した。さらに、農地・水路復旧支援室を輪島市に設置するとともに、農村災害復旧専門技術者制度を活用した技術支援を行った。

経済産業省は、3月25日10時30分、防災連絡会議を設置した。

資源エネルギー庁は、災害救助法適用市町村及び適用市町村に隣接する市町村において被災した需要家に対して、電気及びガス料金の支払期限の延長等の災害特別措置を認可した。

中小企業庁は、石川県内の政府系中小企業金融機関、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構及び中部経済産業局に対し、災害に係る特別相談窓口設置を指示するとともに、政府系中小企業金融機関に災害復旧貸付の適用、政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に既往債務の返済条件緩和等に関する企業の実情に応じた対応を指示した。

国土交通省は、3月25日9時42分に非常体制をとり、ヘリコプターの活用等による情報収集を実施するとともに、照明車14台、衛星通信車4台等を被災地に派遣した。また、住宅・宅地関係では石川県及び富山県において実施した被災建築物応急危険度判定業務、被災宅地危険度判定業務の支援を実施した。さらに、災害対策現地支援センターを輪島市に設置し、現地支援を行った。

国土地理院は、3月25日9時57分、災害対策本部を設置し、災害状況及び被害状況の正確な把握のために電子基準点観測データの緊急解析を実施するとともに、空中写真撮影や現地緊急測量調査を実施し、地殻変動の把握及び災害状況図等の作成を行った。

気象庁は、3月25日9時45分に非常体制をとり、地震機動観測班等による被害状況の調査を実施した。また、震度5強以上の揺れを観測した地域に対して、暫定的に大雨の注意報・警報基準を引き下げて運用した。さらに、この地震について、「平成19年(2007年)能登半島地震」と命名した。

環境省は、3月26日に一般廃棄物処理の関係団体にバキューム車、パッカー車の派遣協力を要請した。